

第六十三回国 参議院大蔵委員会 會議録第十九号

(二六四)

昭和四十五年四月二十三日(木曜日)
午前十時二十三分開会

委員の異動

四月十八日

辞任

増田 盛君

長屋 茂君

玉置 猛夫君

四月二十日

辞任

鬼丸 勝之君

四月二十二日

辞任

大谷 賀雄君

横川 正市君

四月二十三日

辞任

久保 等君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

委員

補欠選任

今 春聰君

青木 一男君

津島 文治君

補欠選任

大谷 賀雄君

補欠選任

鬼丸 勝之君

久保 等君

補欠選任

横川 正市君

栗原 祐幸君

沢田 一精君

成瀬 幡治君

鈴木 一弘君

瓜生 清君

青木 一男君

青柳 秀夫君

伊藤 五郎君

岩動 道行君

鬼丸 勝之君

津島 文治君

中山 太郎君

国務大臣

大蔵 大臣

政府委員

大蔵政務次官

大蔵大臣官房日

本専売公社監理

官

大蔵省主税局長

国税庁長官

常任委員会専門

員

大蔵省主税局税

制第一課長

大蔵省主税局税

制第二課長

矢野 登君

戸田 菊雄君

松本 賢一君

横川 正市君

上林繁次郎君

渡辺 武君

福田 勉夫君

藤田 正明君

熊田 淳一郎

細見 卓君

吉國 二郎君

坂入長太郎君

安井 誠君

田辺 昇君

説明員

本日の會議に付した案件

○所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(栗原祐幸君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る四月十八日、増田盛君、長屋茂君及び玉置猛夫君が委員を辞任され、その補欠として今春聰君、青木一男君及び津島文治君が選任されました。

○委員長(栗原祐幸君) 所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案、以上三案を便宜一括して議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。藤田大蔵政務次官。

○政府委員(藤田正明君) ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、今次の税制改正の一環として、最近における所得税負担の現状にかんがみ、その負担の軽減をはかるため、所得税の減税を行なうとともに、税制の整備合理化を行なうため、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

第一は、中小所得者の所得税負担の軽減をはかるため、課税最低限の引き上げを行なうこととしております。

すなわち、基礎控除及び配偶者控除をそれぞれ現在の十七万円から十八万円に引き上げるとともに、扶養控除を現在の十万円から十二万円に引き上げることとしております。この結果、夫婦と子供三人の給与所得者の課税最低限は、現在の九十三万五千円から百二十九万九千円に引き上げられることとなります。

第二は、中堅給与所得者層の所得税負担を緩和するため、給与所得控除の拡充を行なうこととして

ております。

すなわち、その控除率を引き上げるとともに適用範囲をも拡大し、十万円の定額控除後の給与の収入金額百万円までは二〇%、二百万円までは一〇%、四百万円までは五%を控除することとしております。

第三は、税率の緩和をはかることとしております。

すなわち、主として中堅以下の所得者層の負担軽減をはかる見地から、税率の刻みとその適用区分の大幅な緩和を行なうこととしております。

第四は、障害者控除等の特別な人的控除の引き上げを行なうこととしております。

すなわち、障害者控除、特別障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除をそれぞれ一万円引き上げるとともに、いわゆる母子家庭への配慮から配偶者のいない世帯の一人目の扶養親族の扶養控除を二万円引き上げることとしております。

以上のほか、医療費控除について実情に即するよう改善をはかり、養護委託老人を受益者の扶養親族に加え老人受益者の負担の軽減をはかり、資産所得について合算課税を行なう場合の最低限度額を引き上げる等、所要の規定の整備を行なうこととしております。

なお、配当控除については、課税総所得金額一千万円以下の部分の控除率を一〇%、同じく一千万円をこえる部分については五%に引き下げることとしておりますが、これらについては、別途御審議をお願いする租税特別措置法の改正案において、所要の経過措置を講ずることとしております。

次に、法人税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府は、昭和四十五年度の税制改正の一環とし

て、中小法人の内部留保の充実に資するため同族会社の留保所得に対する課税を軽減するとともに、税制の整備合理化をはかるため、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

第一は、中小法人の税負担の軽減とその内部留保の充実に資するため、同族会社の留保所得課税についての控除額を引き上げることとしております。

すなわち、その控除額は、現在、所得金額の三〇％または年百五十万円のいずれか多い金額とされているのでありますが、これを所得金額の三五％または年二百万円のいずれか多い金額に引き上げることとしております。

第二は、同族会社の範囲について、その縮減合理化をはかることとあります。

すなわち、同族会社の定義を改め、三人以下の株主等及びその同族関係者がその発行済み株式等の五〇％以上を保有している会社に限り同族会社として取り扱うこととしております。

第三は、課税所得の計算の合理化をはかるため、建設工事の完成後の補修に要する費用の額として見込まれる金額を完成工事補償引き当て金として引き当てることを認める制度を創設することとしております。

そのほか、主として中小法人の納税手続を簡素化するため、中間申告書の提出を要しない税額の限度を三万円から五万円に引き上げる等、所要の規定の整備合理化を行なうこととしております。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府は、昭和四十五年度の税制改正の一環として、法人税負担を引き上げ、利子・配当課税の特例について漸進的な改善合理化措置を講ずるとともに、企業体質の強化、中小企業対策等に資する特別の措置を講じ、あわせて既存の特別措置について整理合理化をはかるため、ここにこの法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

第一は、現下の経済財政事情にかんがみ、法人税負担の引き上げを行なうこととあります。

すなわち、二年間の臨時措置として、普通法人の所得のうち、留保分に対する法人税負担を現行の五％増に引き上げることとしております。ただし、中小法人の所得のうち年三百万円以下の部分の税負担については、特に現状のまま据え置くこととしております。

第二は、利子・配当課税の特例について、国民の貯蓄態度に与える心理的影響をも考慮して、漸進的な改善合理化の措置を講ずることとあります。

まず、利子課税につきましては、現行の源泉徴収税率の軽減の特例を昭和五十年十二月三十一日まで延長するとともに、昭和四十六年から昭和五十年までの間に支払われる利子のうち、定期預金その他資産性の強い預金等の利子について、総合課税と源泉分離課税との選択を認める源泉分離課税と源泉分離課税との選択を認める源泉分離課税を課税の利子については、新たに申告不要制度を創設することとしております。なお、源泉分離課税を選択した場合の税率は、昭和四十六年分及び昭和四十七年分は二〇％、昭和四十八年以後三年分は二五％といたしております。さらに、少額国債の利子の非課税制度につきましても、その適用期限を昭和五十年十二月三十一日まで延長することとしております。

次に、配当課税につきましては、利子課税の改正に見合せて、現行の源泉徴収税率の軽減の特例及び源泉分離課税制度並びに少額配当の申告不要制度の適用期限をそれぞれ昭和五十年十二月三十一日まで延長するとともに、源泉分離課税を選択した場合の税率を昭和四十八年以後三年分は二五％とすることとしております。

なお、昭和四十六年分及び昭和四十七年分の配当控除率については、課税総所得金額一千万円以下部分を一・五％、同じく一千万円をこえる部分を一・二五％とすることとしております。

また、証券投資信託の収益の分配金の課税につきましては、利子課税の特例と同様の措置を講ずるとともに、割引債の償還差益に対する課税の特例につきましても、その適用期限を昭和五十年十二月三十一日まで延長し、発行時における源泉徴収の税率を昭和四十六年分及び昭和四十七年分については八％、昭和四十八年以後三年分については一〇％に引き上げることとしております。

第三は、企業体質の強化、中小企業対策等に資するための措置を講ずることとあります。

その一は、企業体質の強化をはかるための措置を講ずることとあります。法人が昭和四十五年五月一日から二年以内に産業体制の整備に資する合併をした場合について割り増し償却制度を創設するとともに、合併登記の登録免許税軽減の特例の適用期限を二年間延長することとしております。

その二は、中小企業対策のための措置であります。下請中小企業振興法の制定に伴い、下請中小企業振興準備金制度及び共同利用施設の特別償却制度を創設するとともに、中小企業者の機械等の割り増し償却制度について業種指定の期限を二年間延長するほか、中小企業構造改善準備金、中小企業の貸し倒れ引き当て金の特例等中小企業に関する課税の特例の適用期限をそれぞれ二年間延長することとしております。

その三は、過密過疎対策に資するための措置であります。ガス事業者の特定ガス供給設備について特定ガス導管工事償却準備金制度を創設するとともに、産炭地域の工業用機械等の特別償却制度について、その対象となる事業及び資産の範囲を拡充することとしております。

その四は、基礎資源の開発を促進するための措置であります。石油開発法人の発行する株式の取得について石油開発投資損失準備金制度を創設するとともに、探鉱準備金及び新鉱床探鉱費の特別控除制度の適用期限を一年間延長することとしております。

その五は、情報化の促進に資するための措置であります。一定の電子計算機について特別償却制度を創設するほか、電子計算機買い戻し損失準備金の積み立て限度額を引き上げることとしております。

そのほか、住宅貯蓄控除制度、耐火建築物の割り増し償却制度等の住宅対策のための措置、株式売買損失準備金制度、試験研究費の特別税額控除制度及び民間外貨債の利子の非課税措置等についてもそれぞれその適用期限を二年間延長することとしております。

さらに、農業振興地域の整備に関する法律に基づく勧告による農地の譲渡等について、譲渡所得の特別控除及び事業用資産の買い換えの特例等を設けるとともに、自然公園法の規定により特別保護地区として指定された区域内の土地が国または地方公共団体に買い取られる場合の譲渡所得について特別控除を認めることとしております。

第四は、既存の特別措置について、実情に応じた整理合理化を行なうこととあります。

すなわち、適用期限の到来する特別措置のうち、海運業の再建整備にかかる課税の特例等すでにその政策目的を果したと認められるもの、または資本構成を改善した場合の特別税額控除制度等のように政策手段として期待された効果をあげていないと認められるものについては、その適用期限の到来とともに廃止することとしております。

以上のほか、相続財産を相続後一定期間内に譲渡した場合の譲渡所得の計算方法を合理化する等、所要の規定の整備をはかることとしております。

以上、三法律案につきまして、その提案の理由及びその内容を申し述べました。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同くださいますよう、お願い申し上げます。

○委員長(栗原祐幸君) 次に、補足説明を聴取いたします。細見主税局長

○政府委員(細見卓君) たいだいま提案の説明がございました所得税法、法人税法及び租税特別措置法の三法案につきまして、補足して御説明申し上げます。

まず、所得税法について申し上げます。所得税法の改正は、最近における所得税負担の状況にかえりまして、中小所得者に重点を置いて所得税の負担を軽減するとともに、あわせて所得税制の整備合理化を行なうことをその内容としております。

第一は、課税最低限の引き上げであります。夫婦と子供三人の給与所得者の課税最低限を百万円程度に引き上げること、かねてからの懸案でありましたが、先ほど提案理由で御説明申し上げましたように、基礎控除等の諸控除の引き上げによりまして、この課税最低限は二百二十八万六千七百七十四円となるわけであります。また、この結果、昭和四十五年度の所得税の納税人員は、改正前でありまして約二千九百万人となるものと見込まれますが、改正後では約二千八百十万人と見込まれます。約九十万人の減少となるわけであります。

第二は、給与所得控除の拡充であります。すなわち、現行法では、給与の収入金額からまず定額控除の十万円を控除し、この控除を行なった後の金額について八十万円までは二〇%、百万円までは一五%、二百万円までは五%、三百万円までは二%、これをそれぞれ控除することとしておりますが、この定率控除の控除率を、百万円までは二〇%、二百万円までは一〇%、四百万円までは五%とそれぞれ引き上げてその拡充をはかっております。

第三は、税率の緩和であります。これは従来の所得税の減税が課税最低限の引き上げを中心に行なわれてまいりまして、税率構造については基本的な見直しが行なわれていなかったため、最近の所得水準の上昇に伴う所得階層分布の大幅な変化に即応してないのを改善しようとするものであります。この税率の改正は、税制調査会が長期答申で示した具体的内容をそのまま実現するものでありまして、具体的には、昨年の改正によりまして

中堅以下の所得階層の税率を緩和することを目的として、従来の一律五%刻みの税率を四%と五%の二段階刻みの税率といたしました。今後はさらに、二%と三%の刻みの税率をも加えてきまかくすることにより、所得税負担の累進の度合いをなだらかにいたしておるわけであります。

第四は、障害者控除等の引き上げであります。すなわち、障害者控除や寡婦控除等の特別な人的控除につきましても、現行の九万円の控除額を十万円に、また、いわゆる重度障害者については、現行の十三万円の控除額を十四万円に引き上げますとともに、母子世帯等の負担の軽減をはかるため、配偶者のいない世帯の一人目の扶養控除額につきましても、現行の十一万円から十三万円に引き上げることとしております。

第五は、所得税制の整備であります。すなわち、最近の医療費支出の実態を勘案いたしまして、医療費控除について、現行は所得の五%相当額をこえる金額の控除が認められておりますが、これを所得の五%相当額と十万円のいずれか低い金額をこえる金額につき控除を認めることとし、また、その最高限度額を現行の三十万円から百万円に大幅に引き上げることといたします。すなわち、老人福祉法により養護を委託された老人や、受託者の扶養親族の範囲に加えることとしております。さらに、現在は主たる所得者の所得と世帯員の資産所得との合計が三百万円をこえる場合には合算課税を行なうことといたしておりますが、今回の税率改正との関連から、この限度額を五百万円に引き上げることといたします。すなわち、配当所得者について認められておりますところの配当控除率を、課税所得が一千万円以下の部分については現行の二〇%から一〇%に、同じく一千万円をこえる部分については一〇%から五%にそれぞれ引き下げることとしております。

なお、この配当控除率につきましても、現在、租税特別措置法によりましてそれぞれ一五%と七・五%とされているわけでありますが、改正による負担の激変を緩和するという観点から、別途

同法の改正案によりまして所要の経過措置を講ずることといたしております。

次に、法人税法について申し上げます。

法人税法の改正は、中小法人の内部留保の充実を資するため同族会社の留保所得に対する課税を軽減するとともに、あわせて法人税制の整備合理化を行なうことをその内容としております。

第一は、中小法人の内部留保の充実に資するため、同族会社の留保所得課税についての控除額を引き上げることとあります。すなわち、その控除額は、現在、所得金額の三〇%または年百五十万円のいずれか多い金額とされておりますが、これを所得金額の三五%または年二百万円のいずれか多い金額に引き上げることとしております。

この引き上げにより、同族会社の留保金課税を受ける会社数は約十萬社から約七萬社に、その税額も約三百四十億円から約二百三十億円に、それぞれ三割程度減少するものと見込まれます。

第二は、同族会社の範囲について、その縮減合理化をはかることとあります。すなわち、同族会社の定義を改めまして、三人以下の株主等及びその同族関係者が発行済み株式等の五〇%以上を保有している会社に限り同族会社として取り扱うことといたしております。この結果、従来、四人の株主等及びその同族関係者が発行済み株式等の六〇%以上を保有していることにより同族会社として取り扱われていた会社並びに五人の株主等及びその同族関係者が発行済み株式等の七〇%以上を保有していることにより同族会社として取り扱われていた会社は、同族会社に該当しないこととなり、税制の簡素化に役立つものと考えられます。

第三は、課税所得の計算の合理化をはかるため、建設業につきまして完成工事補償引き当て金制度を創設することとあります。建設業におきましては、完成した建設工事につき欠陥があるときは、瑕疵担保責任に基づき補修を行なうこととなっておりまして、そこで、この補修費の支出に充てて金勘定に繰り入れた金額がある場合には、その

うち、最近における補修の実績を基礎として計算した金額に達するまでの金額を損金の額に算入することを認めることとし、所得計算の合理化をはかることといたしております。

第四は、主として中小法人の納税手続を簡素化するため、中間申告書の提出を要しない税額の限度を三万円から五万円に引き上げることとあります。この引き上げの結果、年一回決算の利益法人の約三五%の法人が中間申告書の提出を要しなくなるものと見込まれております。

そのほか、昨年十二月に公布されました国民年金法の一部を改正する法律により創設された国民年金基金の信託の収入・支出につきまして課税しないことを明らかにする等、所要の規定の整備等を行なうことといたしております。

次に、租税特別措置法について申し上げます。今回の改正は、当面の経済社会情勢に即応いたしまして、中小企業の税負担に配慮しつつ法人税の負担を引き上げ、利子・配当課税の特例について漸進的な改善合理化をはかるための措置を講ずるとともに、企業体質の強化、中小企業対策、過密過疎対策、基礎資源の開発、情報化の促進などに資するため所要の措置を講ずるほか、あわせて既存の特別措置について所要の整理合理化を行なうことをその内容としてしております。

第一は、法人税負担の引き上げであります。今回の引き上げは、普通法人の昭和四十五年五月一日から昭和四十七年四月三十日までの二年間に終了する事業年度の所得のうち三五%の法人税率が適用される留保分について、法人税負担を現行の五%増に引き上げ三六・七五%とすることとしております。なお、資本金が一億円以下の中小法人の所得のうち年三百万円以下の部分については、特に現在の二八%の税率をそのまま据え置くこととし、中小法人の税負担の軽減について特段の配慮を行なっております。

第二は、利子・配当課税の特例の改正であります。まず、利子課税につきましては、昭和四十六年

一月一日から昭和五十年十二月三十一日までの間における利子所得を定期預金、公社債、貸付信託等のいわゆる資産性の強い預金等にかかわるものと普通預金、通知預金等のいわゆる要求払いの預金等にかかわるものと二つに区分いたしまして、前者については一五%の源泉徴収を受けた上で総合課税とするか源泉分離課税とするかのいずれかを納税者が選択できる制度を設け、一方、後者については一五%の税率による源泉徴収だけで確定申告を要しない制度を設けることとしております。源泉分離課税を選択した場合の税率は、昭和四十六年分及び昭和四十七年分については二〇%、昭和四十八年以後三年分については二五%としております。なお、昭和四十五年十二月三十一日までの間については、従来どおり一五%の税率による源泉分離課税を存置することとしております。

また、少額国債の利子の別ワック非課税制度につきましては、その適用期限を昭和五十年十二月三十一日まで延長することとするほか、発行後最初の四回の利払いに限り非課税とする現行制度を改めて、全期間の利払いを通じて非課税の対象とすることとしております。

次に、配当課税につきましては、現在、源泉徴収税率を一五%に軽減する特例、二〇%の税率による源泉分離課税制度及び一銘柄年五万円以下の少額配当の申告不要の制度がありますが、利子課税の改正と見合せて、源泉分離課税を選択した場合の税率を昭和四十八年以後三年分については二五%に引き上げて、これらの特別措置の適用期限を昭和五十年十二月三十一日まで延長することとしております。

また、配当控除率につきましては、さきに御説明いたしました所得税法の改正案におきまして、課税総所得金額一千万円以下の部分については現行の二〇%から一〇%に、同じく一千万円をこえる部分については一〇%から五%にそれぞれ引き下げることとしておりますが、改正による負担の激変を緩和するという観点から、昭和四十六年分及び昭和四十七年分についての控除率をそれぞれ一

二・五%及び六・二五%とする措置を講じております。さらに、証券投資信託の収益の分配金の課税の特例につきましては、従来から利子課税と同様に取り扱っておりまして、今回の改正におきましても利子と同様に二〇%ないし二五%の税率による源泉分離課税制度を導入することとしております。また、割引金融債等の償還差益に対する課税の特例につきましては、利子課税の改正に見合せて、発行時における源泉分離課税の税率を現在の五%から昭和四十六年分及び昭和四十七年分発行されるものについては八%、昭和四十八年以後三年間に発行されるものについては一〇%にそれぞれ引き上げることとしております。

第三は、企業体質の強化、中小企業対策等に資するための所要の措置を講ずることとあります。その一は、企業の体質を強化するための措置であります。資本自由化等による経済の国際化の急速な進展に対処して、緊急に産業体制の整備を必要とする業種につきまして、昭和四十五年五月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に限られた合併が産業体制の整備に資するものと認められる場合には、合併後三年間割り増し償却を認める制度を創設するとともに、現行の合併に関する登記の登録免許税軽減の特例の適用期限を昭和四十七年三月三十一日まで二年間延長することとしております。

その二は、中小企業対策に資するための措置であります。まず、別途国会に提案されております下請中小企業振興法の制定に伴い、下請中小企業の振興のため、現行の中小企業構造改善準備金制度に準ずる特例を設けることとしております。また、中小企業者の機械等の五年間三分の一割り増し償却制度につきましては、その適用要件となる中小企業近代化促進法による指定業種の指定期限を昭和四十七年三月三十一日まで二年間延長するとともに、中小企業の貸し倒れ引き当て金の繰り入れ限度額の二割増しの特例、中小企業構造

改善準備金、中小企業団体の組織に関する法律に基づき承認を受けた協業組合に対する現物出資の課税の特例等の諸制度について、その適用期限をそれぞれ昭和四十七年三月三十一日まで二年間延長することとしております。その三は、過密過疎対策に資するための措置であります。すなわち、大都市及びその周辺地域におけるガス供給設備の緊急かつ計画的な整備を促進するため、ガス事業者の特定ガス供給設備につき、その取得のために支出した金額の四分の一を限度として特定ガス導管工事償却準備金をその工事期間中に積み立てることを認める制度を創設するとともに、産炭地域の工業用機械等について認められていた初年度三分の一特別償却制度について、その適用対象事業及び対象資産の範囲について拡充を行ない、産炭地域の振興に資することとしております。

その四は、石油資源の開発等基礎資源の開発を促進するための措置であります。すなわち、石油資源の開発を行なう法人またはこれに対して投資を行なう法人の株式を取得した場合について、その価格の低落による損失に備えるため、その株式の取得価額の二分の一以下の金額を石油開発投資損失準備金として積み立てることを認める制度を創設するとともに、鉱業を営む法人に適用されている探鉱準備金及び新鉱床探鉱費の特別控除制度については、その適用期限を昭和四十六年三月三十一日まで一年間延長することとし、この間制度の改善合理化について検討を行なうこととしております。

その五は、情報化の促進に資するための措置であります。すなわち、情報処理の高度化の要請に応じて電子計算機の普及をはかるため、企業が一定規格以上の電子計算機を取得した場合には、取得価額の五分の一の特別償却を認めることとするほか、電子計算機買い戻し損失準備金制度についてその積み立て率を現行の一〇%から一五%に引き上げ、実情に

応じた合理化をはかることとしております。その六は、住宅対策に資するための措置であります。すなわち、住宅貯蓄を行なった場合の税額控除制度、給与所得者等が事業主から住宅等の譲渡を受けたまたは住宅資金の貸し付け等を受けた場合の経済的利益の非課税の特例及び特定の住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の三百万円の特別控除の諸制度については、その適用期限をそれぞれ昭和四十七年十二月三十一日まで二年間延長するほか、耐火建築物を取得した場合の五年間十割増しの割り増し償却制度については、内容の合理化をはかりつつ適用期限を昭和四十七年三月三十一日まで二年間延長することとしております。

以上のほか、株式売買損失準備金制度及び試験研究費を増加した場合の税額控除制度についても、適用期限をそれぞれ二年間延長することとし、また、民間外貨債の利子の非課税制度及び利付外貨債の発行差金の非課税制度について、適用対象となる外貨債の償還期間が現在三年以上となつていたのを五年以上に改めた上、その適用期限を二年間延長することとしております。

さらに、農業振興地域内の農地等を市町村長の勧告、都道府県知事の調停または農業委員会のあっせんにより譲渡した場合の譲渡所得について新たに百五十万円の特別控除を認めるとともに、同地域内の農地等を取得した場合について事業用資産の買い換えの特例及び登録免許税の軽減の特例を認め、国立公園または国定公園内の特別保護地区として指定された区域内の土地を国または地方公共団体に買い取られた場合の譲渡所得について三百万円の特別控除を認めることとしております。

第四は、既存の特別措置についてその整理合理化を行なうこととあります。特別措置につきましては、従来から、その既得権化、慢性化の排除につとめる必要があり、常にその政策目的の合理性、政策手段としての有効性

を要する。すなわち、情報処理の高度化の要請に応じて電子計算機の普及をはかるため、企業が一定規格以上の電子計算機を取得した場合には、取得価額の五分の一の特別償却を認めることとするほか、電子計算機買い戻し損失準備金制度についてその積み立て率を現行の一〇%から一五%に引き上げ、実情に

を要する。すなわち、情報処理の高度化の要請に応じて電子計算機の普及をはかるため、企業が一定規格以上の電子計算機を取得した場合には、取得価額の五分の一の特別償却を認めることとするほか、電子計算機買い戻し損失準備金制度についてその積み立て率を現行の一〇%から一五%に引き上げ、実情に

及び負担の公平を阻害する程度等を厳格に比較検討した上、制度の流動的改廃を行なっているところであり、今回の改正におきましても、これと同じ見地から、さきに御説明いたしました利子・配当課税の特例について調整合理化をはかることといたしているほか、次のような整理合理化を行なうことといたしております。

まず、海運業の再建整備にかかる船舶の償却限度の特例及び日本万国博覧会出展準備金等々にその政策目的を果たしたと認められるものについては、その適用期限の到来とともに廃止することといたしております。

次に、資本構成を改善した場合、特定産業構造改善計画に基づき特定の設備を廃棄した場合及び特定の合併をした場合の三税額控除制度、特定繊維産業構造改善準備金制度及び事業協同組合等の共同教育施設の割増し償却制度のように政策手段として期待された効果が見られないものについては、所要の経過措置を講じつつその適用期限の到来とともに廃止することといたしております。

なお、以上のほか、相続税の課税の対象となつた資産を相続税の申告期限後二年以内に譲渡した場合に、その資産にかかる相続税額を譲渡所得計算上の取得費に加算することとする等、所要の規定の整備をはかることといたしております。

以上、提出三法案について御説明申し上げました。

○委員長(栗原祐幸君) これより質疑を行ないます。

質疑のある方は、順次御発言願います。

○成瀬幡治君 大臣の出席が午後という話でございいますから、それはそれとして、給与所得者の課税が捕捉率が一〇〇%あって、重税感、負担感というものがあつておみえになります。トローサーン(一〇・五・三)というように、事業関係はまあ五だと、農民は三だなどという世俗のことはあるわけですが、そこで、事業所得のことについてちょっとお尋ねしたいわけですが、たとえば自

動車に例をとりましても、メーカーに、原価は幾らですかと、こう言つたところが、なかなか物品税の関係がありまして言わない。そこで、集めるほうも非常に苦勞しておみえになるようです。それから事業所得のほうでいへば、今度は小売りは幾らで売つたかということもわかるわけですが、小売りから所得を計算するということになるれば、仕入れ値段が幾らだと、差し引いて必要経費はどれだけ要つたか、だからこれだけ、こういう方式をとつておみえになるだろうと思う。そうすると、メーカーは原価は秘密ですよと言つても、卸なりあるいは小売りに当たつていけば、おのずからそこで原価というものが計算がされるものと実は思ふわけです。

そこで、まず最初にお聞きしたいのは、物品税を徴収するときの課税方式というものはどうやっておみえになるのか、たとえば例はあなたのほうで適当な例でいいですからと説明をしてみたいと思ひます。

○政府委員(吉國二郎君) 物品税は、御承知のとおり、製造課税の分と小売り課税の分がござい

ます。

○成瀬幡治君 製造課税の場合です。

○政府委員(吉國二郎君) 原則といたしまして、製造課税の場合は、製造者の実売価格を中心にして課税をいたすわけでございますけれども、現在、課税の大量化に対応いたしまして、一定の物品は法令で指定をいたします。その表示をした販売価格に對して一定の率によつて課税標準を決定するとい

うやり方をいたしております。これは、たとえば自動車でございますとか電気器具のようなものは、一般に小売り価格を一定の方法で公示をいたしております。したがつて、その価格に對して蔵出し価格というものがあつて、その価格に對して蔵出し価格といたしまして、小売り価格を前提としてそれに一定率を乗じたものを課税標準にするという制度を取り入れたわけでございます。さらに、販売会社のようなものをつくりまして、販売会社に安く売つて販売会社から売るといふやり方

をいたしますと、その分だけ御承知のように販売価格が安くなりますので、そういう場合には販売会社の価格を中心にして課税決定をする、こういうような三つのグループがあるわけでございます。

○成瀬幡治君 その場合の法令で指定してあるものの業種と――品物でもいいです。品物と、それから算定の方法を、ちよつと方程式を教へてもらいたいと思ひます。

○政府委員(吉國二郎君) この小売り価格を勝手に変えられると困りますので、指定をいたしますのは、再販売価格維持契約をいたしておりますものの中、業種別に見て一定率を用いることによつて正確な課税標準がつかみ得ると認められるものを法令で指定いたしておりますので、相当の数でございます。一例を申し上げますと、小型普通乗用四輪自動車、これが控除率が二四%ということになっております。それからルームクーラー、電気冷蔵庫、電気ストーブ、その他電気器具が相当数でございます。全体で大項目で十七、小項目で計算いたしますと約四十ぐらひです。

○成瀬幡治君 電気器具は何%ですか。

○説明員(田辺昇君) 税法上のこまかい技術の問題でございますので、私がかかりましてお答え申し上げます。

電気器具と申ししても、また種類が分かれておりまして、たとえば電気冷蔵庫につきましては、大型でございますと三五%、これを引いた残りが税込みのメーカーの販売価格、それから電気湯かし器、こういうような系統のものは三六%の控除率になっております。それからテレビなどは、大型が三九%でございます。三八%が小型のテレビでございます。それからステレオ系統のものは三五%、これは部品でございますが、大体そんなことになっております。

○成瀬幡治君 自動車は……。

○説明員(田辺昇君) 先ほどお答え申し上げましたが、小型自動車は二四%ということになってお

ります。

○成瀬幡治君 この数字は、どうやっておつくりになっておるわけですか、基礎計算はどうやっておみえになっておるのですか。

○説明員(田辺昇君) これは、たとえば自動車なら自動車の例をとりまして、その自動車が末端におきまして何台売れたか、かりにある店を押さへまして、その小売り価格、一般的に現金正価で表示されている額が幾らであるかというものを合計いたしまして、総額の現金正価の額を出します。それに対応するその台数の実際のメーカーの蔵出し価格、これもまた合計して出しまして、その差額が先ほど申し上げましたような一定率としてはじき出される。この一定率は、具体的には、流通段階、卸と小売りのマージン、大ざっぱに申し上げれば、そういうものを構成しておるといふふうに申し上げられるのではないかと思います。

○成瀬幡治君 そうすると、蔵出しのときですか、いわゆる原価――税込みになつておるかどうかがそれは別として、その価格はつかめておるわけですね。

○説明員(田辺昇君) 原価ということばは、通常そのものの製造コストをいうものというふうに理解いたします。われわれ物品税のほうでつかむ必要がございますのは、その製造コストプラス、メーカーの利潤を合計したものがメーカーの販売価格ということになつておりますので、物品税の課税を行ないます場合は、あえてメーカーの販売価格のさらに奥に入つた製造コストをつかむ必要はないというふうに理解しております。

○成瀬幡治君 そうすると、製造コスト・プラス利潤、それが物品税の課税標準だと、こういうふう

に理解してよろしいのですか。

○説明員(田辺昇君) そういうことが物品税課税標準の一つのたてまえになっております。

○成瀬幡治君 そうしますと、たとえば自動車で申しますと、二四%ですね、卸、小売りのマージンが、これも大体あなたのほうで調べられて多数がこうなつておる、こういうことですが、あるいはカラー・

テレビが大型は三九、小型が三八となつておる。そうすると、卸、小売りの自動車とカラーテレビと二つの内訳をちよつと話していただきたい。

○説明員(田辺昇君) 具体的なメーカーのあるものの価格は、それぞれ実際の価格でございまして、この税法で定めております控除率とマージンの幅は違ふ面が出てまいりますが、いわばこれは税務執行上の便宜を考慮して、納税者の立場、執行官庁の立場を考慮いたしまして、概算的な平均的な率として定められておるものというふうに御理解いただきたいと思ひます。

○成瀬權治君 そういふことは理解するが、具体的にどうやって積み上げて、自動車は二四となつておる、それは、卸はこのくらいで、小売りはこうです、テレビのほうの大型を三九としたのは、卸はこうで、小売りはこうだという内訳の説明をお願いしたい。

○説明員(田辺昇君) これは小売りと卸のマージンの額をはじきました合計額で出しておるということではございせん、先ほど御説明いたしたように、ある自動車メーカー、たとえばA、B、Cといふものがございまして、メーカーを中心にしたしまして、そこでつくられた物の現金正価の額と、末端の蔵出し価格とを推定しまして、その平均的な割合が、たとえば六五%である——税込みでございまして——というときに、差額が平均的に三五%があるメーカーの自動車に対する末端の現金正価の額に適用される一定率、こういうことでございまして。

○成瀬權治君 私がなぜこういうことを質問しておるかという、たとえばマージンが小型自動車は二四ですよといふ、今度は販売業者でいうなら、小売りの人と卸の人はおのづから頭からもう税額ははら出てくるわけですよ。小売りが二〇%、卸で四%といふ、すぐ頭で計算できるわけですよ。電気屋さんでもそういう計算はすぐできるわけですよ。だから、そのことを聞いているわけですよ。

○政府委員(吉國二郎君) いま御説明申し上げましたように、これは課税標準を計算するための率でございまして、これは、実売価格——小売りのいわゆる建て値は実売価格ではございせん、メーカーがこれで売るべしとして発表した価格でございまして、したがって、今度は、小売り、卸それぞれが幾らで売るかとは関係ないわけではございまして。たとえば、百万円という建て値の自動車を出したときに、メーカーがそれを幾らで売っておるか、それを把握いたしまして、百万円の自動車には二四%の控除を行なう、メーカーの出荷価格が出ると、こういう算式でございまして、二四%で七十六万円であつたといふことは、これを仕入れた卸業者が幾らで売るかとは関係はないわけではございまして。製造者の販売価格をつかむのが目的でございまして、物品税としては、小売りがそれを今度は値引きして売らうが、卸が値引きして売らうが、それは関係ないことで、具体的な価格とは、小売り、卸の場合とは関係がない方式になつてゐるわけではございまして。

○成瀬權治君 長官、そのことはわかるわけですよ。私は、二四なら二四をなぜきめたのか、三八をなぜきめたのか、そのことが知りたいんですよ。あなたのほうが腰だめできめたというなら、腰だめでいいわけですよ。ほんとうにはどうやってきめたのか。

○政府委員(吉國二郎君) これは腰だめではございせん、いま申し上げましたように、これを決定するときに、多数の自動車製造業者の出荷状況を調べまして、出荷の際のその製造者の販売価格の総計をとり、それに対応する建て値としての小売り価格の総計をとって、それがどの程度の割合になつてゐるかを調べまして、それが中で小売り、卸が移動するために小売り価格が変わること、卸が移動するために小売り価格が変わること、もちろん現実にはございせんけれども、メーカーと建て値との関係はそのときの平均価格ではば移動しないという前提でございまして、そのときに率をきめる。したがって、率をきめるときは、製造者の具体的な販売価格とそれに対応する

小売り建て値との割合できめておる、こういうことなんでございまして。ですから、その間の小売り、卸のマージンが幾らかというものは、結果として二四として出たわけ、それを積み上げて差し引きしたということではないわけではございまして。

○成瀬權治君 そうすると、卸は抜いちゃつて、メーカーと小売りとの間のもので二四と出たと、自動車という。そういうことですか。卸のことは全然検討していないのですか。

○政府委員(吉國二郎君) 製造者が卸におろして小売りに回るわけではございせん、製造業者の販売価格と小売り建て値との比較をとりまして、その控除率の二四には、その建て値どおりでやつたならば卸と小売りが合計して得たであろうマージンが含まれる結果になるわけではございまして。それを、小売り建て値どおりで売らないで、たとえば卸が値引きしたとか小売りが値引きしたといふことになれば、実際に売られる価格は、さつき申し上げました百万円とは違つて、九十何万円に割り引きして売つておるといふ事実は出ると思ひますが、その場合でも、販売業者の売った価格七十六万円というものは変わりませんので、小売り建て値に対して二四%控除した数字とすれば製造者の販売価格は必ずつかめる、こういうシステムになつておるわけではございまして。

○成瀬權治君 私は、二四をかければそれがつかめるといふことはわかるけれども、なぜ自動車は二四が出てきたか。なぜ冷蔵庫は三五が出てきたのか。湯わかし器は三六が出てきた、テレビの大型は三九だ、小型は三八だ、ステレオは三五だ、どうしてそう違つて出てきたのか、そこがどううしてもわからぬのだが、わかるように説明してもらいたいといふことを言つてゐるわけですよ。

○説明員(田辺昇君) ちよつと説明の仕方がまずかつたかと思ひますが、具体的な数字で御説明したほうがおわかりいただけるかと思ひます。

たとえば、末端の新聞で発表されております現金正価が百万円という品物があつたと考えます

と、それを末端価格で押えておりますから、末端からはじいてまいりますと、その次の段階の卸の段階では、それを八〇という単位で売つておる。小売り、卸の間の二〇のマージンがあつた。そのまた前の流通段階で、まあいろいろございまして、また二〇のマージンがあつた、いわば卸マージンが。そうしますと、メーカーの出し値が税込みで六〇であつた、こういうふうにお考えいただきたいと思ひます。六〇はさらに税金が入つております。二割の物品税が入つておるというふうにお考えますと、原価といひますか、メーカーの原価とマージン、利潤を加えた五〇にプラス税金が一〇であつた。もう一度申し上げますと、メーカーの税込み蔵出し価格が六〇、卸のマージンが二〇、小売りのマージンが二〇、末端の現金正価が一〇〇である、こういうふうにお考えいただきたいと思ひます。そこで、一〇〇に対して税込みのメーカーの蔵出し価格六〇との差額の四〇は、一定率として現在物品税法で規定されておる。これは、その規定いたしました当時の自動車メーカーをサンプルでとりまして、税込み蔵出し価格をサンプルでとりまして、台数、合計金額が出てまいります。それから末端の現金正価の額をとりまして、そこから差額を出しまして、その末端に対する割合を算出しまして、その率でございまして。これは、たとえばお酒でも同じでございまして。ウイスキーが末端で幾らで売られるというときに、一定率が三割、二割五分というふうに、同じような計算過程で出てまいります。

○成瀬權治君 そうすると、あなたのほうのたとえば自動車の二四を計算したのは、別なことばで言へば、小売りのマージンがどれだけである、卸のマージンが幾らであつたと、それを平均して積み上げたものが二四になりましたと、テレビで言うなら三九になりましたと、小型は三八になりましたと、これでいいですか。それじゃ困りはせぬかなあ。

○説明員(田辺昇君) おわり願うために一つ一つの段階を押えたのですが、計算過程はメーカーを

主体に押えまして、一〇〇と六〇だけしか押えて
ございませぬ。計算の過程ではメーカーが主体で
ございまして、物品税の課税標準はメーカーの蔵
出し価格、税込みを押えたいわけでございますか
ら、末端の小売り現金正価の額とメーカーの蔵出
し価格しか押えてございませぬ。ただ、御説明す
るときに、それではおわかりにくいかと思いまし
て、その差額は理論的には卸、小売りのマージン
が含まれておることでございますが、計算過程は
両方の端と端だけをとりあえているということござ
いますので、実際のマージンがどのように卸、
小売りに配分されるかは必ずしも反映されており
ませぬ。それはまた必要ないことでございます。
○成瀬幡治君 そうすると、これはマージンとは
無関係なんだ、無関係できめた数字だと、そうい
うことなんですか。
○説明員(田辺昇君) 具体的なマージンの数字と
は関係のない場合が非常に多い。たとえば一〇〇
の末端価格が、実際には八〇で売られる場合もご
ざいます。また、七〇、九〇で売られる場合がご
ざいますので、具体的なマージンが必ずしも四〇
であるというわけではございません。
○成瀬幡治君 いや、割引したことは別ですよ。
あなたのほうが、現金正価として新聞等に公表さ
れますと、それを押えて、そして逆算して蔵出し
価格というものを押えただと、こうおっしゃる。
その押えてくるときのやり方というものは何かと
いえば、マージンがないわけなんですよ。御なん
かへ幾らでおろしたというマージンがないわけな
んです。小売りなんかのマージンがないわけな
んです。だから、こういう率をきめて、あなたのほう
は、現金正価が幾らなんだから、メーカーは幾
ら、それは三八ですよ、二四ですよ、こう言う
から、何でそれが三八、二四ときめたのか聞いて
おって、そこがだんだんわからなくなってくる。
どうして二四なり三八なり三九と、こういうふう
にいろいろときめておられるか。優遇しておると
ころもあれば、そうじゃないところもあるわけ
です。

○説明員(田辺昇君) どうも説明の仕方がたいへ
んへただったかもしれないんですが、物品税は、い
ずれにしても、第二種物品の場合はメーカー
課税でございますので、卸、小売りのマージンとい
うものは実際問題としてわれわれは考慮する必要
はないのでございませぬけれども、メーカーの蔵出
し価格を個々に押える場合に執行上問題があるとい
うことを考慮いたしまして、末端の小売り正価
を押え、それと蔵出し価格との割合を出したい、
それは逆で言いますとその一定率でございまして
いうことを御説明申し上げているわけでございます
として、その場合に、末端の小売り現金正価とい
うのは、通常のそのときの状態における卸、小売
のマージンなどはもちろん反映されております
が、具体的には積み上げていくわけではない。わ
れわれのほうとして知りたいのは、メーカーの税
込みの蔵出し価格を知りたいということござい
ます。繰り返し御説明申し上げておりましたが、
へん申しわけないのでございませぬが、言わんとす
るところはそういうことでございますので、御了
承願いたいと思います。

○松本賢一君 ちょっと関連して。聞いていてよ
くわからないんですが、成瀬さんの聞いておられ
るのは、なぜ自動車は二十四で、なぜテレビは三
十九とか、ステレオは幾らだとかなのか。そうい
うものによつてうんと幅が違っていると、それは
おかしいようにしるうとは思ふんです。そのと
ころをちょっと説明してもらいたい。
○政府委員(細見卓君) 私もいままで説明を聞いて
おりましたから、第三者的に申し上げますと、
要するに、話が少し食い違いましたのは、ものに
よつて実は小売り、卸のどちらのマージンが違
う。非常に高いものでございまして、常識的に考えま
して、安いマージン率でいいわけですよ。金額とし
ては大きくなりまして、マージン率としては安
くて済むわけですよ。それから安いものと、あ
る程度マージン率が高くなければ商売ができな
い。あるいは新製品のようなものでありますと、
小売り段階あるいは卸段階でかなり販売に努力が

要するというようなものでございまして、販売政策
として、卸売り価格に対してかなり利潤のある形
で小売り価格を想定しませんと、品物を扱って
もらえない。そういうことで、商品によつてマージ
ン率が違っている。ただ、この率も、永久にそう
いうものであるというわけではございませぬ。
で、いま申しましたように製品の販売の仕方ある
いは価格のその後の変動というふうなものに
まして見直していかねばならぬわけ、そ
ういう意味で、ここにございまして政令で
そのつど何年かの期間をおきまして見直しなが
らこの率は必要であれば変えていくということに
たしておるわけで、利潤率の違いをこれでフ
ォーしてまいる、そういうことであるわけござ
います。

○松本賢一君 そうすると、実際に小売り商が売
る場合に、非常に大きな割引をして、ほとんどそ
れが常識になっているような品物があるわけだ
すね。テレビみたいなものは二割くらいは引きさ
すよ、小売り商で。そういう場合は、もう初めから
現金小売り価格というものを高いところへ持っ
ていってしまつていると、実際は二割なら二割低
いところであるものを高いところへ持ってい
ておいてあるということになるのじゃないかと思
う。そうすると、おのずから控除率とかなんとか
いうようなものもそれによつてあなたの方のほう
の押え方が変わつてこなきゃならないのじゃな
い、かというふうな気がするんですが、そういう点
はどうなんですか。

○政府委員(細見卓君) そういうふうに全体の小
売り価格が変わつてまいりましたときには、いま
おっしゃるようで見直してまいらなければならぬ
と思ひますが、現在のところ、そういう小売り価
格、いわば協定の小売り価格が破られるという
のは、かなり特殊な販売形態をとり、しかも、そ
れに対して小売り価格を下げたことに伴ういろん
なリベートだとかいうようなつまり正常でない取
引形態というものが介入している場合がござ
います。正常でない形態というものにつきまし

ては、税法のたてまえといたしましては正常の取
引自体を前提にいたして課税対象としまして、正
常でないものは正常でないものとして表に出てこ
ない。たとえば、メーカーがリベートを出してい
るといふこともあり得ると思ひます。そういうも
のは別といたしまして、取引形態が、つまり小売
価格がそういうものではとても販売できない、一
般に値下げをしなけねばならないというふうなこ
とになりましたときには、その段階においてその
一定率というものは当然新しい事態に
必要であるか、かように考えます。それがどの
段階で全体を変えるか、つまり過半以上の多数
の取引がこれであるというところまで判断する
かというところは、具体的に個々のケースで判断し
なければならぬ問題であるかと思ひます。

○成瀬幡治君 卸を当たられば、すぐ仕入れ値段と
いうものはわかりますね。自動車でもカラーテレ
ビでもわかりますね。
○政府委員(吉國二郎君) たてまえとしてはわか
るわけでございます。もちろん、そのほかに、リ
ベートというふうなものもございませぬけれども、
その場合にはリベートを差し引けばいいわけ
でございますから、そういう意味では卸ではわかる
はずでございます。

○成瀬幡治君 リベートもわかりましよう……。
○政府委員(吉國二郎君) こういう種類の場合には、
は、表だつたリベートでございませぬから、これは
もう必ずわかります。

○成瀬幡治君 リベートは物品税の対象になりま
すか、それを引きいたものを対象にするんですか。
○政府委員(吉國二郎君) 物品税の課税標準とし
ては、リベートとしてきちんときまつて出すもの
は控除するということでございます。さ
らに、卸から先の運賃等を負担している場合もご
ざいます。そういうものは引くというふうには、実
は物品税の課税標準の計算はかなりむずかしい点
がございまして、個別には、したがひまして、大量
の製品についてそれを一々個別に課税標準の計算を
するのは困難でございませぬけれども、そういうも

のを全部含めて一挙に課税標準が出るようにというところでこの一定率を考えましたわけで、したがって、一定率を計算する場合の製造者の販売価格には、いまのリベートにも理論的にリベートを調整するとか、卸から先の運賃を負担していればその分を引くとかいう操作をして物品税法上正當な課税標準価格に相当する販売価格を出し、それと小売りのいわゆる正価販売価格との率をとって一定率をつくっておるわけでございますので、小売りの建て値さえわかれば必ず正常な販売価格が出る、こういうシステムにして簡素化をはかったわけでございます。

○成瀬幡治君 何でそんなことをしたのですか、あなた。卸で蔵出し価格がわかりさえすれば、それにかければいいじゃないですか。何でそんなややこしい小売りとの関係があるのですか。卸でやりさえすれば、市価というものはわかるのじゃないですか、リベートもわかるのじゃないですか。

○政府委員(吉國二郎君) 御承知のように、物品税の課税標準というものは、書いてございますように、正常な取引に応じて成立する価格という前提をとっております。個別に安い価格で売ったとかいうような場合には、本来あるべき価格にするのがほんとうの考え方、第十一条を読みますと、「(課税標準)」のところに、「第二種の課税物品でその製造者が当該物品の製造に係る製造場から移出したもの」に対しては「その製造者が当該物品を当該移出の時に通常の出取引数量により、かつ、通常の卸取引形態により、その製造場で行なうと否とを問わず、あらゆる購入者に対して自由に販売のため提供するものとした場合における当該物品の販売価格に相当する金額」と。いわば抽象価格と申しますか、具体的に値引きをしたとか、その場合に、その低い値引きでよろしいというわけにいかないもので、正當な価格を求めなければいけないというのがたてまえでございます。したがって、特殊な卸屋に特別に多くのリベートを出している、そういう場合には、その卸屋のリベートを抜いた価格で直ちに課税標準

準としての課税を行なえば、これは物品税としては過少になるわけでございます。したがって、極端に言えば、各卸屋ごとにそれに対する販売価格が違ふ場合にはそれを調整して正當な販売価格を求めなければいけません。したがって、むしろそれよりも、いま申しましたような意味で計算される正當な価格を、せつかく小売りの建て値はきまっておりますから、それとの率をきめて計算したほうが、個々に計算するよりもはるかに正確であるし、また、手数もかからない。そういうことでこの制度は順次でき上がってきたわけでございます。初めは一つか二つでやっておりました、これがふえまして現在四十くらいになっております。

○成瀬幡治君 いろいろ数字がつくられてやってきたというところは、それはわかります。しかし、それをどうやってつくったかということがわからなから聞いておるわけです。ダンピングが別扱いされていることはわかりました話ですよ。そうでなくて、新聞に現金正価は幾らですよといふのは幾らになるかすぐわかる。それが三九で適当になった、あるいは三五が適当であるとおっしゃるなら、私はそれならそれで納得できるんですよ。それはなぜかという、それらはマージンということになるからです。

○政府委員(細見卓君) いまの成瀬先生の言われるとおりでございます。

○成瀬幡治君 私の言うとおりのことになると、マージンですよということになります。

○政府委員(吉國二郎君) マージンに相当する部分を控除しているということでございます。

○成瀬幡治君 そうだろう、マージンということだろう……。

○政府委員(吉國二郎君) 具体的なマージンというところではございません。

○成瀬幡治君 よくわかった、そういう意味では、具体的なマージンではない、しかし抽象的なマ

ージンだということなら、それは私もわかります。ところで、この間公取委の資料としていただきました審判開始決定書というのを見ました。そうすると、カラーテレビは、パレス会を持ったり十日会を持ったりしている六社協定をしておみえになるようですが、卸のマージンは大体八%、小売りは大体二%、そうしてリベートは二%から四%、これは終わりのほうですよ。初めのほうを言いますよ、もっとあなたのほうに都合の悪い数字を、言いますと、初めのうちは小売りマージンは二%、卸マージン及びリベートは——御無礼しました。もっと前を言いますと、一番最初の当時は、小売りマージンは一八%以内、卸マージンは八%以内、及びリベートは平均二%以内、最高四%と、こうなっている。あなたのほうがせつかく三八とか三九という数字をやっておみえになるが、この六社は三%前後のようですね。これだけたくさん引いてやると、これはメーカーの課税が少なくておるわけですね。

○政府委員(吉國二郎君) その表面で言っているのは、おそらくそれは業者が言っていると思いがすが、実際の調査をいたしました、このほかに、リベートが各社秘密で出ておったり、あるいは先ほど申し上げましたように運搬費などを販売の場合に負担するという特約もございします。そういうものは課税標準として引かなければいけない。それやこれやをいたしますと、先生のおっしゃったのは、足しますと三%でございますが、それになお、隠れたマージン、リベートとか、あるいは運送費とか、そういうものを差し引きしますと、大体三七、八%になるのではないかと、かように考えるわけでございます。

○成瀬幡治君 これ以上いろいろなことを言ってもいかに思うおられますが、私はこちら辺ではこをおさめようと思っておりますが、とにかく管理価格というものが実際あるんですよ。また、寡占になつてくれば当然なんです。ですから、よほど徴税のほうも目を光らしておいてもらわないと、あなた、メーカーで二%違うとか五%違うという

ことは、たいへんなことなんです。目の色を変えて争うのは一、二%なんです。それが、税のほうでいきなり何%というような優遇が出てきた数字になれば、メーカーのほうではもうかつてしようがないわけだ。それが、実際小売りの価格のほうへ影響して、安く売られるとか、たとえば自動車非常に安く売られるとかカラーテレビが安く売られるというのはいが、逆に値段の引き上げになっておる、寡占ですからね、協定をされて。ですから、こういうようなことをあなたの方のほうで行政で手心をやっておみえになるなら、もう少し目を光らして、値段のほうはどうなつておるかということに目を光らしておいてもらわないと、メーカーだけ優遇してもらつちや国民がたまらんです。取るべきところから税金は遠慮なく取つてもらわないと、所得税のほうはすべて一〇%わかるから取つておる。私は、給与所得者の脱税の問題よりも、実はこういうところに問題があると思うんですよ。しかも、こんな甘い数字をつくっているようなことをやられるというのは、どうも税に対する不信ばかりになつてしまつてたいへんだと思つておるんですよ。

○政府委員(吉國二郎君) この一定率をきめますには相当シビアな態度でやっておりますので、実質的には甘いことではないと私は信じております。業界ではけんけんごうごうの非難が出ておりますが、これに対しては断固として適正マージンを見ているわけでございます。

○成瀬幡治君 断固やるといふ吉國長官の決意ですが、しかし、断固断固でいわれる断固にならぬようにひとつお願いするよりほかにないと思ひます。われわれがとかく言うわけじゃなくて、あなた方がきめられたことがいかにあいに——とにかく、聞いておつてほんとうのことを言うといふことが非常に残念なんです。また機会をというわけにいかんでしょうから、実はこの辺のところまでやめておきます。

○委員長(栗原祐幸君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(栗原祐幸君) 速記をつけて。

○成瀬幡治君 私には、税の公平というところで非常に問題にしたいのは、一つはギャンブル所得に対してちょっとお尋ねしておきたいのですが、たとえば競馬とか競輪というのが非常にあるわけですが、ポットだとか二五%というのが入って、あと七五%というものはだれかの所得になっているというところは間違いないと思うんです。だれかギャンブルで当てて一時所得とか雑所得があつてやられた例はございますでしょうか。

○政府委員(吉國二郎君) 御承知のように、ギャンブルの所得は一時所得になるわけでございますが、もちろん常習でやっておればそれは事業所得になる場合もございます。よく暴力団等で課税される場合は、事業所得で課税をするわけでございます。一時所得で課税した事例はもちろんあるのでございますけれども、具体的には、私、いま手元には持っておりませんが、所得税課長のあれでは一時所得で課税しておる例があるようでござい

ます。

○成瀬幡治君 それは、自分から進んで申告されたのか、何か手入れがあつてそうしてその結果としてやらざるを得なくなったのか、どうなんでしょう、そこら辺は。

○政府委員(吉國二郎君) もとより申告納税でございまして、大部分の方は正しく申告されるはずだと私は思いますが、いまつかんでおりました例はともすれば銭金でございまして、これは調査の結果調べられたものであると思ひます。本来は一時所得として申告すべきものでございまして、御承知のとおり総体として一〇〇に対して七五しか払い戻しがないというわけでございますので、所得が出てくるというものはよほどうまくやつた場合でございますし、一時所得につきましても譲渡所得とあわせて三十万円の特別控除がございまして、そういう関係で、普通、競馬場でもうけた程度のもはなかなか課税所得

に入つてこないということは言えるのじゃないかと思ひます。

○成瀬幡治君 一時所得の対象にギャンブルとしてなるべき金額はどのくらいですか。

○政府委員(吉國二郎君) ただいま申し上げましたように、総体としてはいゆる胴元が取る分が何%かございまして、本来、かけというものは、もろからないものであるはずなんでございまして、個別には、それがうまくやつた人はどの程度の一時所得を得ているかというものは、ちょっと私ども手元に資料がございまして、推計したものも持っておりませんので、ちょっとお答えしかねる次第でございまして。

○成瀬幡治君 これは数字が出るでしょう。二五%引きますね。あと、七五%が配当になるわけですね。その配当をもうけわけですね。それから、その配当は何%というところはわかります。たとえば、百円でやつたときに、百二十五円になったとか、いろんなことになるわけですね。ですから、パーセントで出てきますから、一時所得として課税対象になるべき数字というものは押えられるで

す。

○政府委員(吉國二郎君) それは理論的にはそうでございますけれども、通常、一枚の馬券を買わ

ずに、いろいろのものを買つておられますので、つまり、一つ当たると十枚買つておられる人もあり、二十枚買つておられる人もあり、また、そのレースで当たつても次のレースではずれる人もあるというところでございますから、総体として考えれば、要するに一〇〇馬券を買つて、七五しか払い戻しがないわけでございますから、本質的には総体としては損なわけでございます。ですから、うまくやつた人はどのくらいもうけたかというものは、これは全く事実に基づくので、推計不可能であらうと思ひます。

○成瀬幡治君 そうすると、あなたの説明を聞いておると、損した人もあるじゃないか、だから損金も認めるということでしょう。

○政府委員(吉國二郎君) 損金は、御承知のとおり、一時所得の損は他の所得に通算いたしまして、損は損で、損しつぱなしということになるわけでございます。

○成瀬幡治君 長官、あなたは、ギャンブルに対して初めから課税は取れんわいと、わからんで、という態度なんですか。

○政府委員(吉國二郎君) いや、もちろん私は申告納税というたてまえが非常にいいところがあると思ひますので、もうけたと思う人は申告をされるのが納税義務者として当然のことである、かように考へておるわけでありまして。

○成瀬幡治君 それじゃ、競馬、競輪その他ギャンブルでどのくらい申告があつたのか、まあ一時所得のものでしたら、なかなか区別ができませんとおっしゃればそれだけでも、三十万円以下、あるいは雑所得になるから五万円以下というのでみんな申告しなかつた、こういうふうには善意に解釈をして、善意に申告をすべきものがなかつたというふうなことになるんですか。

○政府委員(吉國二郎君) 正直なところ、そういう統計をとつておりませんので、いまでも申し上げかねるので、たいへん申しわけないのでござい

ますけれども、一時所得で申告をされている人ももちろんあると思ひます。先生がおっしゃつたような意味で、一時所得がありながら課税に達しないものもあると思ひます。

○成瀬幡治君 私も、実は、ギャンブルで申告したという人は寡聞にして聞いておらんのです。こういうものでもうけて税金を払つたというところは聞かない。しかし、確かに一時所得であつたことも間違いないですね。そういうのは、脱税もけつこうですと追及もしないようです。少しぐらい追跡をされてやられてもいいじゃないかと思うんですけれども、ギャンブルのほうの所得はもう手放しでけつこうですと、こういうことなんですか。

○政府委員(吉國二郎君) 理屈を申しますと、ギャンブルも調べるべきかもしれませんが、税務署の現在の態勢では、むしろより大きい脱税をも

し見のがしておるとしますればたいへんな問題でございまして、そちらのほうに集中をしておるのが実情でございます。

○成瀬幡治君 先ほども言われておる通りに、暴力団との関係もありますし、胴元は大体暴力団が多いだろうと思ひます。健全なスポーツであつた野球にまで伸びてきた。そういうようなことであつて、好ましくない方向にこういうギャンブルがいろいろ行きますと、ギャンブルというものを私は頭から一〇〇%悪だときめつけろということもできぬと思ひますが、片方では若干の抜け穴がなければならぬだろうということもわかるんです。

ことほど程度の問題だと思ひます。ところが、なんにも手綱が引き締まつておらんので、こういうものはだんだんと拡大されて大きくなっていくばかりなんです。ですから、節度というものがおのずから行政の上であつていいだろう。その節度をどこに置くかというのが問題だ。ですから、一つの税としても一つの節度のものにはしなないかという立場に立っていないいろいろな問題を提起しておるわけですが、ですから、そういう意味で、私は、徴税の責任者である国税庁が何らかの動きを示しておく必要があるだろうと、こう思つておるわけだ。

○政府委員(藤田正明君) 成瀬先生のおっしゃることはまことにものともなうんですが、大体、馬券を例にとりますと、百円の中で十円は先に税金として取られておるわけですから、一割はもう全部が税金を納めておるわけなんです。その残りの七五というものが配当になつていくわけなんです。これはだれの所得に属するか、捕捉するのに非常に困難であらうと思ひます。申告以外にこれはない。そういう実情がございまして、ただいまおっしゃいましたように、ギャンブルが過熱していくことに対して、政府は、どういう処置をとるか、また、税制の面でどういうチェックをするというようにおとりだらうと思ひますが、昭和三十六年に公営競技調査会というものの答申が出ております。それによつて、現行のギャンブルに類す

る競馬、競輪、オートというふうなものは、現状維持である、これ以上は伸ばさないというふうな答申がございまして、政府としてはその答申を守つて、その線に沿つていっていると思ひます。なお、税制の面でも、おつしやいましたように何らかの処置をとつたらどうかということでございますが、これはひとつ検討をさせていただきます。

○成瀬藩治君 次官の答弁で私もいいと思ひます。とにかく、これは八百長がつきものです。ギャンブルというものは八百長がつきものです。しかも、これは、捨てておけば野放しになつていく。ですから、行政の中でどこか絶えず手綱を引き締めさせる姿勢というものが無いといけません。いやないか、そういう意味で申し上げていいので、いまの次官の御答弁で納得いたしますから、これはこれにしておきます。

それから次に尋ねたいのは、主税局長にお尋ねしたいと思ひますが、交付税がたくさん行き過ぎちゃつてゐるのだから交付税を減らして、三三〇というのをとてみたいへんなんだと。だから、いま、あれは政府が借りた形になつておりますね。そういうような議論がいつたときに、国税と地方税との問題が大きな問題になるわけです。地方自治体のほうでいえば独立財源がない。それから地方自治体というものは、三割自治というふうなことがある。三割ならええがもつとならたいへんだというふうな意味です。そういうことは大臣にも御答弁願ひなければならぬ政策の問題ですが、一応主税局長としては、国税と地方税とのバランスはいままでの現行法でいいとお考えなのか。そして、このままにしておけば、確かに三税はどんどんふえてまいります。ふえてまいりますから、交付税の伸びは普通の一般財源の伸びよりもよくなるということはあるかなんてすよね。そういうふうな点について、何か御見解がござい

○政府委員(細見卓君) 地方団体が独自の財源をもつて独自の施策を行なうということは、地方自

治のたてまえからして一番望ましい姿であることは当然でございますが、問題は、日本のように狭い国土で、産業なりあるいはそのほかの事業活動というふうなものが非常に限られた地区に集中してくるという国におきまして、地方団体にまんべんなく存在する財源というのなかなか見つけないわけでございます。御承知のように、法人、個人を含めた所得というものは、だんだん大都市に集中してまいりまして、工場が確かに分散いたしてはまいりますが、それにいたしまして、やつぱり過疎地域というものはどんどん出ていくというのが実情でございますから、そういう意味で独立税を新しく見つけ出すというふうなことはなかなかむずかしいわけでございます。そういう意味で、たばこの消費税でありましてかあるいは電気ガス税でありましてかあるいは、一番普通性の多い税で、住民税のようなのは、大都市に高所得者が集中する結果、むしろ田舎の住民税は非常に高くなつてしまふ。あるいは、固定資産税にいたしまして、大都市のほうの評価に比べて地方の評価というものが、一方のほうは非常に値上がりしてゐるの一方のほうは値上りもあまりしない、しかし評価は年々同じような割合で引き上げられてゐる。それから総体的に固定資産税も重いつつあること、そういう意味で、日本のように全体が一つの経済圏になつたところにおきまして独特の財源を見出すというのは非常にむずかしいのじゃないかと思ひます。

一方、地方税と国税を見ても、いまおつしやいますように、地方税の税額というものは、実は、国税よりも直接税のほうがウェイトが大きくなつてゐるわけなんです。これは異様に考えられるかもしれないが、現実がそういうでございます。そういう意味で、いまの地方税体系というの、むしろ国税以上に、間接税的な、何といひますか、つまり、人が住んでいる限り税源があるというふうな税を見つけなきゃならぬ。これは、国税以上にむしろ問題があるくらいであります。しかし、それはそれといたしまして

も、地方税の直接税と、国税のいわば三税と申しまして実際に伸びてゐるのは所得税と法人税ですが、三税が伸びてそれが交付税になつていく。しかも、その三税の伸びは自然増収の八割ぐらゐを三税で占めるというふうな状態でありまして、全体として交付税の伸びのほうに国の財政の伸びよりも大きくなる。そういう意味で、国の財政を圧迫するといふようなことになつてゐるわけでありまして。そこで、かつて、国と地方との事務配分というものが前提にされた税制を考へるわけでありまして、国の全体の税額をベースにした交付税率というのを考へたらどうか。事務配分の割合というものは変わらぬわけでありまして、そういう意味で国税全体をベースにした算出の根拠にした交付税を考へたらどうかということも考へたわけでありまして、これは大蔵省がやりまして交付税を切るための知恵だといふふうに反発を受けて、今日まで目の目を見ておらぬわけでありまして、やはり国、地方の事務配分といひますか行政の事務配分を総合して税源について考へ直さないと、このままではやはり大きな行き詰まりが来るのではありませんかといふことは考へております。

ただ、それでは具体的にどういふ案があるかといふことになりまして、大蔵大臣たびたび申し上げておりますように、地方自治との建前論がございまして現実の解決というのなかなかむずかしい。うございまして、私も私どもとしては、国、地方を通ずる税制改正というのがもうぼつぼつほつておけない段階に來ておるのではないかと考へております。

○成瀬藩治君 予算編成時期になりますといふ問題になるのは、ただ単に交付税だけにしほつてしまつて、私は地方自治体に相当財源を与えてもらわなければならぬという立場に立つわけですね。ところが、議論を進めていくと、だんだんと地方自治のほうにその金はやらぬでもいいじゃないかといふような議論になつてしまつてはたいへん。国がそういう姿勢だといふたいへんなことだ

になる。地方自治体というものが、三割自治から五割自治になり、七割自治になり、そういうふうになつていかなくちやいかぬと思ふ。ところが、議論をするとき、どうもさか立ちになつちやう。しかも、今度、高福祉高負担で、税率を税全体に大体二〇アップなんです。そうすると、これはたいへんなことなんです。国でいえば、そうすると、地方もそれに対しての仕事というものが当然地方負担というものもふえてくるわけですね。そうすると、二〇の財源と申しますか、歳入が二〇アップといふことになる。税額を二〇アップする、これはたいへんな問題だと実は思ひます。意見を聞いておきますと、何か地方では財源を見つけていいいふやうなふり、これはちよつと私の聞き間違いかもしれないんですが、そんなふうに言われると、どうも、主税局長の意見を聞いてみると、地方自治のほうにやり切れぬように思つちやうなんです。

○政府委員(細見卓君) そういういまの先生のやうな御議論があるので、地方税の問題はむずかしいわけですね。それじゃ、地方税に、普遍的——普遍的というか、まんべんなくあらゆる地方団体がほぼ行政の必要に応じて、しかも住民からは同じやうな割合で取れるやうな税金が現実であれば、それはそのとおりにするのが理想だと思ひますが、所得税のやうなものをとりまして、これは長官がいずれお話しする機会もあるかと思ひますが、大都市に所得税なり法人税なりの税額というのはいくら集中してまいり、いくら人間を大都市に回しても追つかないといふやうな形があるといふことは、とりもなおさず、地方税としてそういう所得課税といふものを持つてくれば、大都市とそうでない農村地帯あるいは僻村との間に、同じ税で同じ税率で課税したのでは、一方は所得収入がゼロであるのに、一方では非常にたくさんのお金が出るというやうなことになつてまいらぬわけでありまして、そこを、それでは望ましい税といふのがあつかう。もちろん、地方税に適用して

いる条件として、変動がないとか、あるいは普遍的であるとか、あるいは十分な歳入をあげられるとか、いろいろな原則もござりますが、その中で日本で一番むずかしいのは、同一の税法で普遍的にそれぞれの団体の必要に応じた程度の歳入が確保できるような税法があれば、それは一番望ましいのであります。日本のようにいわば狭い国土に多数の三千からの市町村が存在しておるといいますと、それに均等に財源が与えられるような税制というのは、私は長い間やってみましたが、むしろそういうものはだんだん見つけにくくなる。戦後のある段階は、むしろ均等に発展いたしてまいりましたから、見つけやすかったわけでありましたが、むしろそういう意味で非常にむずかしくなってきた。そういう意味で、衆議院のほうでいろいろ議論が出ましたように、歳入を自分で徴収しなければ地方自治でないのだというように考え方をそのものごとく考え直さなければならぬ段階にまで来ているのじゃないか。住民に均等な福祉を約束するということがあれば、自分のところで取った財源でなければ地方自治というものになり立たないというふうにお考えになる考え方を改めて、ひも付きでない財源が来る限り、それは国が徴収して地方に分け与えたものであっても、むしろば独立財源だと考えなければ、とても均等な福祉——むしろ逆に、そういう過疎地域のほうにいろいろな施設をやってみなければならぬわけでありまして。だから、いろいろな行政サービスがむしろ低下しているという地域に財源を付与する方法というのは、そういう地方独立税という形では非常にむずかしいのではないかと考えております。

○成瀬清治君 この問題を議論しますと、事務の再配分の問題等が一番大きな問題になりまして。しかし、片方では、行政の標準規模というものもある。そういうものもあると思いますが、あなたの議論を聞いてみると、交付税をやればよいということになる。交付税の財源をうんとふやして、そうして交付税でどんどんやればよい、ひも

つきでなければ。あとのものは、いろいろなことを言うけれども、大体的に税的なのなんですね。だから、そういう議論なら、交付税を減らされる心配はないと思いますので私は安心をしております。この点、よろしく願います。(笑)

あと、時間です。一言だけ聞いておきます。主税局長、今度租税特別措置法をいろいろ見てくださいと、企業で公害が発生しますね、そういう企業には非常に恩恵がたかき与えられておるわけですね。たかきとは申しませんが、それとにかく恩恵がある。加害者の立場にある人に恩恵があるわけですね、別なことばで言えば、被害者は国民ですが、公害の被害者に対して何か税制上あるいは金融上優遇措置をお考えになったことはありますか。

○政府委員(細見卓君) 公害対策の第一と申しますのは、やはり根っここの公害が発生しないようにすると、これが第一で、公害を発生するいろいろな企業その他に公害発生を防止するための施設をつくらせるように税制上金融上措置するのが、一番正面から取り組んだ方法であることは、お認め願えると思います。そこで、不幸なそういう被害者になられた方々について税制上どういことがいまなされておるか申しますと、一つは、医療費控除があるわけですね。しかし、これは今回限度的に引き上げその他はいたしません。所得のない方については恩恵にならないわけですね、多くの場合に公害の被害者だという方々が二百万も三百万も所得があるという方々にならぬに引き上げたことによつて、家族の中に一人そういう方ができて、その家全体としては相当の収入があるという場合には、まあこれも一つの役には立とうかと思ひます。それからもう一つは、不幸なそれがさらに被害者の域にまで進んだという方に対しては、障害者控除、あるいはまた特別な重障害者になられた方には特別障害者控除と、これはそれぞれ一百万引き上げてあります。特別な控除をいたしまして、重障害者の場合

でありますと十四万円を控除するということをいたしております。そういう個人に対しての施策はいたしておりますが、いざいざにしても、これらの控除というのは、所得がない限り恩恵が及ばないわけですね、問題はそういう方々に医療費なり何なりを支弁するよう制度というものの確立が望まれるわけでありまして。

そして、御承知のように、公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法というのが四十四年十二月から公布になっておるわけでございます。これは、都道府県が公害地域として指定された地域の人たちについて医療費その他医療手当等を支給しているわけでありまして、それに対する経費の拠出のために公害防止事業団というのが設けられて、それに対して財界その他から協力態勢として民間側がほぼ半分ということで公害対策協力財団というものを設けたわけでありまして、これに對します資金として一年間約六億円を予定いたしておりますが、これを寄附金の特別ワケとして指定寄附金として、その責任のどうこうということではなくて、企業が進んで寄付をし、ほんとうに必要な医療が行なわれるようないわゆる財政的な裏づけができるように税制上の措置を講じてございます。

○成瀬清治君 もう時間がありませんから、またの機会にこの問題についてもう少しお聞きしたいのですが、たとえばいま一番大きいのは、この間公明党さんの調査でも、騒音が一番大きいわけですね。騒音、騒音ですが、かりにたとえ高架の道路ができまう。いまかなり高い。そうしますと、高架下に入ったところは、地価も下がりますね。あるいは、その家が木造でかわらざるまう、あるいはたな物の物が落ちてどうにもならぬ。そこで、騒音防止のために家を改築しなければならぬ、あるいは木造を耐久の建築にしなければならぬという問題が出てくるだろうと思ひます。あるいは、悪臭の問題もありまう。あるいは、いままでは自分の前で洗たくものは干せられなくても、もう干せなくなつてしまつた。日

照権の問題もありまう。そういうようなことについて具体的に何か国は対策は講じられておるかどうか、ないとするならば今後おやりになろうとする気持ちがあるのかどうか。

○政府委員(細見卓君) 公害の問題はこれから真剣に考えてまいらなければならない問題でございますので、いまおっしゃつたようなことを含めまして、税制の中にうまくなじんで入ってくるかどうか、十分検討してみたいと思ひます。

○委員長(栗原祐幸君) 午後一時十分に再開することといたしまして、休憩いたします。

午後一時十八分開会
○委員長(栗原祐幸君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行ないます。
質疑のある方は、順次御発言願います。
○戸田菊雄君 大臣にお伺いをしたいと思います。質をさせていただきますが、いままでの審議でたびたび大臣も言明をされておるわけでありまして、今後の税増収の対象というものはできるだけ間接税に重点を置いていきたい、こういうことなんでしょうが、その場合、間接税の何に一体中心を置いて考えられているのか、その辺の見解をまずお伺いしたい。

○国務大臣(福田赳夫君) お話しの通りに、私は、今後の税制を検討する場合において、間接税が問題になってくるというふうに見通しを持っておるわけですね。国費がだんだんとふえてくる、いま租税負担率は国民所得に対して一八%、どうもこの数年間を見通すと、一、二%上がっていく傾向はやむを得ない傾向ではあるまいか、こういうふうに見ておるわけでありまして、それが一つと、もう一つは、いまの所得税がどうも国民に負担感というものを与えておる、こういうふうに見ておるわけでありまして、これからの経済の相が変わつてきますが、それも配慮しながら所得税減税というものを進めていきたい、こういうふう

に考えておるわけでありまして。その二つの事情から、どうしてもその補てんというのを考えなければならぬ。その財源補てんの財源対策といいたしまして何を考えるかというところ、どうしてもこれは間接税にならざるを得ない。ただ、しかし、私は、しばしば申し上げておりますように、間接税中心主義に持つていこうというのじゃない。直接税中心主義は従来のとおりであります。その補完的な役割りとしての間接税を強化しよう、こういう考え方であります。したがって、いま直ちに全面的な間接税体系の採用、つまり売り上げ高税でありますとか、付加価値税でありますとか、そういうことを考えておるわけじゃないんです。これは十分私は勉強はしてみたいと思つております。これを直ちに実施するという考え方は持つておりません。持つておりますのは、個別消費税といひますか、特殊の物品税について新しい対象はないかというところとか、あるいは他に適当な消費税対象はないか、そういうようなものをまあ国会でも済みましたらひとつ模索してみたい、こういうふうな考えておる次第でございます。

○戸田菊雄君 こので税調の答申内容を含めていろいろ伺ひをしてみたいと思つております。きょう東畑会長が出席できないということでありまして、相当数省きますけれども、その中の一、二について伺ひをしたいと思います。

この答申の内容を見ますと、今後間接税は拡大方向でいきなさい、具体的には間接税の低下に備えて適正化——まあこの適正化ということばをこの前も聞いたのでありますが、私が理解するならばこれは一つの増税政策だと思つております。いづれにいたしましても、範囲拡大でいきなさい、こういう方向を言つておるわけですね。いま大蔵大臣の答弁がなされたように、消費税等を中心に何かいい名目をつけるものはないかというふうな構想ですね。だから、どうしても考えられることは、新しく新税を創設する、そういう中で税範囲というものを拡大をしたい、こういう

ことに理解をされるわけでありまして、そういうことになりまして、従来の歴史的な経過なりあるいは今後の状況、財政需要等に伴つてだんだん拡大をしていくわけでありまして、その歳入面を何とか確保していかなければいけない。そうするを得ない。いま大臣が言われたような方向に行かざるを得ない。そうすると、いまのところは早期にそういうことは着手されるかどうかはわかりませんが、一つはやっぱりたばこ消費税の創設等が考えられるのではないだろうか、こういうふうな考えられるわけなんではないですか、その辺はどうでしょうか。

○国務大臣(福田赳夫君) 税制調査会ではたばこ消費税の創設を示唆いたしておるわけですね。しかし、これは収益目的じゃないんです。あるいは、中央、地方の配分という問題に着目し、また、専売公社の企業経営が企業体としてその任を尽くすというためには納付金制度よりは消費税制度が適当である、こういうような考え方に立つものではないかと思いますが、私は、いま、消費税に専売納付金を転換するかどうかにつきましては、検討をいたしておる最中なんです。なるほどこの調査会が言うような理由というものは考えられます。特に専売公社は企業体である、その企業体である専売公社が余った益金は、それをそっくり国庫に納付することである、あるいは地方に分け与える、そういうようなことであります。企業意欲というか企業経営という面から見まして問題がある。むしろ、調査会が言うように、税はこれだけだというふうにきまつておつて、その前提に立つて企業運営をしていくというふうな考え方が、実際の運営ができて、こういうふうな考え方が、さあ「光」をどういうふうに分けるか、まあいろいろの種類のたばこがありまして、その一つ一つについて、配分問題というのが、中央、地方の財政調整ともからまりまして非常にデリケートでむずかしい問題になりますので、まだ結論を得るに至つておらない、そういうような状態でございますが、考え方自体とすると非常に

にメリットのある考え方でありまして、これは前向きでなお検討を続けてみたい、こういうふうな考えておるわけでありまして。

○戸田菊雄君 いま大臣の答弁のようなことで、答申もおおむねその辺のニュアンスであります。結局、政府としては、専売納付金は一定の収入を確保していこうという考えに立つて、四十三年度にたばこの値段の引き上げをしたが、そういうことになつてまいりますと、一面では専売益金の納付金が若干減少していく。だから、政府の立場からは、一定のたばこの納付金の収入というものを確保していく、こういう上に立つとすれば、従来の納付金制度のものを消費税制度に変えて、そうしてあくまでも一定の国庫収入というものを確保できると、こういうふうに行くのは当然だろうというふうな考えです。だから、そういうことになれば、たとえ従価税にすれば、原価が上れば税収は増大する。さらに、従量税にすれば、原価に關係なく一定の税収は確保できる。そういうことになつてくると、たばこの消費税というものは、今後の間接税その他物品税を拡大する方向として一番手っ取り早いんじゃないか。そうして、なおかつ、政府が一定の国庫収入をあくまでも確保して、一定の収入を厳然と納まるように体制を確保するとすれば、これ以外はないんじゃないか、こういうふうな考え方が、その結果私は非常に心配するのは、たばこ消費税にかえたときには非常に大衆課税という方向に行くことは免れないと思ふんですね。それからもう一つは、現にいま専売公社は企業内としての合理化ということ、十カ年基本計画を立てて、さしたる中期計画五年間で大幅に要員削減といった一連の合理化政策をやつておるわけですね。だから、そういう二面性を持つてくる。たばこ消費税というものが成立した場合には必ずこういう結論になつてくると思う。いまそういう二面性の運動がやや進行しつつあるんですね。だから、かりにそういうものを設定をする場合、こういう一つの弊害と申しま

すか影響といひますか、そういうものをできるだけ排除をしていくような配慮というものが必要じゃないか、こういうふうな考えるのであります。その辺、仮定の問題で申しわけないのであります。大臣の見解を伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(福田赳夫君) 調査会が言つてゐるのは、増収というわけではないんです。増収は、基本的にはたばこの販売価格の改定、これがなければ、消費税主義をとらうが、あるいは納付金主義をとらうが、多少の違いはあるかもしれないけれども、そう大した違いはなからうと思ひます。問題は、何といひますか、消費税をとるにいたしましても、あるいは納付金制度をとるにいたしましても、納付金の場合におきましては販売価格というものが直接的にきまります。しかし、消費税の場合におきましては、税込みをもつて販売価格がきまるといふことになりまして、その税込み価格の販売価格とそれから納付金制度下における販売価格がそれと異なるというところ、これは私は国民に与える影響というものはさうさしたることはなからうと、こういうふうには思ひますが、とにかく、制度を改正するゆえんのもの、増収ということを考へてゐるわけではないのです。そうではなくて、そのほうが企業経営の面におきまして合理的ではないかと、こういうことなんです。そういうメリットというのは確かに私はあると思ひますので、検討に値する考え方だ、というふうな考へておるんですが、さあこれを実施するといふことになると、地方との配分というふうな技術的に末端の処理においてなかなかうまい問題がある、まだ結論を得るに至らない、こういう状態でありまして。

○戸田菊雄君 次に、やはり答申で実は指摘しておられるわけでありまして、物品税の課税拡大の問題、いま大臣もちょっとそういうふうな答弁をなさつておられるのでありますが、答申の内容では、「広く一般消費物品及びサービスに対する課税を行つてゐる西歐諸国の間接税体系とは著しく対照的なところである。」云々といふことで、

具体的には消費及びサービスに対する課税の比重が非常に低い、そういうことを使って答申を行なっているわけですね。この内容を私なりにずつと判断をしますという、一般消費税の中で売り上げ高税ないし変種としての付加価値税、こういうものを将来は設けなさいということを言っているのではないかと考えるのです。いま冒頭の答申で、大臣はいまのところ考えていないと。しかし、早晩こういうものがやはり創設されるということになるのではないかと。ことに、大臣は、いままでの答申の中で、来年は税調に洗いざらいこういった問題をかけて、そうして総ざらいをしていく、そうして今後の答申に従った方向に行くというのであれば、当然これは浮かび上がってくる問題ではないかというふうには考えるわけなんです。

そこで、具体的に考えていった場合に、物品税についてでございますけれども、ことにこの答申が指摘をしている「一部の高級消費財」——これは事務当局に聞きましたら、高級消費財というのはおおむね三つだと言われる。その一つは、絹織物等が入っているわけですね。それは、税調の指摘に対して事務当局の見解というものも入ってきているわけですね。当然そういう売り上げ高税というものの創設を早晩やってくるのではないかと。これは大臣が税調にはかるわけですね。税調はそういう意思を持っていくわけですね。だから、これを拡大をし、間接税に若干ウェイトを置いて、それはもちろん補完的な意味でですけども、そういうことになってくるということになれば、当然私はここに帰結をしていくのではないかと、こういうふうには考えますけれども、そういう場合に、これは、負担の均衡ということ、あるいは税の公平、こういうものに非常に抵触してくる問題であろうと思うのであります。ですから、そういう問題に対する一つの見通しについて大臣の明確な見解を伺っておきたい。

○国務大臣(福田赳夫君) 税制調査会は消費税について検討するということを言っておりますが、

しかし、一般的な売り上げ高税とか、あるいは付加価値税というふうなものを目ざしましてこの答申はやっておられるわけではないんです。消費税についても少し検討してみたらどうだというふうなことで、ニュアンスとすれば、むしろそういう一般的な消費税体系論というものを打ち出しているわけではございません、いままでの税制調査会では、私は、一般的な売り上げ高税とか付加価値税というものは物価にかなり大きな影響があるのではないかと、こういうふうに見ておられるわけでありまして、いま、何と云っても、当面する国民的な課題は物価問題であります。そういう物価問題のむずかしいこの際に、全面的に消費税体系というものを取り入れる、これは私は不可能である、また、なすべきものではない、こういうふうには考えます。

そこで、個別的な消費税体系の強化、そういう考え方をとるわけでございますが、この個別的な消費税体系、消費税強化というふうに申し上げましても、これは与える物価への影響というものは特に配慮しなければならぬ、そういうふうには考えているわけでありまして、この物価への影響度、これも重要な要素にしなければならぬ。しかし、現在のたとえば物品税に例をとりますと、この税がきまってしまうから時間もたつており、その間にかかなり急激な経済変化もある。そういうようなことから、実情に適しない面もあるように見受けられます。物品税を動かすということ、これは政治的に見ますとなかなか容易なことじゃございませぬけれども、その困難を排してひとつ物品税の再検討というものもしてみたい。また、物品税以外におきましても適当な課税対象というものはないものかどうかということもひとつ相談してみたいと、こういうふうには考えておりますが、とにかく、税制調査会の意見もよく聞きますが、税制調査会は、付加価値税あるいは売り上げ高税にこれを取り上げべしという見解をいま具体的に出してはいるものではないかということもひとつ御了承置き願いたいと思います。

○戸田菊雄君 いま大臣がおっしゃられる、具体的にどういうものを創設しないか、こういったことは一言も確かに言っておりません。言っておりませんけれども、こういうことは言っているんですね。かつて課税が廃止された物品及び新規の物品について課税対象に取り入れなさい、こういうことははっきり言っているんですね。だから、そういうことになりましたと、いろいろ想定できますけれども、私はいま指摘したような売り上げ高税というものはその筆頭格に入ってくるのじゃないだろうか、こういう推測をするわけなんではないですか。こういったことについていろいろ検討してみたい、こういうことであります。もうすでにこの答申が出まして、四十三年でありますから、自來今日までおおむね二年間の時日が経過しているわけですね。この間の事務当局の答申では、もっぱら所得税減税に重点を置いて検討をしていてそこまで手が回らなかった、こういうことなんでありまして、しかし、少なくともいままでの政府の態度としては、税調答申をでき得るだけ完ぺきに実施していきたい、こういうことでありますから、幾ばくかの間接税、物品税等に対する検討もやられてきているのじゃないかと、こういうふうには考えるのであります。その辺の措置についてもし検討されておれば、事務当局のほうからお答えを願いたい。

○政府委員(細見卓君) 間接税の問題は、特に個別物品税の問題は、先ほど大臣からもお答え申しましたように、ねらい打ち的に課税をするわけでありまして、その課税を決定するにあたりましてはいろいろ困難な問題があることは御承知のとおりで、そういう意味で間接税については絶えず私どもは検討してまいらなければならないとは思っておりますが、かつての繊維関係の課税について、三べんも法案を出して三回とも成立を見なかったというような事例もございまして、ここで答申で申し上げることは、そういうようなことがあつたにしても、やはり間接税というものが税制の中で相当な役割を占めるべきものであり、

また、その間接税が、物価なりあるいは所得水準の上昇に伴ひまして、特に従量税のようなものは相対的に軽くなつていく。しかも、その物品が消費態様の多様化なりあるいは変化に対応できなくて、本来課税理論としては課税すべき物品が課税されないままに放置されておるので、その点についてたとえば従価税を取り入れてみるとか、あるいはまた、新規物品について、かつて課税が廃止されたとかいうようなことにこだわらずに、広く消費の実態に即応した課税ができるように物品を見直すべしというふうなのがこの答申の意見でありまして、そういう意味合いにつきましましていろいろその後の消費の状況というふうなものについてそれなりの調査はいたしておりますが、さて、これを課税物品にすべきかというふうなことまでは至っておりません。また、新規の物品を新たに課税したいということになりますと、それなりにたいへんな事例でありますので、具体的に税制調査会の答申を求めるとか、あるいは品目の品目についても勧告を受けるとかいうようなことまでいたしませんと、ただ事務当局で検討したからこれは課税できるといふほど容易なものではないことは御案内のとおりで、その意味でいろいろな検討はいたしておりますが、具体的な案までは至っておりません。

○戸田菊雄君 これは仮定のことです。申しわけないのであります。かりに税調が来年そういうことで作業をやつて、結果的にそういう新税の創設をしないか、まあそこまで行くかどうかかわかりませんが、いずれにしても事務当局で検討した結果そういうことになったというふうになれば、当然売り上げ税なり付加価値税というものが浮かび上がってくると思うんですが、その際に、大臣としては、売り上げ税なり付加価値税どっちが現実的に日本の税制にとっていいかと思ひますか、これは仮定で申しわけないんです。

○国務大臣(福田赳夫君) 税制調査会がさような答申をしてくださるであろうことは想像できます。それからさらに万々一そういう御答申

がありまして、私どもは、先ほど申し上げました物価体制、物価事情、そういうことを考えますときに、そういう一般的な間接税の増徴ということとは適当でない、こういうことで、いま付加価値税あるいは売り上げ高税というふうなものにつきましてその利害得失を論じてはおられません。

○戸田菊雄君 そうしますと、ここ当分そういうことは考えなくてもよろしいと、こういう見解でいいんでしょうか。

○国務大臣(福田赳夫君) そのように考えております。

○戸田菊雄君 当分の範囲ですけれども、これはおのおの見解によってあれだろうと思うんですが、ただ、私は見のがし得ないのは、オランダでも七二年までは税率を全体統一をして課税体制の整備を行ないたいと。あるいは、フランスでは、もうすでにこの付加価値税というものを創設をして、すでに実行している。あるいは、西ドイツにおいても、そういう実行に入っておるわけですね。ないしは、EECで関係参加国もすべて一九七〇年の一月一日までにそういう体制をとりなさいと。西欧先進諸国家といわれる各国においては、もう一様にそういうことで出発しておるわけですね。日本の場合も、高度経済成長でどんどん財政が拡大をして、どうしても歳入面の検討に迫られる。その場合に、いま言ったようなことが具体的に考えられるとすると、一般的には、いま大臣がおっしゃられたように再検討の時期だと私も思うが、結果的に押し進めていくと、私はどうしてもその辺にぶつからざるを得ないということではないかと、いま質問をしたわけですが、こういう諸外国の影響と日本の税制全般のかね合いというものは、大臣は、どうお考えになりますか。

○国務大臣(福田赳夫君) 古くから売り上げ高税なんというふうなものをやっておりますフランス、こういう国は、もうその体系が国民の間に定着しておる、こういうふうなことで今日の経済情勢の変化の中においてもそれほど問題は起こしておらぬというふうに思うんですが、いままで一

般的にそういう税制をとっていないという国が新たにそういう課税体系をとるということになると、かなりこれは問題を起しておると思います。たとえば、いまオランダの話がありました、オランダが昨年卸売り物価が実に暴騰をいたしましたわけがあります。あれは、おそらく八、九割卸売り物価が一挙に上がった。なぜかという、売り上げ高税の創設ということに原因があるというふうに見られておるわけでありまして、わが国におきましても、いま物価問題をめぐって経済諸事情が非常に大事な時期であるという際でありますので、ここでの段階で物価問題にほんとに直撃的な影響のあるような売り上げ高税、付加価値税というふうなことをやってみようというふうなことはかなり冒険じゃあるまいか、こういうふうに見ておりました。まあ諸外国の事例、最近に売り上げ高税を採用したオランダのことなんかを参考してみますと、まさに日本はこの事実をよく踏まえて行動しなければならぬだろう、かように見ておるわけでありまして。

○戸田菊雄君 しかし、財政面からちょっと検討いたしますと、少なくとも財政収入は今後大幅に増大していく、その中から要素が一つ生まれてくると思ひます。もう一つは、そういう角度でどうしても増税政策をとらなければいけないということになってくると思ひます。たとえば、たとえば成瀬理事の資料の内容をずっと見まして、たとえば「主要税目別の当初予算における自然増収額及び増収率の推移」あるいは「一人当たり国民所得に対する国税、地方税の負担割合」と、各税の資料がある。非常に膨大にふえてきています。そういうことで、今後ともそういうことから歳入面に対する税金から来る収入というのは非常にふえていく傾向にあると思ひます。あるいは、景気調整を何らかの手段でやっつけていかなければならないということになる。そういう各税の財政事情から、どうしてもそういう面でも税制の付加価値税なるものの創設はいやおうなしに迫られてくるのではないかと思ひます。そういう結果になるような

気がするんです。そういうことになりまして、どうしても有効需要抑制ということにならざるを得ない。そういうことになると、大体付加価値税というものが一番効果を発揮するのじゃないかと私は思ひますが、その辺の見解は大臣はどうですか。

○国務大臣(福田赳夫君) 私は、多少見通しについては見解が違ふのですがね。日本の経済は今後とも成長発展を続けるであろう。そうすると、その成長発展に伴ひまして直接税のほうの収入はかなりふえてくるというふうに見ております。その中におきまして、所得税は、現在の税制をほうっておきますと、私は負担感がかなり高まってくるというふうに思ひます。そこで、どうしても所得税の減税はしなければならぬというふうに思ひますが、その所得税減税によつて起きるところの歳入不足、あるいは、これから道路とか下水道とか上水道とか、そういう社会資本の立ちおくれの取り戻しという問題でふえる財政需要、そういうものは大かた自然増収がこれをまかなう、こういうふうになると思ひます。しかし、それでも足りないような状態が出てくるだろうということを考えますときに、まあその用意もしておかなければならぬというふうに見ておるのでございます。日本の財政が近い将来において全面的な間接税課税制度の採用へ迫り込まれるというふうな状態とは見通しておりません。

○戸田菊雄君 事務当局にちよつと伺ひをしたのでありますが、戦前比でいきまして、現在、所得税のところだけつこうですけれども、倍率でどのくらいになっておりますか、それから物価の値上がりですね、これは大体どのくらいになりますか。

○政府委員(細見卓君) 計数は後ほど申し上げますが、その際にぜひお考え願ひたいのは、一つは、戦前に昭和九年ないし十一年をとりまして、そのころの税収による収入は当時歳入の半分を若干上回る程度でありまして、しかも、その税収の中の直接税は全体の三割五分程度、間接税が六割

五分程度、いまの直接税、間接税のちやうど逆になつておるわけでありまして、そういう意味で、先般も木村委員から、課税最低限を比べて、当時は百五万になる、いまは百三万じゃないかというお話がございましたが、税構造が全然違ひますので、あるいは所得の階層というものが全然違ひますので、その点については一がいに言うのはむしろ適当ではないのじゃないかということをお大臣が木村委員にお答えしておりますが、そういう意味で、しつて数字を言えとおっしゃれば一億三千六百万でございます、全体の中の構成比は所得税では一・一％でございます。それが、四十五年におきましては、税収が二兆三千五百億円で、三・二％の構成割合になつております。物価倍率は後ほど調べてお答えいたします。いづれにしても、換算いたしますと、たしか百五万ないし百六万になります、課税最低限は。

○戸田菊雄君 私の調査によりますと、戦前比比較で税金関係は二千六百倍程度ですね。物価は八百六十倍程度じゃないかと思ひます。ですから、いろいろ調べて見ますと、物価よりも税金のほうがはるかに倍率において大きくなつておるわけですね。これはなぜかといへば、いかに税金がいわば低所得者層まで拡大をされて課税されているかというところになると思ひます。納税人員の推移経過の過般の大蔵省の資料を見ましてもそういうことが言えるのでありますが、こういう膨大な税金が比較的低所得層に全体が向けられている。ですから、大臣がおっしゃられるように、所得税減税中心に十分検討する。しかし、いままでは、主として中堅サラリーマン、百五十万円以上、こういうものを対象に四十五年度も行なわれましたが、今後ともそういうふうな言われたのでありますが、何らかの形においてそういう低所得者層に対する減税のきめ手、そういうものを具体的に検討する時期ではないか。幸いに大臣がそういうことをやるというならば、むしろそういうものを重点に据えて検討することが至当じゃないかと思ひます。が、その辺はどうでしょう。

○國務大臣(福田赳夫君) いま戸田さんが戦前対比でいろいろお話しがりましたが、これは五百六十三倍になります。それで戦前基準年次の予算の規模は二十二億円で、そのデフレターでいきますと、一兆一千億円くらいになります。それがいま八兆円になっております。つまり、八倍まではいけませんけれども、八倍近く財政規模が膨大化しておるわけでありまして、したがって、国民の税負担がそれだけふえるということ、これはそのとおりふえておるわけでありまして、

問題は、それをどういう階層がまかなうかと、こういう問題であります。戦前は一兆一千億、その中の六五%を国民大衆の負担という消費税でまかなっておるという状態でございますが、今日は直接税でこれをまかなっておる。私は、国民の租税負担力に応じて租税負担が行なわれておる今日の直接税中心の財政のあり方というものは、これはまことにこのいい状態じゃないか、こういうふうに見えておるわけでありまして、ただ、そのかつこうは、大きく見ると、いい中におきまして御指摘のような所得の低い階層というものが負担感というものを感ずる、そういう点をよく見きわめまして今後の所得税減税問題という問題と取り組んでいかなければならぬかと、こういうふうな考えておるわけです。ただ、いま財政の規模は膨大になりましたけれども、国民の負担力もまたこれは非常に高くなっておるわけでありまして、税最低限というところから見ますと、戦前のその一兆一千億円の財政をささえる所得税の最低限は、今日の物価で換算していきますと大体百五十万円くらいになるのです。今度はそれを百三万円に持っていく、こういうのですから、その大きな開きはないような状態になってきておるのではありませんか、まあしかし国民のいろいろな声を聞きましてきめこまかい配慮をしていかなければならぬ、そういうふうな考えております。

○戸田菊雄君 所得税の減税は引き続いて行なうということは、大臣は何回もおっしゃられておるわけですが、そうしますと、当然私は自然増収の見合いの中において所得税減税というものを一定の割合で確保していくというものは必要じゃないかと思ふんです。三十九年の長期税制答申の中では、自然増収の二〇%程度ですね、こういうものを確保しないといふところが、四十三年の税制答申の中へ来ますと、これが不当に一方的に何だか拘束するような印象を与えるから、こういうものはやめなさいというので、だいたい関係方面から反論があつたわけですね。四十三年の答申の中に、そういうものは全然帳消しになっておりまして、しかし、ほんとうに今後所得税減税というものをいろいろ政府が検討されていくならば、自然増収の一定割合というものをどの程度まで減税措置に回すか、こういうようなこと目標があつてもいいのではないかと。従来あつたのですが、これを何も帳消しにして抹殺するようなことも必要ないんじゃないかと思ひますが、この辺はどうでしょう。

○國務大臣(福田赳夫君) 今後の財政はその規模がかなり拡大をしていく、こういうふうに見えておるわけですが、その間に処して、経済情勢は長い目で見ればかなりの発展はするだろうと思ひますけれども、その年々によってかなりの動きがあるということもまた考えておかなければならぬ、そういう際でありますので、一定の基準を設けて減税を行なうという硬直した考え方はいかかであるかと、こういうふうな思ふわけでありまして、財政の状況によりましては二〇%以上でもいいじゃないか、あるいは、経済情勢等にもらみ合わせますと、そういう減税をすることは適当でないといふ、そういう時期もあるかもしれない。要は、経済情勢がこれから変わってきますから、その変わりを見詰めたがらきめのこまかい所得税、特に低所得者についての配慮をしていくといふことじやなからうか、そういうふうな考えておるわけでありまして。

○戸田菊雄君 成瀬理事の資料によりますと、「主要税目別の当初予算における自然増収額及び増収率の推移」というのがある。これを見ますと、所得税の場合でありますけれども、年々自然増収というものが増大している。これは当然だろうと思ふのです。当然だろうと思ふのでありますが、そういう中で次のページの「自然増収額に対する減税額の割合」というのを見ますと、今年度の場合には確かに一七・九%です。しかし、これは戦後最高といつたようなものじゃないんです。前回にもあるわけでありまして、こういうことで一定の計数をなめてまいりますと、四十一年が一七・三%、四十一年が一〇・九%、四十一年が一四・七%、四十一年が一七・九%と、こういうことになつてゐる。ただし、これは、四十三年は私の記憶では実質減税ゼロということになつてゐると思ふのでありますが、そういう経緯を見ますと、いずれも従来三十九年の税制答申に基づく二〇%にはほど遠いという状況ですね。もちろん、今年度なんかは、公債発行減額に五百億円回した、そういうこともありますが、しかし、補正予算を組んで自然増収と問題でいろいろ問題になつたように、やっぱり私は長期答申で指摘をしたような二〇%程度の減税をやろうと思へばできるんじゃないか、まあこういうふうに考えるんですね。たとえば、私の計算で、いま社会党案という基本的には百五十万円というのにはちよつと無理ですから、今次国会で暫定予算でわれわれが出したようなあの程度のもので、おそろく総体予算で五千八百億円程度ですかね、私はいまそういう記憶があるんですが、その程度あればあの社会党案というものは実現できそうです。基本要請の五人家族といった場合に百五十万円、こういう程度で基礎控除その他をずつと整理をしていきますと、おおよそ一兆円近い予算がかかってくるから、こうなれば私は自然増収その他財政の状態からいってたいへんなものだと思ふのですが、しかし、いまの段階でもその辺ならできそうだと私は思ふのであります。

が、そういう意味合いで、ひとつ、大臣、今後本問題等については十分検討していただきたいと思ふんですが、その辺はどうでしょう、見通しは、

○國務大臣(福田赳夫君) まあ自然増収の一定割合を目標としながら減税と取り組む、こういうふうなお話ですが、私は、自然増収全体を見詰めるというところ、これは全然意味がないというふうには思ひませんけれども、問題は、いま戸田さんが議論をされておるのは所得税にあるわけですから、所得税の自然増収が幾らある、そのうち一体所得税の減税に幾ら回すのか、こういうことじやないかというふうな、まあそういう見方も同じ議論からすれば重要な要素になつてくるのじゃないか、そういうふうな思ひますが、ことしなんかは、そういう見地から言いますと、実に所得税自然増収額に対して三八%の減税をやつてゐる、こういうことになるわけでありまして、これはかなりの額が所得税減税に回つておる、大きな努力が払われておる、こういうふうな評価をしていただきたいといふふうな気持ちを持っておるわけでありまして、しかし、問題は、自然増収が幾らあるかということもさることながら、もう一つは、社会資本のおくれの取り戻し、また、社会保障の拡充という問題をどういうふうな扱つか、こういうこともまた考えておかなければならぬ問題でありまして、歳入、歳出をならみ合わせ、所得税の自然増収が一体どうなるんだらうというふうなことも考えながら総合的な判断、これが大事じゃないか、そういうふうな感じがするのですが、御所見もまあ私ども今後いろいろと検討させていただくことにしたいと思ひます。

○戸田菊雄君 時間もなくなつてまいりましたので、租税特別措置関係ですが、今回、若干の統廃合、合理化を促進して、若干の増収を見たわけですが、逆の面で、開発資源とか情報化産業、言つてみれば今後の中心産業にささえられる分については逆に拡大してきたわけですね。そうしますと、税がきわめて不公平になる。そういう税の負担からいって、早期にこれは検討しないといふよう

なことになるわけですね。さらに、大蔵省も、いままでいろいろな質問の経過の中で、政策的効果というのには疑問がある、そしてその中に効果は期待できない、こういう言い方をやってくる。今回になったんですが、どうしてもこれは拡大の方向に行っているんですね、総体。これを何とかすばめていくような努力が今後必要だろうと思うのですが、そういう基本的な考えについてはどうでしょうか。

○国務大臣(福田赳夫君) 基本的には、これはどこまでも特別措置であるという認識を持つべきだといふふうに考えております。しかし、まあそのときどきの経済情勢によりまして特別措置を必要とする事情が出てくるわけでございますから、これを大幅に直ちに縮減するというのもまた困難かと思ひますが、そういう方向で今後とも努力をいたしてみたいと、かように考えます。

○戸田菊雄君 これは審議の中でいままでいろいろお答え願つたわけですが、全く国民が了承できないのは、やはり課税最低限の問題ですね。配当所得は三百四十九千二百五十二円までは全く免税、給与所得は二百八十八千六百七十四円、事業所得の場合は七十三万九千円何がし、もつと下がる。だから、こういう不公平を各般の国民は言っているわけですから、これはぜひ今後努力をして、漸減的になつていこうと思ひますが、できるだけ合理化をひとつ進めていただきたい。これは十分御要望を申し上げておきたいのであります。

そこで、問題は、広告費等の問題であります。これがどのくらい四十五年度に一応見通されておるのか、その辺の内容についてひとつ御説明願ひたい。

○政府委員(細見卓君) 大体の金額で申し上げますと、六千三、四百億円になるのではなからうかと思ひますが、四十四年度の計数で電通調べによりますと、媒体によつても違ひますが、六千四、五百億円ではなからうかと思つております。

○戸田菊雄君 これは成瀬理事提出資料に私はよるわけですが、四十五年度はまだ見込みが立たないといふことで、四十四年度までで、四十四年度の場合に三千二百八十七億円です。いま、主税局長の説明では、四十五年度の見通しは五千億円をこえるんですね、そういうことになります。そういう理解でいいんですか。

○政府委員(細見卓君) いまの四十四年の見込みが六千三、四百億円じゃなからうかと申し上げたわけでありまして、大体一、二割くらいの割合で伸びておりますから、四十五年度は若干は伸びるだらうと思ひます。

○戸田菊雄君 結局、大臣、いま物価引き下げでこの間閣僚會議を開いて一定の方針をきめた。これは非常に重要だと思ふんですね。各メーカーが、いま、テレビを見て、御存じのように大量の広告宣伝をやっているわけですね。それは決してテレビだけではなくて、ラジオでもやっておるし、文書でもやっておる。ですから、国民からすれば、各般の品物を買つた場合に、まるっきり広告費を買わされていくようなものですね。ですから、こういう段階まで来れば、私は規制措置が必要じゃないかと思ひますが、こういう問題について大臣はどういうふうにお考えになっておりますか。

○国務大臣(福田赳夫君) これは非常にむずかしい問題である。というのは、戸田さんのおっしゃるのとは、おそらく、広告が行き過ぎだ、過大広告というふうな傾向もある、これを規制する道はないかといふことであります。これはもう実体的にそういう問題に手を入れるにあつたらばなかなか規制というものは十分にはまいらぬのであります。税のほうは、ただ単に補完的な役割りだといふにとどまるわけでございます。そういう前提で申し上げますと、税につきましては広告費の扱いというのには非常にデリケートでございます。つまり、これが営業に必要な費用であるといふことははっきりしているわけですね。その営業に必要な法人のいわゆる必要経費、そのうち、それを区分けいたしました、広告の部面につきましてはこれを重

課すると、こういうことでございまして、その考え方としましてはまた実際の適用といたしましてもなかなかやつかないことにならうかと、こういうふうにお考えであるわけですが、これは税にからめて広告というものをどういふふうに取り扱ふべきかというふうな客観情勢というか、国民の世論というか、そういうものがもう少し成熟しないと手をつけにくいものがあるまいか、そういうふうにお考えになっておりますが、私も戸田さんのおっしゃるようなことが頭にならないうけないんです。ないんですが、もう少し、国民の問題への取り組み方ですね、これを見なきゃならぬじゃないかなと、こういうふうにお考えであるわけでありまして。

○戸田菊雄君 これで終わりますけれども、あと次回に具体的な内容についてはお伺いをしてまいりたいと思ひます。大臣に、もう一点だけ、交際費課税の問題です。この内容を見ますと、損金不算入額ないし損金不算入割合、これが、四十年から四十四年までずっと見ますと、年々やばりふえていくわけですね。もつと厳格にこういうものについて課税措置をとっていったらどうか。これも最近はややそういう傾向に來ているようにありますけれども、やっぱりもう少し交際費等についても私は厳格性をもつてやっていったらどうかと思ふんですが、その見解を聞いておきたい。

○国務大臣(福田赳夫君) 交際費につきましましては、四十四年度に重課という方向の改正をしたばかりでありまして、ことしはまあ手をつけないうで来ておりますが、交際費の実態というふうなものが四十四年度税制下において一体どういふふうになつておるかといふような実績をもつて少し見詰めてみてこの問題も検討してみたいと、こういうふうにお考えになっております。衆議院で、四百万円のはきりですね、これについて問題がありまして、社会党の平林代議士から、四百万円というのはいさし高い水準じゃないか、これを検討する考えはないかといふような御意見がありました。こういう

ものも含めて今後検討していきたいと、かように考えます。

○鈴木一弘君 これは、大臣に、最初に、非常に大きな構想というふうな考え方では伺いたんですが、御承知のように、いま、所得税が、社会保障全体をひくるための考え方が出てきております。いままでの場合ですと、税を取つて、それによつて社会保障へ回さうというふうな考え方があつたんですが、税の中に社会保障的な機能を持たせよう、という考えが外国にはかなり出てきて、つまり、総合的な社会保障の考え方、これが一つの所得の再分配効果といふことで、負の所得税といふんです。ネガティブ所得税、そういう形で、もちろんボーダーライン以上だと思ひますが、所得税を納めない段階の人々に対してその納めない所得税の額に応じてそれを給付というふうな形で与えていく、こういうことが行なわれつつあるわけですね。すでにフランスでもこれについての研究がかなり進んでいる。また、アメリカでは、すでに若干実験が行なわれつつあるという話も伺つていられるわけでありまして、そういうふうな社会保障全般の中での所得税の機能というものを、一体どういふふうにしていくかといふことは、これから大きな課題であらうと思ひますけれども、その点について大臣のお考えをまず伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(福田赳夫君) まあ、これはなかなかむずかしい問題であるといふふうにお考えます。つまり、これも皆さんの非常に批判される特別措置的な考え方になるという面もあつますが、それよりも前に、一体、税でそこまで社会保障制度に介入すべきか、こういう問題があるだらうと思ふのです。わが国におきましては、社会保障は歳出面でこれを行つていくという体系をとつておりますから、このほうが的確にその目ざすところを實現し得る仕組みだといふふうにお考えですが、いま、ネガティブ所得税といふふうなことに言及されましたが、これはアメリカあたりであらう州立法の強いところですから、そこで州立法がどうし

ても州によりましてはまちまちになる、社会保障制度もまちまちだと、そういうふうなことで、連邦税法でそのまちまちな点を是正する必要があるのではないかというふうなことから検討されて始めておるといふようなことでございしますが、わが国におきましては私はアメリカと同じような状態じゃないと思うのです。税が社会保障に貢献をする、それには限界がある。今日でも、社会保障の配慮が全然ないとは言いつけるわけにはまいらぬと思ひます。あるいは課税最低限の問題にいたしましても、あるいはもろもろの特別控除制度というふうなものにいたしましても、社会保障の配慮が全然ないとは言いませんけれども、ほんとうに実のある社会保障的な施策をその税によって進めるということでは、私は目ざすところを實現ができません。そういうふうなことを思ひます。

税は税で徴収し、そしてそれを財源といたしまして着実に的に実施できる社会保障というものを蔵出においてこれをとり行なっていくという考え方がむしろ常道ではあるまいか。しかし、お話しのように、ネガティブ所得税というふうなものを検討しておるといふ国もありますから、私もその検討をするにはいたしたくありませんが、見通しとすると、なかなかむずかしい問題であると、そういうふうな考えをもちます。

○鈴木一弘君 なるほど、大臣の言うことよくわかりますし、また、見通しも、いま言えと言つてもそれは無理なことはわかつております。検討なさるといふことでありますが、これはもうアメリカだけでなく、発想のものはアメリカだけではなくフランス等でもかなり活発にある程度までの成案というふうなものが研究はされておるようであります。そういう点で、児童手当の問題がなかなかはっきり申し上げるといふまでは踏み切つてこられなかった、そういうものも全部含まれたような形でいまこれができる入つてくるわけでありませんが、そういうような点もあるわけでありすけれども、これは局長でけっこうですけれども、アメリカ等で実験をやっていることについて何か

つかんでおられますか、その辺がありましたら伺いたい。

○政府委員(細見卓君) 文獻によりまして承知いたしておるのと、先般、租税条約の改定で、当時財務次官補——日本で申しますと主税局長のちよつと上ぐらひになるんですか、税制担当の次官補が参りましてこのネガティブ・インカム・タックスの話も聞いておる、その程度の知識を基礎にいたしまして御説明申し上げますと、アメリカでネガティブ・インカム・タックスというものが起こりました背景は、先ほど大臣が申し上げましたように、社会保障制度がかなり州によつて実際の基準が違つておるといふような問題がありまして、それをむしろこのネガティブ・インカム・タックスとして統一に行なつてはどうかというふうなことが考えられまして、これを最初に言ひ出したのは金融の問題で皆さんすでに御承知のフリードマンでありまして、フリードマンが「資本主義と自由」という書物の中におきましてこのネガティブ・インカム・タックスの構想を出したわけでありす。これは、端的に申し上げますと、課税最低限以上の人については累進的に税がかかる方向になり、従来の所得税と同じでありまして、そのネガティブになるゆゑには、課税最低限以下の人につきまして、一種の税率、つまり課税最低限と実際の収入金額との一定割合をネガティブ・インカム・タックスとして月々の給付を本人に支給するわけでありす。この制度のよきとしてフリードマンが申しておりますのは、現行の社会保障制度でありす。収入がふえまると、そこで急にある段階から社会保障の給付が打ち切られる。ところが、所得税については至らない所得層、従来であれば社会保障を打ち切られた階層、その辺が段階的に所得のふえるのに従つて給付額が減つていくという形でネガティブ・インカム・タックスが課されるというか逆に資金を交付されるわけでありす。それによりまして、いまの社会保障制度の悪い一面といわれております、勤労意欲を失つて、つまり収入がふ

えると社会保障制度を打ち切られるからもう働くのはいやだといふようなことが、収入のふえるに従つて少なくともその相当部分が自分の手元に残る、その差額が交付されるというふうなことになるので、勤労意欲についてより阻害的でないではないかといふようなことがまあ一番の特色として言われるわけでありす。そういうフリードマンのほかに、トビンでありますとかあるいはロールフといふような人たちが若干こういうものを精密にした理論を立てております。

それらの考え方に基きまして、現在、アメリカのニュージャーシー州のトレントンにおきまして、百六十家族程度のものについて実験を行なつております。ところが、この制度によりする長所というものは、先ほど申し上げましたように、アメリカの特殊事情で、連邦ベースでこの社会保障の給付が行なわれる、あるいは、支給にあたりましては、所得の大きさと世帯構成だけが給付額算定の要件となりますので、一般性と客観性を増すといふようなこと、あるいは受給者の手続が簡素化されるというふうな点、それから受給世帯を含まます全世帯について勤労所得水準に比例して可処分所得が高くなるように仕組んであるもので、先ほどから申し上げておりますように勤労意欲が高まるといふ点、それから全所得階層を通じて、つまり所得税の納税者とそれからこのネガティブ・インカムを受給者というふうな人を通じて、全体の所得再配分の状態がわかるというふうなことがございしますが、こういう発想が出ましたものの一つに、ケースワーカー——社会保障の実施者によつて私生活が調査されてそれが人権につながるというふうなことの逆側に、今度は、所得だけによつてなまけて所得を稼がない人にもこのネガティブ・インカム・タックスが働く、しかも一方では財産が多額にあるといふような問題をどうするか、あるいは勤労意欲に対してプラスになるとはいないが、やはり所得がふえるに従つて手取りは自分の働いた部分が減つていくわけでありす

から、そういう意味ではほんとうにそういう勤労意欲の阻害部分が完全に排除できるかどうかというふうな問題、あるいは現在の各州の貧困問題はそれだけに特殊性を持つておりますので、こういう大まかな一律の制度でそういうむずかしい問題が解消することができるといふかといふような問題、さらに、費用の問題、あるいは行政の問題があるわけでありす。御承知のように、アメリカにおきましては、納税者が約六千万人ばかりおるわけでありす。そのうちの五千万人につきましては年度末の申告によりまして所得税が返されるわけでありす。日本のように二千万人の納税者がただ源泉徴収だけで事が済んでおる国と違ひまして、日本で申せばその二千万人の人たちがみんな年末において申告をして還付を受けるという形になっておる税制でありす。そういう国でありす。こういうネガティブ・インカム・タックスといふようなもの、行政的にあるいは可能性があらうかと思ひますが、日本のような国税当局でさげられるかどうかといふような問題、これは理論の問題あるいは主義の問題を離れまして、行政の可能性といふことでもう一つ日本に持つてくるにあたりましては大きな問題があると思ひます。

まあそういうことでありますが、アメリカでは、この制度をさらに進めまして、八百家族程度についてさらに対象とする市町村をふやしまして、いわば貧困問題の研究テーマというふうな形でなお研究が進められるようになるというふうな聞いております。

○鈴木一弘君 この問題は今後相当慎重に検討しなければならぬことですのでこの程度でやめておきますが、ちよつと社会保障の問題に関連しまして、昨年の予算国会のときに、大臣が、この席上で、児童手当についてはこれが支給されるようになってきましても扶養控除といふものはなくさないといふことをはっきり言明されたのでありますけれども、そのお考えはお変わりがないかどうか

まするけれども、蓄積状態が非常に悪化しておるこの悪化の状態もしんじやくする必要があるのじやないか、こういう考え方、そういうものを考える、四十一年に二%落とした、その落とした額だけを取り戻すというその考え方はどうなんだろうという議論も出てまいりまして、それで地方税と合わせて二%という程度、つまり一・七五%というところに落ちつけたわけですが、お尋ねの配当引き当て分につきましては、そういう取り戻しという考え方から言うと、これは当時も据え置かれたのであるから今回も据え置きだと、こういうことに相なった次第であります。

○鈴木一弘君 いま、大臣、これは当時も据え置かれたのだということは、そのとおりであります。四十一年はそうでございます。私は三十六年の時点から話をしていくとわかると思うのです。三十六年には二八%である。三十九年に二六%下がってきたわけですが、そのまま続いているわけでありまして、三十六年時代には三八%あった社内留保に対する分も、四十一年に一%下げたわけでありまして、その前の年にすでに配当のほうについては二%下がっている。一方については御承知のように地方税と合わせて二%という強弁をなさっておりますが、中身では一・七五%で、三%の中から戻ってきた。一方二%についてはこれはそのままずっと据え置きということ、この辺についての考慮というものは全然されなかったという事なんですから、これはどういうふうな今後考えられる予定ですか。

○政府委員(細見卓君) 三十六年の引き下げは、三十五年にございました。つまり、日本の企業の資本構成が悪いということは、配当は税をたんかけられた所得から配当するのに対して、利子は御承知のように企業の経費になりますので、いわば税の負担のない形で支払われる、それが今日の日本の資本構成の悪い原因の一つである。そこで、たまたまドイツにそういう前例がございました。配当分と留保分について大きく税の格差を設けて配当を促進する。配当は、たとえば一割配当

をするといいたしますと、その一割の配当を企業が出すことによって十の資本を集めることができるわけでありまして、つまり、百万円課税すれば一千万円の資本が集められるというようになつてまゝに立ちまして、配当分について税率を軽減して日本の企業資本の構成をよくする、いわゆる企業税制ということではないかというわけでありまして、このときに、御承知のように現在のうちに配当控除率が一割に下げられておることは、この配当控除率と見合つたところの措置であることは御案内のとおりであります。その二八が、三十五年に二八の税率にいたしたのであります。これがなお当時の資本構成は正に十分な役割りを果たしておらないというふうな観点から二六というのが行なわれたわけでありまして、いわば法人税を体系的に軽減した経緯のつとて今回の税制改正をいたしたというのと性質の違ひ、企業資本の構成の是正ということを基本的な考え方としていたしまして企業課税はいかにあるべきかという観点でこういう格差を設けた、つまり三八と二八のものを三八と二六にいたしてあるのであります。今回の負担増を求めたものと経緯が違つて、この点については日本の企業あるいは法人に対する税制はいかにあるべきかという点をさらに今後の根本的課題として検討いたしてまいりたいということ、この部分については手が触れられておらないわけであり

ます。

○鈴木一弘君 いまの説明の中で大体の概要はわかりましたけれども、法人税そのものの実効税率から見ると、配当分と留保分を分けたのは日本と西ドイツだけです。日本のほうがそれをさらに資本金等によつて分けられたりしておりますからさらにこまかくなつておりますが、実効税率の上から見れば、だからといって、そういうのを扱わないフランスとかアメリカとかイギリスとかそういうところと比べてみてそんなに大きな変化がないのじやないですか。私は、だからなぜこう複雑にしなければならぬかという点が非常に不思議に思ふ。わが国の場合に、三百万円をこえるものが実

効税率が四五・〇四%、アメリカの場合は二万五千ドルをこえるものについては五三・八七、イギリスはいずれも四五%、西ドイツは四九・〇五%、フランスは五〇%ということになると、特別にめんどろを見たようにおっしゃるけれども、イギリスよりは高くなつておる。むしろ私はそういう点では法人税についてはこれでは低いのではないかと感じを持たざるを得ないのですけれども、その点についてどうお考えですか。

○政府委員(細見卓君) 税率の構成が複雑になつておりますのは確かに日本の法人税の特色でございますが、これは、法人税は法人独自の負担を求めめるものであるか、あるいは、法人税は所得税の前払いであるかという議論と並行いたしまして、大企業は負担能力が大きく、中小企業は負担能力が小さいというふうな議論が一方であるわけでありまして、これらの議論は理論的にはいろいろ相矛盾するものもあるかと思ひますが、いわば世論のような形で中小企業は同じ法人であっても負担能力が小さいのだというふうな議論がありまして、それで税率が二段がまえになつておる。したがって、配当課税をいたす場合も、それに応じてまた二段がまえにしなければならぬというふうなことで確かに税率が複雑にはなつておりますが、しかし、実効負担率は大体四五ないし五〇くらいのところ、諸外国も日本とほとんど並んでおるわけでありまして、特に日本が高いということとは言えないにいたしまして、日本だけが法人税の負担において異例なものであるとまでは言ひません。国民所得におきまして法人所得と法人税負担との比較から来るいろいろな議論が世上行なわれておりますが、これは課税所得と国民所得との違いについての調整をいたさなければならぬ問題もございまして、日本の法人税負担が特に異例に低いというふうなことはならない。大体、おしなべて法人税というのは四、五割のものが取られておるといふことになるのではないかと思ひ

ます。

○鈴木一弘君 ですから、私が申し上げたいのは、法三章というように税制についても簡単なものがいいにきまつてゐる。イギリス等では税率を四五%にして、それしかないわけでありまして、それがそのまま実効税率になつてゐるわけですね。日本の場合は、いま局長から答弁があつたように中小企業等の問題があるとすれば、せいぜい二段階か三段階に分けるとしても、それを配当分、留保分というふうに分ける必要があるだろうか。むしろそのようなめんどろの見方をするとするならば、アメリカ等は二段階に分かれておりますが、年間二万五千ドルをこえるところについては五三・八七%という非常に高率のものである。しかし、二万五千ドル以下のものについては二八・四八%という非常に低率である。そういう恩恵の点を見るならば、年間百五十万円以下ないしは三百万円をこえるものについては、そう大きな開きがない、わずかに一%程度です。アメリカの場合は二〇%近く開いてゐる。こういう点を見ると、もう少しこれは交通整理をするなり何かしてやられたほうが、徴税のめんどろ、税の計算上のめんどろ等、ありとあらゆる点で効果があるのじやないか。その点、大きな改革を考えられたらいいんじゃないかと思ひますが、いかがでしょう

か。

○國務大臣(福田赳夫君) これはそういう議論もあるわけですが、有力なそういう議論もあります。法人税制につきましては、實在説、擬制説というふうなところまでさかのぼつて再検討せよ、こういうふうな御意見も聞かれるわけでございますが、まあ御意見は十分承りましたから、今後の検討問題にさせていただきます。

○鈴木一弘君 まあ私も法人實在説でいったほうがいいという意見で申し上げたわけでありまして、次に、所得税の問題でありますけれども、サラリーマン同盟あたりが今回の減税の問題についていろいろ言われているの中で、たとえば食費については、このままで考えれば一人一食が五十円

から六十円という計算になるんじゃないか。また、家賃は千四百円。子供三人の教育費は月に三万円しか使えない。これが、標準五人世帯で十万円上げて百二十八万円にしたけれども、内容はそういうふうじゃないかということを言っているわけでありまして、私はそこで伺いたいのは、この百二十万円というようになった、これは長期答申からこういうことが出てきたわけでありまして、これは基礎控除として見ておられるのだらうと思ひます。また、必要経費等は給与所得控除等で見えておられるのだらうと思ひますが、生計費はどのくらい考えておられる、教育費はどのくらいかと思ひておられる、あるいは家賃等についてはどのくらいかと思ひておられるというふうなこまかい基礎計算というものがなければ、税額はこれで一つの大きな目標というものを達成したということが言えないのではないかと思ひますが、その点の基礎の計算の中身、あるいは税制の考え方、これを伺いたいと思ひます。

○政府委員(細見卓君) かつて課税最低限が低かった三十五、六年ごろにおきましては、たとえばマーケットバスケット方式によりまして最低生活費を計算するというようなことをいたしたこともあるわけでありまして、その後課税最低限のほうは年一〇〇ぐらいの割合で引き上げられてまいっております。それに反しまして、物価のほうは、せいぜい四ないし最近で五%がやつとであるという程度で、四%ぐらいの上昇でございますので、そういういわゆる最低生活費というものは、もう課税最低限との間においては直接比較して議論しなくてもいいんじゃないかというふうに考えるわけでありまして、一方、たとえば四十四年の勤労者世帯の調査によりまして、所得は平均で百十七万円程度ございまして、生活費として支出されているものは八十七万円程度というふうな計数もございまして、これは、いわゆる最低生活費というのではなくて、二十万円近い貯蓄のできる状態において、いわば自由にある

程度の文化的あるいはレジャーその他にも余裕を持った支出態度で支出されたものが八十七万円程度になっております。そういうことを考えれば、夫婦子三人の場合にこれを換算いたしましたとしても、あるいは夫婦子二人の勤労者世帯の平均家庭の支出されておられる家族構成に直しまして、おおむね現在の課税最低限はこれをカバーいたしておられるわけでありまして、その意味におきましてはいわゆる最低生活費というものはかなり違つたものになつておられると考へておられるわけでありまして、

○鈴木一弘君 家計調査によれば、個人消費支出等から見ればそういうことも少しないと私も思ひます。四十三年の八十七万六千六百三十六円というところであります。しかし、私は、その基礎控除の考へ方はあくまでも生計費という考へ方だつたらうと思ひます。基本的な考へ方はね。給与所得控除というものはあくまでもこれは所得を得るための必要経費だというふうな考へざるを得ない。はたしてそれが適正な額であるかという基礎です。それを伺いたいんですけれども。

○政府委員(細見卓君) マーケットバスケットというものは個々のアイテムを積み上げて控除というものを算出するということはどういふようにやつておられるかというお話かと思ひますが、御承知のように、税制におきまして基礎控除あるいは配偶者控除といったような諸控除と申しますのは、最も平均的な状態におきまして最も平均的な支出であるわけでありまして、そういう意味におきましてはいろいろの家計調査など出てまいつておるものもこれは平均的なものであります。そういう意味でいろいろの家計調査等に出てまいりますものを参考といたしながら一応のめどをつけるわけでありまして、それが個々の世帯にそのまま適応できるかどうかというのには、これらの諸控除というものが平均的なもので、いわばその意味では個性のない金額でありますので、人によつて、たとえば卑近な例を申せば、食べ物などは非常に金をかける世帯もございまいし、あるいは家賃のほうに金をかける世帯もございまいし、

しょうし、あるいは衣料のほうに金をかける世帯もございまいし、あるいはまた教育に熱心な世帯もございまいし、そういうものをそれなりに捨象いたしてしまふと、実際のところ、象徴的なところにおられるかというふうな形にならざるを得ない。そういうものが現在の諸控除であらうかと思ひます。

○鈴木一弘君 じゃ、はつきり申し上げて、基礎控除、給与所得控除についての計算の基礎というものは、いわゆる総理府の家計調査、そういうものによつて得た個人消費支出なり家計収支なりを引いて、それで大体この程度ならよからうという、目の子といひましようか、つかみ取りみたいな形で各控除率がきめられておると、こう理解してよろしいですか。

○政府委員(細見卓君) 基礎控除その他の諸控除と税率とを組み合わせて所得税の負担は算出されるわけでありまして、したがって、その諸控除と申しますものも、日本の国の平均的な世帯におけるそれぞれの生活費というふうなもの、少なくともそういう意味の最低生活費を下回らないというものが望ましいというのをいままで私ども申し上げてまいりましたが、それは個々の金額、個々に要素的に分解したものを積み上げるといふことになりまして、先ほど来申し上げておりますように、生活態度というものは人により性により、あるいは年齢によつて違つておるわけでありまして、そういうものとしては、結局、家計調査その他あるいは国民の生計費調査によるいろいろな諸計数の統計的なものを参考にしてきめておるといふこととあります。

○鈴木一弘君 主税局長はいろいろ答弁されますが、中身を言へば目の子勘定である、そういうことであると私は思ひます。そこで、これは本来はそういう考へ方は非常に困るわけですが、理論生計費にある程度のはマーケットバスケットを通じてつかんでおかれるということが非常に大事だと思ひます。「大蔵省メニュー」等でたたかたのですから、そういうことでとりあえず扱わないといふ

うことになつたのかもしれない。けれども、給付所得控除をきめるのも、扶養控除をきめるのも、各控除をきめるのも、税率やなんか一緒にして最低生活というものを見よう。家計の実態調査から調べて、その範囲内でやつていけるというふうな考へ方、それも一つの行き方でしょうけれども、それならば何も基礎控除とか何と控除というふうな設けることが今度はおかしくなつてきてしまふのではないかと、そういう考へが出てくるわけでありまして、その点は、大臣はどう考へてですか。

○国務大臣(福田赳夫君) もう、わが国におきましては、最低限が国際水準並になつておる、こういうふうな思ひます。ですから、もうマーケットバスケット、大蔵省メニューを論ずる時期ではない、こういうふうな考へておられるわけですね。それで、いまさらば諸控除の内訳は一体どうなんだ、どういふふうに見ているのだというお話でございまして、これはお話をうかがうに、国際水準を見まして、そしてわが国の最低限もこの辺に持つていきたい。国際水準下の課税最低限の中で、さあ少数世帯、多数世帯、こういうふうなパラメータをどういふふうにとつていくか。あるいは、サラリーマン、これは必要経費を見なきゃならぬという問題がありますけれども、その扱いをどうするか。いろいろそういう問題を配合いたしまして、税率ともあわせまして、大体適正な結論としての課税が行なわれる、こういう角度で諸控除の割り振りがきまつておる、こういうふうにお考へになつてしまふべきかと、かように考へておりますが、とにかく、要は、メニューだとかいふふうなことを論議している時期はもう過ぎ去つたのではないかと、そういうふうな考へております。

○戸田菊雄君 関連して。大臣からも答弁があつたわけですが、主税局長、確かに鈴木委員もいろいろ指摘されましたように、大蔵省からそういう給付控除なりあるいは基礎控除なりという問題に対するメニューは従来は出しておつたわけですね。しかし、ここ二、三年、どういふ状況

きとしましては私は非常にその辺の疑問を持つわけでありますが、内閣総理府では家計実態調査というのを毎年出してあったわけですね。それから建設省あたりでは、いまの住宅家賃がたとえば三DKで基準というものは二万円だと、こういうふうに各般の消費支出の割合というものをそれぞれ出しているんですね。大蔵省が税金を取るそういう一番重要な地位にあってそういうものをいろいろ計算してくるわけですが、そういう積算の基礎に対して国民に明らかにしていかないということ、私は税の納税意識といいますか、そういうものに対する影響というものは非常に大きいと思うのに対する影響というものは非常に大きいと思うのですね。だから、いまの政府全体の動きとしてはすべて消費はそういうふうに具体的にしているが、一番中心の大蔵省ではひた隠しに隠している。だから、鈴木委員が指摘をしましたように目の子勘定だと言われても私はやむを得ないんじゃないかと思うのですね。絶えず所得が上がった上がったと言いつけれども、一面物価が上がった上がったとして、そういう経済の各般の変動があるわけですから、そういう面で見れば、どの辺が一体最低生活を営む限度かということは、当然大蔵省としてはつかんでおく必要があるんじゃないかと思うんですね。いま大臣が言うように、メニューの問題でけんけんがくくく論議することそれ自体が有効かどうかは私もいろいろ疑問がありますが、やっぱり一定の積算基礎というものを示していくことが親切なやり方じゃないか、こういうふうに考えるわけですね。だから、具体的に聞きますが、おおむね控除体制の中でいろいろ差し引いて、あと消費生活面にわたると思われる主要な項目で、主食費は一体どのくらいに考えておられるか、副食費はどのくらいに考えておられるか、あるいは、光熱費、教育費、たとえば、小学校、中学、高校にかりに三人おる、また、中学、高校、大学に三人おる、こういうような場合におおむねどの辺に見当を置かれておるのか、住宅費は、たとえば三DKの場合大蔵省はどのくらいに考えておるか、こ

○政府委員(細見卓君) 先ほども申し上げておりますように、全国均一の基準によりまして諸控除を設けてあるわけでありますので、たとえば積雪寒冷地帯の方々の生活費の中身と、それから台風多発地帯の方々の生活費の中身、あるいはまた非常に暖かい地方の方々の生活費というものは、これは違うわけであります。したがって、税と税との間は、先ほど来大臣が申し上げておりますように、およそ国民のどの辺の階層の方から負担を求め、求めることにして、できるだけかな形で、しかも累進的に課税をいたしていくか。その場合に、人の控除といたしまして、多数家族の家庭と少数家族の家庭といたすのは、やはり負担の差を設けてしかるべきだ。その場合に、生活費のようなものは一つの基準になりますが、全体としての税負担がそれによって多数家族の家庭と少数家族の家庭との間に公平性が保たれておるかどうかというのが基準であるかと思ひます。その意味で、たとえば、日本の場合は、夫婦子三人の場合であります、独身者を一〇〇といたしますと三六〇くらいになりかと思ひますが、それがアメリカでありますと五〇〇になるとか、あるいはドイツあたりになりますと四〇〇くらいの形をとっている。それは、やはり、その国の国民が税負担のあり方方担の公平に近いというふうに判断されておるから、そういうふうになっているのだらうと思ひます。

一方、また、日本におきまして諸外国に比べて非常に特異な現象は、最近、配偶者といふか奥さんのことがやかましく言われまして、一般の扶養家族と別にして配偶者控除というものをあありまして、これは日本の女性の地位が向上したのか、あるいは男性の地位が低下したのか、いずれにいたしましても、そういう形で控除ができておるわけであります。そういうことでありまして、たとえば戦前でありまして、奥さんといふも等々の控除にはならなくて、ただ一律の家族、子供

情勢の進展に即応して、そのときそのときに國民に一番受け入れられる形で、諸控除を組み上げておる。その場合の控除というのは、たびたび申し上げますように、具体的なものというより、抽象的にあらゆる人に当てはまる控除の構成でなければなりませんので、生活費から組み上げていくというのは必ずしも適当でない。ただ、それが全体としての生活費をカバーしておるほうが望ましいことは当然でありますから、だからといって、組み立てていかなければならないということになり、農村の生活の態様、あるいは都市の生活の態様、あるいは多人数家族と少人数家族の違いといったいろいろな問題、あるいはいろいろな家具その他が備わっている家庭とそうでない家庭という違いが出てまいりまして、こういうものはかりに大蔵省でつくりましたといつたにしても、一方の人は不足だと言われるだろうし、一方は不要なものがあるとと言われるでしょうし、そういうことにならざるを得ない。そういう性質のものであります。かつて大蔵省がメニューのようなものをつくつたりいたしましたので、即物的に基礎控除その他をお考えになるようになったのであります。が、基本的にはそういうものも控除して、どの辺の階層からどの程度の税負担を求めるのが國民として一番公平な税制かという観点で御判断願いたい、かように思うわけであります。

○戸田菊雄君 関連ですから、これでやめて、あと機会があるときにいろいろお伺いしたいと思つます。ただ、いつも大蔵省は言うんですがね、一ますは諸外国の例において、だけれども、たとえば西ドイツ等の例を見ますと、控除体制の問題でも、かりに子供さん一人おつてそれが職業訓練を受けておるといふことになれば、これは余分に一定の控除のほかに一千マルクの減税をやっている。あるいは、第二子の場合にも同じような同等の控除体制ができておる。そういうシステムがだいぶ違ふんですね。

いふ違ふと思うんですよ。日本のいまの所得平均、それから西ドイツ、フランス、アメリカ、イギリス、こういうった各般の所得平均というのは、ずっと日本より上回っております。そして、なおかつ負担割合というものは低下をさせておるわけですから、何か政府のいろいろな説明を聞くと、所得平均上、税の負担割合というものは日本がむしろ低目になっておると言うことを言いますが、その所得平均内容が私はだいぶ違ふと思う。もう一つは、やっぱり社会保障的な設備要因というものは、日本より相当進んでおることは間違いないですね、イギリスにおいてもフランスにおいてもです。だから、そういう生活環境が相当前進をいたしておるわけでありまして、そういう各般の相対的な比較で見てこないと、諸外国の例では必ずしも適切な比較とは言えないと、こういうふうに考えるのです。

そういう面から言つて、いま聞いているのは、具体的な内容で実はずどの辺に見ているか、これは税法とかかね合いも出てくると思うんですね。税法のたてまえは、生活費に食い込んで課税しない、これは大原則なんです。そういう面からいけば、はたして生活費に食い込まない積算基礎というものが大蔵省で適切にやられねば、法律無視ということになるわけでしょう。だから、いろいろな面からそういうことが問題になってくるので、もう少し親切的な説明というものがあつてしかるべきじゃないか、こういうふうに実は考えるわけじゃないですかね。その政策的な面ではひとつ大臣のほうからお答えを願いたいと思います。

○政府委員(細見卓君) 最初に、計数にわたる点を申し上げます。

いま戸田委員がおつしやいましたように、諸外国は所得が日本よりも高いわけにあります。それにかかわりませず、先ほど大臣が申し上げましたように、課税最低限は、日本がたとえば夫婦三人の場合に今年度で見ましても九十三万五千円でありまして、それに対して、西ドイツが九十六

万円、あるいはアメリカが百五十万、イギリスが八十二万円であるというように、百三万円になりまうとドイツを上回るわけでありまう。そういうことで、課税最低限は、これら日本人に比べて、一人当たりの所得が大きい国と比べて、日本の課税最低限のほうが高くなつたわけでありまう。したがって、平均国民所得と比較してみまうと、日本の課税最低限は平均国民所得の三六%ぐらいのところになるわけでありまう。それに反しまして、アメリカは二三%、つまりより低いところから税がかかつておるわけで、イギリスが三二%、西ドイツが二九%、フランスが日本より若干高いところの三八%からかかつておるまうが、そういうふうな一人当たりの所得の差異を見まうと、日本の課税最低限はむしろかなり逆に高くなつておると言えるわけでありまう。そこで、もう一つの角度から見まうと、日本の納税者と有業人口と申しますか職業を持っておる人たちの割合を見てみまうと、日本は納税者は有業人口の約四五%程度でありまうが、これは統計の關係でほかの国はあまり多くはわかりませんが、アメリカでありまうと七四%、イギリスでありまうと八〇%と、つまり有業人口に対してする納税者の数から見まうと、日本のほうがより多く課税最低限以下の有業人口がおる。したがって、課税最低限は高いと言へるのではないかと私も思つておるまう。これは事実にあつたことだけ御説明申し上げておきまう。

○国務大臣(福田赳夫君) 主税局長から御答弁申し上げましたように、わが国の課税最低限は、いまや国際水準に達したと、こういうふうな思つておるわけだ。いまの説明を聞いてみると、少し最低限が高過ぎるというふうな印象さえ持つような状態でございますが、(笑聲)しかし、私は、さらにさらにこれの引き上げに努力する、また、所得税の各部門に検討を加へまして、とにかく負担感緩和という方向に努力をしてみたい、こういうふうな考へておるといふことで御承知願ひたいと思ひます。

○鈴木一弘君 所得控除の問題に入りまうたので、これは大臣にぜひ伺つておきたいのですが、四十六年度において、給与所得控除の定額部分、今回は据え置きになりましたが、いままでの歴史を見ていつても、三十六年、三十九年、四十年とずつと上がつてきて、毎年のように上がつてまいりましたのが、四十三年から定額控除についてはそのまま据え置きになつて、四十五年度も、あつたような案が出ておるまうが、これを二十万円に引き上げるというところで検討を進めたいといふことを衆議院の段階で大臣が答弁をされておるまうが、一つは、それが二十万円というところでございりお進みになる予定なのかどうか、いま一つはそれと比例部分については手をつけるのかつかないのか、この二つについて伺つておきたい。

○国務大臣(福田赳夫君) 所得税全般といたしまして、今後経済情勢の変化というものに應じまして、これに順応するような改正を加へなければならぬ、こういうふうな考へておる、このことはしばしば申し上げておることでございりますが、衆議院で給与の定額控除を二十万円まで引き上げたかどうかだといふお話がありましたので、また、二十万円までというのには無理かもしれぬが十五万円まではどうじゃというふうなお話も承りました。私は、それに対して、今後の検討問題にいたしたい、こういうふうにお答えをいたしておるまうが、二十万円を実現するといふようなことはお答えをいたしたことはございせん。まあ十五万円説といふものがありまして、とにかくそれに對して今後の検討問題にいたしたいという私の気持ちを持ち上げておるわけだ。

定額の額の問題にいたしまして、あるいは定率の問題にいたしまして、これからのいろいろな経済情勢が變つてくる、そういう情勢に對していろいろ考へるところがあるといふことは、これは当然のことでありまう。これからの経済状態の推移、そういうものとにらみ合せて所得税減税問題の一環といたしまして十分検討いたしたい、両者ともあわせてございします、か

ように存じておるまう。

○鈴木一弘君 いまの大臣の答弁ですと、十万円の給与所得控除の定額部分を引き上げるというところについては、これはまだ十万円になるか五万円になるかわからぬと、しかし、引き上げる方向でやると、こういうふうに理解してよろしいですね。

○国務大臣(福田赳夫君) そういういろいろな要請もある、それからかたがた経済も變化するであらう、そういうふうなものにらみ合はせながらこれは十分検討いたしてまいりたい、こういうことを申し上げたわけでございます。

○鈴木一弘君 その問題で課税最低限というものはどうしてもここでもまた引き上げるのが本来だろうと思ふんですが、今回の場合、四十五年度の所得税の改正で年収二百万の人が実際に下がつてまいりますけれども、この夫婦子とも三人で年間収入が四十四年度で二百万円の場合よりも、四十五年度にもこの方が収入が割ふえて二百二十万円に引き上がつてくる、四十四年度の二百万円のとときの税額よりもいくらか安くなるんだらうと思ふ。しかし、もし一五%ふえるといふことになれば、税額は六千円以上ふえてくる。ですから、今回のように五ヶ年昇給というふうな賃上げの問題が起きてまいりますと、場合によれば一五%などという場合も出てくるのではないかと。それは逆に減税の効果というものは失われてきやしないかといふふうにも思ふわけですが、その点、どういふふうな考へておるのか、ひとつ……。

○国務大臣(福田赳夫君) これはよく言われることとございしますが、もし減税なかりせざるやうなことでございまして、自分の所得が多くなつてきた、たんだらう、こういうものと比較してもらいたいのでありまして、自分の所得が多くなつてきた、多くなつてきたから多い税金を納付すると、これは当然のことと考へるまいかといふふうな思ふんです。しかし、減税が行なわれたならという実感を受けるためには、所得が多くなつたにもかかわらず納付する税額が減つたといふことまでいけばよろしゅうございしますが、まあ大体今度の減税で

はそういうことになるかと思ふんですが、刻みがあつたから、刻みの区画によりましては、あるいは昇給があつた場合に、税は減税にもかかわらずふえてしまつた、こういうような例がなしともしないと思ひます。しかし、基本的には、減税なかりせざるやうな考へがふえないんだといふことで御満足願ひはかならうと、かように存じておるまう。

○鈴木一弘君 これは大臣に伺つておきたいんですが、所得税と住民税の問題です。これから先、住民税のほうが三十万円も課税最低限が低いといふことから、自然と要求は住民税のほうへ集中してくることは目に見えておるまうが、現在、独身者の場合には年間給与が三十八万、夫婦子とも三人の標準世帯の場合には百二十五万円をこえる、税額は住民税のほうが多くなるといふことになつてまいります。そうすると、せっかく所得税のほうでいろいろ苦勞をしていつて減税といふことをやつても、その効果が、これ以上多い人について、特に独身者の場合には年間三十八万円をこえるといふと住民税のほうが高くなるといふことになつてまいります。これは均等割を含んでいない数字でありまうから、均等割を含めると、これは大した金額じゃありませんので問題はないと思ひますが、これより若干ふえるだらう。そうすると、住民税のあり方を所得税のほうから見てきめなければならぬといふふうな思つてくるわけだ。つまり、三十万という差額よりもこれは詰りめなければいけないのではないかと、課税最低限をもつと引き上げるやうにしなければいけないといふことにならざるを得ないと思ふのです。せっかくの給与所得税の減税の効果というものが住民税のために消えてしまふといふことではならぬだらうと思ひますし、その点についての考へを伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(福田赳夫君) 住民税の課税最低限と所得税の課税最低限が同じだと、そういうことは私は理想論としてはまさにそうあつてほしいといふふうな思ひます。しかし、本質的に見てこの両

化は進んだ、地主は確かに分離比例課税でよかったかもしれないけれども、それ以後いづゆる業者

業に均てんし利得する者の利益をどういうふうに捕捉するか、これは、今後の土地政策とも関連を

策確立ということが一番最初になさなければなら
ないことが多少おくられていることから起きている

なんで、たとえば賃金労働者の賃金の比較率を見ますと、これは物価は別ですが、アメリカの場合

には日本の七・何倍、八倍近い所得がある。それから西ドイツが二・七倍くらい、フランスは二・四くらいです。そういう一つの比率、給与に対する倍率といえますか、これは計算の仕方もあるだろうし、比較のあれも数字的にあるだろうと思いますが、そういう面でいきますと、課税対象としての最低生計費というものと方というのは非常に違ってくるのじゃないかという気がするんです。

どういうふうに違うかといいますと、たとえば一億円の所得のある者が九九％課税されても、残りのものはいまのサラリーマンよりはたいへん多いわけで、これはどこまでのものを生計費と認めるかどうかというのと何％取っているかというのととは実際には違う結果が生まれるんじゃないか。

それからも一つは、いろいろな平均的計算をとっておられるようでありませうけれども、どうも日本の場合にはある程度の生活水準が他の国と比べてみて低いことが一般的な社会常識だから、その低いところのものを一つの生計費としても他の生計費と比べてみて決してこれは低いと言えないのだ。それは、アメリカにおける生計費が幾らで、フランスにおける生計費が幾らで、日本の生

計費が幾らでということとは、その国の生活様式とか、生活の内容とか、カロリーのとり方とか、それが違うのだから一般に計数上は表現することはできないのだというふうにいろいろ言われているようなことをまとめて説明をされたようにとれているわけなんです、もっと比較は所得の面では

どのようになっておつて、それに課税のパーセンテージが幾らで、金額がどのくらい、だから大体日本の場合にも匹敵する状態までになったのだという大臣の結論をもう一回説明をしていただきたいと思います。

○政府委員(細見卓君) 最初に、課税最低限から申し上げますと、これは夫婦二人の場合であります。日本の場合が百三万円になるわけでありまして、これは、日本の平均所得二百七十七万五千円——これは五倍した所得でございます、五

人分の平均所得に對しまして約三六％であります。それからアメリカの場合は課税最低限が百五十二萬一千円であります、これはアメリカの一人当たりの平均所得を五倍いたしました六百三十九萬三千円に對して二三・八％であります。イギリスは課税最低限が八十二萬六千円でございます、イギリスの平均所得二百六十四萬四千円に對しまして三一・七％に相なるわけであります。それから西ドイツは課税最低限が九十六萬一千円で

ざいまして、西ドイツの平均所得三百二十六万九千円に対しては二九%になります。また、フランスは同様な係数が三八%になって、課税最低限は日本よりも若干高くなりまして百十七万であり、す。したがって、金額の絶対額におきまして日本より高いのはフランスの百十七万とアメリカの百五十万であり、フランスの百十七万とアメリカの百五十万とを比較すると、フランスの百十七万は約五割程

十二万に達します。しかし、この差額に約五割程度の度でありまして、いま横川委員御指摘のように、労働者の賃金その他から見ますと、日本の少なくとも七倍とか八倍とかを一人がとっているということを考え合わせますと、日本の課税最低限は相対的には非常に高い。つまり、より多くの人が失格者になっている、ごく少数の人が納税者になっているということが言えるかと思ひます。

それで、もしこれを、総国民所得ということでなくて、有業人口、つまり働いている人たちで見なくても、日本の納税者は未成年者が課税になっておるとかいろいろ議論がこの国会中にもございましたが、有業人口と納税者の割合を見ますと、日本は約四五％、つまり日本の有業人口の四五％

が納税者になっているのでありますが、イギリスは八割が納税者になっている。アメリカにおきましては七四％の人が納税者になっている。もちろん、こういう国際比較におきましては、税制の違いもござります、あるいは家族その他の世帯構成の違いもござります、あるいは家族その他の世帯構成

成の違いもございますので、これをもつて一がい
にこの数字そのものが真実というか、それ自体意
味のある比較として申し上げるわけじゃございま
せんが、たとえばこういう側面から見ましても、
日本の課税最低限はかなり高いところになってお

り、したがって、日本の所得税納税者というのはある程度日本の国内における水準の高いところから納税者になっておる。アメリカやその他の国は、国民の所得水準がより低い層から納税者になっておるといふことが言えようかと思ひます。

そこで、もう一つの観点は、それぞれの国の個人所得——つまり、いま申し上げておるのは平均所得でございますので、法人所得のようなものも含まれております。そこで、個人所得との対比で

見てまいりますと、個人所得の所得税ということを見てまいりますと、四十三年しかございませんので、便宜見てまいりますと、アメリカでございまいと個人所得に對しまして所得税は一一％ぐらゐの負担になつております。それに対して、日本は四・一七％、約四％程度の負担でございます。そ

のほかにイギリスで見ますと一三%、西ドイツでありますが一〇%、フランスで見ますと四%ということになっております。これも、もちろん、いわゆる所得のフローといいますが、年々の所得だけをとりまえておりますので、そのストックと申しますか、いろいろな生活資料の蓄積の度合いというようなものが無視されておりますので、これをもって日本の所得税の率が相当軽いと言ふの

は適切でないかとは思いますが、少なくともフ
ローでつかまえました限り、日本の所得税とい
うのはかなり軽くなっておるということが言えよう
かというのを申し上げておるわけでございます。
○横川正市君 私はその説明はあんまりどうも実
感がこないものですから、生計費の面でお聞きい

たしますと、総理府の家計調査で、標準生計費が世帯で三・八九人の場合に九十六万四千八百四十八円、こういう数字になっておりまして、ことしの物価の上昇率を四・八％と見ますと、この標準生計費の最低は百一万一千六百十円ぐらになるだ

ろう。これに対して、一体課税の状態はどうかとい
いますと、大体四大家族が普通の生計になります
と八十六万五千七百七十二円、これに生計費の物
価上昇率というものを掛けますと、やはり生計費
に最低限から見ても食い込んでいっているのではない

という、そういう数字が出てくるわけですね。これは、生計費に食い込んでいくかどうかということを見るのには、少し特殊な、何といいますが、万人が認められる係数というものが出ておらないということもあらうと思いますけれども、考え方としては、係数で論議をするよりか、大蔵省の考え方としては生計費課税はしないというたてまえかどうかのほう聞いてみてはつきりすることだろうと思うので、食い込んでいくか食い込んでいない

いかという論争よりか、考え方としてその点もお聞きをして、それから先ほど局長が説明されたように、平均的などという考え方で課税するか、それとも相当厳密な資料に基づいて生計費に食い込んでいないという証明をする、そういうたてまえをとって課税をするか、その点をはっきりしておい

ていただけはいんげんやないかと思ひますが。

○政府委員(細見卓君) いままで、課税最低限に關しまする税制調査会の答申におきましては、課税最低限は最低生活費に食ひ込むことがないのが望ましいというような答申が何回か出ておるわけであります。三十五、六年ごろにおきましては、やつと生活水準もある程度高まっていき、所得水準も上がった段階でございましたので、そのころ

先ほど申しましたようなマーケットバスケケット方式のようなものでそういうサイドチェックをいたした時代もございます。しかし、先ほど来申し上げますとおり、理論的に申し上げますれば、課税最低限というものは直接あるわけじゃなくて、諸控除の組み合わせによりまして一定所得

階層以上のところから所得税を納めてもらうようにし、しかも、その刻みというのができるだけなだらかにいわゆる担税力に応じたものになるというふうにするのが望ましいというのが理論的に言えることでございまして、その場合に、いろいろ

な世帯ごとに諸控除を組み合わせたいいわゆる課税最低限というものが生活費に食い込んでおらないことが望ましいことは事実でございますが、衆議院の段階でもたびたび申し上げたのであります。が、いわゆる課税最低限、最低生活費というものが

は判断が要ることでございますし、人によって差があることでございますので、これはいろいろ価値判断のするものについて議論をいたすこととはならず、そういう価値判断を排除したいわけば平均的なものでサイドチェックするという考え方がこゝまで課税最低限が上がった段階においてはむしろ有効なことではなからうか。その意味におきましては、横川先生のおっしゃったような家計調査等の結果を見ましても、この方々は二十万円の貯蓄ができるわけですね、年間。そういう余裕のある方々ですから、この方々が支出しておられる八十七万円というものは、何といたしてもかなり自由に買いたいものは買いい、使いたいものは使っている生活であらうと思えます。これが非常に豊かなものだといふ方はいないと思いますが、いわゆる最低生活費、その最低のカローラを維持する、もう食うだけがすべてだといふふうなものではないわけです。

そこで、それじゃ最低生活費はおまえどう観念するかといふことになれば、食うだけではないで、健康で文化的だ、健康で文化的とはどういうことかといふふうに判断が無限に入りますので、そういう意味で私どもはこの八十七万円と現在の勤労世帯の課税最低限とを比較いたしますれば、その格差がないわけでございますから、しかも、諸外国と比較いたしますと、おおむね日本の課税最低限はかなり高いほうにある。それに所得水準の差を加えれば、相対的には非常に高いものになっているのじゃないかといふことで、諸外国の税制がそれじゃ望ましい税制かといふことはわかりませんが、絶対論としての議論はできないかもしませんが、比較的に見まして、日本の所得税といふのは、そう低所得層のところからざりざりから取って、世界でひくい所得税だといふことにはもう絶対になっていないのじゃないかといふふうに考えているといふわけでございます。

○横川正市君 いろいろ論争してみても、感じからいへば、結局ある一つの基準を置いておいて、そ

してそれから課税をしていくか。結果的に、そうすると、生計費の分からずと赤字になる、赤字になる分はだれも負担しないから、赤字にならないところの所得の階層から税金を取ってあげば、赤字分を補てんしなくても済むので、最低限はできるだけ高い収入のものから取っているといふふうに見れるわけですよ。そうでないと、実は、二十八か九の者で、民間の中小企業の課長クラスの――具体的な例ですが、それで住宅公団に入る適正料金――給料をもらっているわけなんです。それで、当選をして2DKに入りましたら、二万二千元と、それからあれば必要経費ですが千何ぼで、二万三千何ぼがしかの住宅費がかかるんです。これは民間の一般のアパートはもっと高いわけですが、住宅公団ですね。そうすると、七万六千円の収入がある者が、最低限がですね、その者が、二万三千何ぼがしかの家賃を払って、それで今度は通勤費は全額補てんでなくて、中小企業ですから半分くらいですかね、通勤費が四千八百円くらいかかるのですか、相当遠いのですからね、住宅公団の住宅は。そういういわば平均よりやや高い給料をもらっている者で、住宅費と通勤費だけで約二万七、八千円かけなければ居住することができないという点から考えてみて、はたしてそういうような生計費といふものは係数の中でどういう取り扱い方をしているのだろうか。一般の六畳間が、いま、一月九千円くらいするのじゃないですか、東京の場合に。六畳と、ちょっと流しと押し入れがついた場合。そういう住宅に入っている人ならば、これは非常に高いところに入っているから平均にはなりませんかといふことになるかもしれませうけれども、一応公団住宅へ入っているというふうなことを一つの標準にしてとった場合に、生計費のとり方としては一体どうなるだろうか、住宅費の支弁の割合ですね、これはどうなのかという点があると思うのですがね。それで、生計費標準課税の総理府の家計調査というものは、住宅費は

○政府委員(細見卓君) 地代、家賃を含めまして月額で二千二百九十二円です。したがって、年間二万七千円くらいですか、そういうことになっております。

○横川正市君 私の言っているのは月額を言っているんです、年額じゃなくて。さっき、二十万円くらい貯金されるということでしたが、そのくらは家賃で支弁してしまおうということにもなるわけで、生計費のとり方というものの、もう少し大蔵省自体が生計費をとってみたらどうなんですか、標準的なものとして、実際には。

○政府委員(細見卓君) これは、その道の専門家である統計局が、出てきた結果が信頼性があり、また、一般にふえんして差しつかえないようにサンプルのとり方その他について統計的方法の厳密を期してやっておられるものであります、私どもが選ぶといたしましたが、そこに価値判断を入れたのは適当でないわけでありまして、そういう意味で、やはり、統計は統計として、もちはちち屋と申しますが、そのほうにまかせたほうがいいのじゃないかと、かように思っております。

○横川正市君 だから、実際には、公団の住宅に入って月額が二万二千元というふうな、これはまあ高いほうかもしれませんが、一万四千元とか一万二千元というのがありますけれども、それにしても、家計費としての平均係数ですか、これの間にばいぶん大きな差がある。ことに、サラリーマン減税をしてもいいという声は、都市のサラリーマンからあがっているわけですよ。ところが、それに答える答え方は、全国平均で答えている。そういうこともあるので、私どもは、やはりその点が高いじゃないか、安くすれという声と、それから説明する側との間に、立場の違いといひますか、かみ合わない問題があるのじゃないか、こういうふうな思ひます。しかし、それをかりにいま言ったような住宅費をもつて見ても、総理府の家計調査から見ても、政府の言う物価の上昇率四・八%を掛けても、なおかつこれは生計費にある程度の食い込みを来たす。それで、物価の上昇

率は、こゝしは六%以上、来年度は下げると言うけれども、はたして下がるかどうか保証の限りでない状態なので、本格的にはやはり高いという印象をぬぐいきれない、そういう内容を含んでおるといふふうに思うのです。だから、そういう点では、私は、やはり大蔵省独自で税金を納めてくれというわけですから、実はあなたの生計についてはいくつかの要素でこういうふうになっておりますよ、だからこれだけの税金を納めてくださいといふくらいな、必要資料みたいなものを持ってみたらどうかといふふうに思うんですが、重ねてひとつお聞きをします。

○政府委員(細見卓君) 先ほど来申し上げておりますように、二千万を上回るような納税者につきましては、すべての人に当てはまる生活の内訳というものを書けば、結局、中身の異なるものになろうと思ひます。この家計調査を見ましても、いまの横川委員御指摘のような高い家賃を払っておられる人も入っており、また、戦前から入っておられるような家で非常に安い家賃の人もおり、それを平均するとどういふふうなことになるかというわけでありまして、そういう意味でこういう調査が行なわれておるときに、私どもはほうで価値判断のする最低生活費とはこういうものかといふような議論をいたすことはいかかなものかとやはり考えます。

○横川正市君 平均平均でもって説明をされるんですが、その平均も、とる方とそれからいろいろ要素になつてくるものの違いで平均といふものもいろいろ違うのです。だから、私は具体的な例をいつも申し上げるんですが、たとえば東大を出られて二十年勤めて局長になられて、そして官舎に入っておつて、やれ今年度定年になられて、あるいは他に転出されて、官舎から出て土地を求めて家を建てて実際の生活をしなければならなくなつて、自分が委員会で説明したのこんなにも違うのかと、こういう実感があるようでは、本来やはり問題があるんじゃないかと思うのですよ。(笑) 私のところにも国税庁の官舎があります

よ、三DKのやつが、去年か建ちました。あれはどのくらい払っていますか、おそらく三千円台じゃないですか、家賃は。だから、一般の基準のとり方というのが、大臣、これは違うのじゃないかと思うのです。だから、私は、実感としては、最高学府も出て、そして局長、次官までなられて、官舎に入っていて、さあ官舎から出て、土地を買って家を建てて入った、退職金はどう、あれはどうというふうなぶつかったときに、実は、サラリーマン同盟とかあるいはユニオンという人たちが、税金は高いじゃないかということを言っているんじゃないかと、こういうふうな思っているのですが、それはもう平均ではとれない地位、それから一般的な社会的な処遇、そういったものを持っていても感ずる実感を、營々としてたき上げや何かで出てきて、大体平均ベース七万八千くらいでしょ、そういうようなところから税金の問題にぶつかって、そしてある程度もうようになつたが一体これはどういうことなんだというふうな意見が出てくる。その点にもっと納得のできるような説明をしてもらいたいものだ、こういうふうな思っているわけなんです。これは、ひとつ、どうですかね、実感からどういうふうに説明していただけるか、説明をお願いしたいと思うのです。

○政府委員(細見卓君) まだやめておりませんが、そこまではわかりませんが、(笑)そういうことのないような税制にしたいものだと思っております。

○横川正市君 私は、大臣が最後に言われたように、ある程度国際水準にもその遜色はない、しかしこれからはもう少し検討いたしましょう、こういうことですから、そのことで答弁は別に要求しませんが、しかし、いろいろな要素が私どもは考えられるわけですね。生活の内容は別にしても、何か生活そのものに消費を高めるような刺激がたくさんある生活をだんたんいられてきていますね。それは、刺激をされるのが間違いないで、刺激されなければこういうふうになりますよ

というところでの立場というものは、普通の社会一般の通念からはだんたん合なくなつてきているわけですから、そういう点もひとつ加味されて検討していただきたい。

それから予算委員会に、私のほうの加瀬さんが、ずいぶんいろいろな例でこまかくたしました。私たちは、笑ひ話に、すりこ木につばと土をつけて振り回しているやつが何千万も取つておつて、そして全く一生懸命働いている者が幾らだ、これはどうなんだ。これも、しかし、一般の社会の常識みたいなものですから、考えれば不思議だと思ふのですけれども、実際にどうも不思議でなく通つてしまふということもあるわけですね。しかし、もつとやはりまじめな者がまじめさを評価されるような、そういう税制だとかそういうものをつくられていいんじゃないかと私は思ひます。その点はひとつ検討のときに含めていただきたいと思います。

それから実は先ほど鈴木さんのほうからもちよつと触れられたんですが、企業税制の改正の中で、法人の人格を、税法上、法人擬制説でこれをとらえていくことが妥当なのか、それとも、実際に法人の存在でとらえることが妥当なのかという議論は、これは大臣もそういう二つの説がある中で検討するということ答弁をされておりました。私は、一体、法人税というのは、株主の支払うべき所得税の前払いという考え方で二重課税を調整をしているのだという、そういう行き方は現状にはどうもやっぱり合わなくなつてきているんじゃないか、実際には経営とそれから企業資本とが離れてきて、そして、一般の株主と企業とは、実際問題としては全く別の存在としてお互いが、たとえば一般投資家の場合には、株を買つたのは経営に参加しているというより、配当所得を得るのが主たる目的で参加をしているという、二つの説明のうちの後段のほうが最近の一つのもの定着した現状じゃないのか、そういうふうな踏まえてきだといふふうな思ひわけなんです、これはそういう二つの説があるがというところをえ方では

しに、大臣としてどういうふうな考えられているか、ひとつお聞きをいたしたいと思ひます。

○国務大臣(福田赳夫君) ただいまの横川さんのお話は、これは法人税法の根幹に触れる大きな問題だと思ひます。確かに、横川さんのおっしゃる通りに、法人実在という考え方は、そういう考え方のほうがわれわれの社会感覚にマッチするのじゃないか、そういう面が多々あると思ひます。また、こういうふうな法人の数も多くなり、その型も大きくなる、こういうことになってくると、実感としてそういう感じも私も抱くわけですね。ただ、いままでの税制のやり方をやり返して、いわゆる利潤課税方式というふうな方式をとるといふようなことにすると、これはいままでの税体系を根づからひっくり返した考え方をしなきゃならぬというので、そう簡単な判断もできない、そういうふうな考へておられます。税制調査会のほうでもいろいろこの問題は議論をしております。私どもも税制を一体どういうふうにするかというところにつきましては、これは掘り下げた検討をしてみたい、こうふに思つておるわけでありまして、いずれにしても、非常な重要な問題でありますので、ここでもちがいの点というふうな意見を申し上げかねますが、ひとつ掘り下げた検討はしてみようということだけは申し上げさせていただきます。

○横川正市君 もう一つ、これと関連をするわけですが、昭和二十七年ころに法人税率が四二%、それから三二%、三九%、三三%、三〇%、二九%、二八%、二七%、二六%、二五%、二四%、二三%、二二%、二一%、二〇%、一九%、一八%、一七%、一六%、一五%、一四%、一三%、一二%、一一%、一〇%、九%、八%、七%、六%、五%、四%、三%、二%、一%、〇%、と、昭和二十七年に四二%の税率で二八%、八%だったものが、四十三年の三五%になつて自己資本率が一六・八%に下がっているわけなんです、これは大体三百万以上の点で調査をした資料ですが、この資料は大蔵省の資料と合っているかどうかまずお聞きをして、それからさらに、法人税が下がつてもなおかつ自己資本率は同じようなかつこうで下がってくることはどういう理由で下がってくるのか、ひとつ御説明をいただきたい。

○国務大臣(福田赳夫君) まず、法人税率がだんだん下がつておる、これはそのとおりです。数字は、連つたところがありますれば、あとから政府委員から申し上げます。それから自己資本の比率が非常に下がつてきておる、これもおっしゃるとおりであります。傾向的には間違ひはないのです、これもあとでチェックいたします。

そこで、なぜ法人税が下がつておるのに対して自己資本が充実されないかという、経済の成長の問題があるわけですね。非常に急速な成長をいたしておる、そういうようなことで、成長のために必要な設備投資、また設備ができた場合の運転資金、そういうような資本需要、これが急速に高まる。そこで、急速に高まる資本需要に対する資本調達の方法というものが、これがいわゆる資本市場調達ができないわけですね。どうしても借り入れ資本にこれをよるなければならぬ、こういう形になる。そういうようなことが会社の資産構成を悪化させておる、こういうような状態かと思ひます。それから法人税率も下がつておる、政府のほうでも意を用ひまして税法上もきめこまかい配慮をしておるにかかわらず内部留保も十分でない、こういうことは、設備投資の量があまりにも急速に拡大をいたして、それに伴う財源というものが金融資本という借り入れ資本に依存をされたところ根原因がある、こういう認識を持っております。

○横川正市君 大臣の説明のとおりなんです、実は、私どもは、そういう説明だけでなしに、その他の重要な問題をたくさんかかえているわけですね。だから、そういうかかえている問題を解決する方向に行けばいいわけですが、それが行かないで、たとえば四十一年に三七%から三五%に引き

下げられて、それで實際上の自己資本率は一八・四％と前年より下がっております。その下がっているという事実と、今度は四十二年には景気がずっと上向きになっておりまして三五％はそのままの据え置きで、それであつてもなおかつ四十二年の自己資本率は一七・五％と下がっているわけですね。これは法人税率というものを既得権化されて、景気が回復すれば当然復元しなければいけないものを復元をしておかないという問題は、これはどういふことなんでしょうか。景気が悪くなったからといって下げたわけですから、景気が回復すれば適正な形で復元をさせるというのが税制の問題としては当然だ、こう思うのですが。

○国務大臣(福田赳夫君) まあそういう御疑念のあることは当然かと思ひますが、しかし、四十年に法人税率を一％下げ、これは留保分だけですね、それから四十一年度にもまた二％下げた。それで、二％下げたというのがかなり景気回復に響いたというふうに言われておりますが、今回はこの四十一年の二％の減税ですね、これを回復しようかという考え方をとったわけでありまして、ところが、いままさに横川さんの御指摘のように、資本蓄積がその後も悪化を続けておるこの状態を放置することはできない。さらに、一方において、経済がますます拡大されるような形勢である。それがまた資本悪化に拍車をかけるであろう。こういうことを考えますと、四十一年とこの兩者を通ずれば三％の引き下げを行なつたわけですが、先ほども申し上げましたように二％程度が妥当である、こういう考え方をとったわけでありまして、ただ、その二％というのが実際は一・七五％になりましたが、まあ地方税と合わせると二％になるというので、一・七五％でもまあ考え方はこれで打ち出せると、そういう見解で落ちていたわけでありまして、経済が非常な発展をする、それにつれて会社の資本構成が悪くなる、これは超高度成長のひずみでも申しましようか、そういうようなこと

で、私どもは、この問題は、基本的には成長の高さというのに対して抑制を加えないとこの問題もまた解決されない、こういうふうに見ておるのです。ずいぶんいろいろな面で資本構成の強化、こういうことは努力いたしますけれども、大きな経済拡大という大波が来てそれらをみな押し流す、これが現状なんですから、何とかしてこの状態は是正しなければならぬ、こういうふうにご考慮しております。

○横川正市君 このことは、日本の企業が自己資本を持たないで、そして借入金によって動いていくからこうしなければいけないといういわば保護政策が幾つかとられてきていたわけですね。これはもうそのままの形になってきているわけですね。ところが、国際収支の黒字が異常に高まって、その黒字をこのままに伸ばしていくことはやはり円の切り上げ問題と関連して何とかしなければいけない、こういう状況が出てきている。それに対して、優遇措置を取り払って、そして企業が自前で外国との競争場裏で肩を並べて競争するようになる、そういうことのいわばふん切りといひますか、それをやるときに、またこの自己資本率がきつめて悪いからという問題が出てこないか。そこで、自己資本率を高めるということは、これは政治の中で誘導的に行なえないのかどうかという問題が出てくると思ふんですよ。この点はどういうふうにお考えでしょう。

○国務大臣(福田赳夫君) 資本市場というものが育成され、資本市場において資金の調達ができるようなことになりましたら、かなりこの問題も解消されるというふうに思ひます。しかし、いま、企業は、留保資金ですね、償却その他の内部留保による資金、また、それに借入れ資本といふものに加えて主力資金を調達する、そして資本市場で調達するということにつきましては非常に困難を感じている、こういう状態なんです。ですから、資本市場を何とかもつと強化しまして、株式資本が設備投資や何かの主力になる、こういうようなことになりましたら、この問題の解決の糸口になるというふうに考えておるわけでありまして、まあ内部留保に努力をするというのにつきましましては、特別措置におきまして配慮をするというようなことをやっておりますけれども、そういう努力もしておるわけですが、まあ何と言つても一番の問題は、もう少し経済の成長発展がなだらかになる、こういうことだと思ひます。これが、いまのような、いまというか、これまで二、三年続いたような勢いで発展をするということになりますと、どうしてもいかにどう処置いたしましても膨大な資金が必要。これを調達する道というものがどうしても借り入れ資本に片寄っていく、こういうことになり、資本構成を悪化させる、こういうことになりはしないかと思ふのです。そこで、私どもとしては、何とか成長の速度をなだらかにしたいということを考えておると同時に、資本市場の育成ということですね、これにももつと力を入れなければならぬというふうに考えておるのであります。

○横川正市君 私ども疑問に思ふのは、自己資本率が低下して他人資本に依存しながら、どんどん高い成長をしていく。そして、借入れは、成長という形で自己の製品なら製品の価格が引き上げられることによって借金返済されていく。そして、なおかつそれで大きな借金をして、そのことによってまたその製品の価格が高くなり、借金をまたその中から償却をしていくというのをやりながら、どんどんふくらまるだけはいくらでも可能だけれども、その企業の健全さというものは少しも改善をされていかない。これは、安定成長という面から見て、いまの成長は一体安定成長なのかどうかという点で疑問を持つわけなんです、その点はどうお考えですか。

○国務大臣(福田赳夫君) 昭和四十一年以来、非常に高い成長です。特に四十二年、三年、四年と一三％をこえる実質成長だ、こういう状態、これは私は異常だと思ふ。これは長続きはできない高さである。できないというのみならず、日本経済が根柢からゆすぶられるような事態に当面する

るであらう高さである、こういうふうに見ておるわけですね。そこで、だんだんとこれを下げていく政策をとらなきゃならない。そこで、四十五年度には一・一％という目標を立てておるわけでございますが、一・一％でも実は高過ぎるのです。しかし、急にこれを押えますと、押えたまま衝撃というものがありますものだから、まあ二、三年かけて何とかして一・〇％ぐらいの線まで持っていきたいなというふうに考えておりますが、この経済の一・一％というのは、これはまあ安定速度への段階に來ておる速度である、こういうふうにご考慮しております。

○横川正市君 法人税は、これはもう当然会社に対する課税なわけですが、こういう会社は税金を自分で負担をしないで、そしてその税金分だけコストとして商品価格に含めて実際には消費者に税金を肩がわりさせている。そういうことを法人税の転嫁と今日言われるわけなんです。ところが、アメリカあたりでも三〇％ぐらいは法人税が消費者に転嫁されている、こういうふうになつておる。ところが、日本の場合には一体どの程度法人税が消費者に転嫁をされておると判断をされておるのか。

○政府委員(細見卓君) 法人税につきましてという転嫁の議論を日本でもいたしまして、三十九年の税制調査会におきまして、専門の学者にお願ひして、法人税は転嫁するかしないかということの研究願つたわけでありまして、残念ながら、結論が、法人税の転嫁するかしないかについてはいづれともきめがたいという結論しか出なかつたわけでございます。

○横川正市君 これは、実際にはどういふふうになつておるか、調べようがないということなんです。だから、事実上はもうほとんど転嫁されているんじゃないかと思はれるのは、予算委員会でも、分科会でも、原価の本が出ましたね。それは私どもも非常にショックな本を読んだという感じがするわけですよ。ですから、そういう原価から見ると、その実際上の売り値という価格を見

場合に、一体これは原価と売り値というのとはどういふものなんだらうか、どういふからくりがあるんだらうかというふうな非常に不思議に思つたわけですが、税をかけたその税が、これはもう当然会社が払ふべき課税であるのを、それをさらに今度は商品のコストに入れて、そしてそれが消費者の負担になつてくるといふ点が、これは調べようがないで済むかどうかという点がちよつと私も問題があるのじやないかと思ふんですが、これは全く調べようがないものなのかどうか。もう少し手を入れて原価、あるいは販売手数料、あるいは販売手段、いろんなコストとなるべき要素、そういうものを計算し、なお利潤を差し引いたものというふうにしていくと、何かこう出てくるような気がするわけですが、全然これは調べられませんか。

○政府委員(細見卓君) アメリカにおきましても、その点、いろいろな学者がいろいろな方法論を立てて研究をいたしておるわけでありまして、学者の数だけ説があるというやうなことでございまして、おそろくこれは困難じやないかと思ひます。

○横川正市君 これはどうもわからないでたいへんあれですが、アメリカでは大体三〇%ぐらいが消費者に転嫁をされておる、こういうふうには、これはどうもいふ言われたやうなことであればだれかの学説になるんじゃないかというふうに思ひますが、そういうやうです。

そこで、まあ所得が増加するに従つて納税者の人口というのがだんだん多くなつていきますね。それで成長経済の中で納税人口がどういふふうな増加をしていくかは説明を要しませんが、けれども三十三年に申告所得の納税者が二百十万人で法人がそのうち四十七万社ぐらゐつたときに、職員は五万人ぐらゐたというふうにいわれておりますね。そうすると、十年たつた四十三年の資料でいきますと、申告納税者が三百九十一万七千で法人が九十万社というふうな倍増いたしておりますのに、職員の数では千人しかふえておらない。私は、これは不正を實際さうするかということでの職員の数が少ないとか多いとかいうことより

か、適正な徴税能力といひますか、これは人によるものだと思ひます。そういう点から見ると、これは納税人口がふえても職員の数が増えないのはどういふことなんだらうか。この前、大蔵委員会で、淀橋の税務署の現状を見せていただきました。徴税事務が終わつた段階でしたからそれは中へは込んでいませんでしたが、率直に言つて、機械化されたとか簡素化されたとかいうことだけではなかなかさばき切れなくなつてきているのじやないかというところを感ずるわけなんです、この点では国税庁ではどういふふうなこの関係をお考へになつておられるのか。現状まあおそろくこれはやつておられるんですからやれるでしょうけれども、無理があるのかないのか、その点はどうなつておるかですね。

○政府委員(吉國二郎君) 御指摘のとおり、申告所得税の納税者数とか法人の数といふものは非常にふえております。それに対して徴税関係の人員の増加といふものはきつめて少ないといふことは、御指摘のとおりだと思ひます。そういう意味では、私もども予算の請求のつど増員の要求はいたしておりますが、御承知のとおり三年間で総定員五%カットというやうな環境のもとでございしますから、なかなかその要求は通らなかつた。しかし、それにもかかわらず、とにかく毎年少しづつふえておるといふところは、政府としてやはり税務行政は重要であるという点を認識してやつてきておるといふところを認識してやつて、人員がふえるというだけではございしませんで、最近、取引形態が大型化する。また、企業規模も大きくなつております。また、企業の計算もコンピュータが入つたりなんかして複雑化しておりますので、實際問題としては税務行政には相当重荷がかかつてきておると思ひます。私もども、でき得ればもう少し税務職員をふやすというところが望ましいわけでございます。それでなくても、現在、公務員の数が非常に多いといふことで、縮減をするという時期であります。それらを考へながら、全体のバランスをとつて税務職員の充実はは

かるように努力をする必要があるのじやないか、かように考へておるわけでございます。

同時に、一方で考へてみますと、新規の職員を採用いたします場合に、最近の労働条件から申しますと、かなり採用が窮屈になつてきておるのは事実でございます。したがひまして、一方、納税者の増加等に対応するためには、いま御指摘のあつたやうに、仕事の簡素化といひますか、あるいは人手を非常に食ふ仕事を機械化するといふやうなことで、内部的な合理化もあわせてはかつかないかなければならぬ。そういう意味から申しますと、ただ人員だけといふことでなくて、設備その他に質的な改善を加へるということもやはり今後考へていかなければならぬのじやないかと思つております。

しかし、何と申ししましても、根本は、やはり申告納税といふものをほんとうに納税者の間に定着をさせるというものでなければならぬと思ふのであります。いかに税務行政の職員をふやしまして、全部の納税者を調べ上げるといふ体制をとらうとしたら、これはもう不可能に近いのであります。また、大部分の納税者の方が全部申告をござかしておると想定するのがまた無理があると思ふのであります。結局は、できるだけ納税意識というものを強くするやうな外郭的な努力をいたしますか、広報宣伝といふものを強力に実施をいたしまして、そうしてその中で不正の申告といふものをできるだけ選び出して的確にそれを是正するといふことが、これが税務行政の将来の姿ではないかと思ひます。全部調べるといふ体制から徐々に正しい納税者はできるだけ信頼をするといふことが行なうにいたしまして、同時に不正な納税者に対しては査察等で徹底した調査をするといふことが行なわれませんと、税務職員をふやしても問題は解決しないのじやないか。むしろ税務行政の運営のあり方と納税者の納税意識といふものとのその相関関係を改善するといふ努力をあわせてやつていくことが必要であると、かように考へておるわけでございます。

○横川正市君 まあ少なくとも仕事があんまりできないほうが喜ばれるかも知れぬ。だから、あまりふやす必要はないというふうな説も出ないとも限らないですが、(笑)大蔵大臣は、国税関係の職員との間で、労働組合と會つて話をしたことがあります。

○國務大臣(福田赳夫君) ございます。

○横川正市君 大体、組合はどういふふうになつておるんですか、国税庁の組合は。

○政府委員(吉國二郎君) 現在、全国的な規模の組合は二つございします。一つは、全国税労働組合、いわゆる全国税と稱してゐる労働組合でございます。それと、国税労働組合全国會議といふものと、二つございします。前者が古い労働組合でございます。その後昭和三十六、七ごろに結成されたのが国税労働組合全国會議でございます。前者のほうは現在約二千名の人員を擁しております。後者の傘下に入つております者は約二万五千名で、そのほかに、部分的に中国、関西にこれらは全国的じやございせんが、地域的な労働組合が若干ございします。したがひまして、全国的なものとしては、二種類といひます。二つの組合があるとお考へただいていいかと思ひます。

○横川正市君 時間がないので、これはまた別の機会にしますが、労働組合があるんですから、労働条件の問題は別に問題がないんじゃないかと推察をしますが、しかし、大臣御案内のやうに、一つの組織の中に未組織あるいは組織が左右といふふうになつてゐることは、必ずしも適正な労働条件改善のための労働組織とは言えないのじやないだらうかというふうに思ひますが、そういう点から考へて、職員の労働密度といひますか、こういうふうな納税申告者が倍以上になつてゐるのにふえておらないといふこと不幸にして関係がありますとやはり問題だと思ひますから、その点は十分関心を持つていただくように要望して、私の質問を終わります。

○渡辺武君 大蔵大臣に伺いたいと思ひます。四月十四日の衆議院の大蔵委員会、佐藤総理が、

○横川正市君 まあ少なくとも仕事があんまりできないほうが喜ばれるかも知れぬ。だから、あまりふやす必要はないというふうな説も出ないとも限らないですが、(笑)大蔵大臣は、国税関係の職員との間で、労働組合と會つて話をしたことがあります。

○國務大臣(福田赳夫君) ございます。

○横川正市君 大体、組合はどういふふうになつておるんですか、国税庁の組合は。

○政府委員(吉國二郎君) 現在、全国的な規模の組合は二つございします。一つは、全国税労働組合、いわゆる全国税と稱してゐる労働組合でございます。それと、国税労働組合全国會議といふものと、二つございします。前者が古い労働組合でございます。その後昭和三十六、七ごろに結成されたのが国税労働組合全国會議でございます。前者のほうは現在約二千名の人員を擁しております。後者の傘下に入つております者は約二万五千名で、そのほかに、部分的に中国、関西にこれらは全国的じやございせんが、地域的な労働組合が若干ございします。したがひまして、全国的なものとしては、二種類といひます。二つの組合があるとお考へただいていいかと思ひます。

○横川正市君 時間がないので、これはまた別の機会にしますが、労働組合があるんですから、労働条件の問題は別に問題がないんじゃないかと推察をしますが、しかし、大臣御案内のやうに、一つの組織の中に未組織あるいは組織が左右といふふうになつてゐることは、必ずしも適正な労働条件改善のための労働組織とは言えないのじやないだらうかというふうに思ひますが、そういう点から考へて、職員の労働密度といひますか、こういうふうな納税申告者が倍以上になつてゐるのにふえておらないといふこと不幸にして関係がありますとやはり問題だと思ひますから、その点は十分関心を持つていただくように要望して、私の質問を終わります。

○渡辺武君 大蔵大臣に伺いたいと思ひます。四月十四日の衆議院の大蔵委員会、佐藤総理が、

輸出割増し償却、それから技術等海外取引にかかわる所得の特別控除、それから海外市場開拓準備金、これらを来年三月末の期限切れに伴って廃止する方向で検討するというふうに言明されたことは、大臣も御存じだと思ひます。私も別にこの税制に賛成するわけじゃないんですけれども、しかし、今後の日本の状態などを考えてみますと、世界的に貿易競争がますます激しくなるし、日本も輸出増強ということが政策の重要な柱になるのじゃないかというふうに思われるわけです。ところが、これらのいわゆる輸出増強のための特別税制ですね、これを廃止するというふうに言われておるわけで、ほんとうに廃止されるのかどうか、また、廃止されるとすればどういう理由から廃止されるのか、そうしてまた、それにかわるものを何かお考えになるのかどうか、この点をまずお伺いしたいと思います。

○国務大臣(福田赳夫) 先日、衆議院の大蔵委員会、総理が、社会党の平林委員それからもう一人広瀬委員、この両氏の質問に答えましたわけですが、この御両氏の意見は、輸出優遇課税の廃止という意見を込めての質問で、それに対して、総理は、趣旨には賛成です。しかし、これは税制調査会やその他の人の意見も聞かなければならぬし、また、いざ四十六年三月にいまの輸出優遇税制の期限が到来します。そこで、その際とくそこれらの御意見も承りまして検討いたしまししょうと、こういうふうに申し上げておるわけでありまして、冒頭に私は御趣旨に賛成ですと言っているものから、あるいはそれと一緒に含めますと、廃止の方向あるいは改正の方向で検討するのにかというふうにも受け取られますし、あるいは、皆さんの意見を聞いて検討しますということだけをとりますと、白紙で検討しようということも思われますが、そういう発言をしておるんです。いづれにいたしましても、廃止論が出てくるゆえんのもの、いま国際社会で日本が非常な国際収支の黒字を続けておる。その黒字というものはどこから出てきたかという、まあ日本経済の体質

の強いこと、これもあるが、同時にいろいろの面で輸入を抑えまた輸出を奨励するという政策をとっておる。このことが国際社会に非常に批判をされておるんです。そういう批判がある際だから、また、力もついたこの際だから、廃止したほうがよかるうじゃないかというふうなことが、この廃止論の根拠となつておる、そういうふうに見ておるわけですが、私としては、もういまして、国際社会で日本が温室経済をとっている、保護貿易主義をとっている、こういうふうな状態は好ましい状態ではないと、こういうふうな状態はおります。したがって、来年三月の時点が来るこの際には、まあそのときの時点における日本の国の国際収支が一体どうなつておるだろうか、また、日本の輸出力が依然として強いであろうか、あるいはまた、つまづきを来たとおるであろうか、そういうふうな点もよく考えなければならぬ。方向だということには考えておりますが、いづれにしても、まだいま結論を出す時期ではない、これから慎重に検討いたしたいと、こういうふうな考えております。

○渡辺武君 これは先ほど戸田委員からも触れたと思ひますけれども、ガットですね、別に協定に明確に定めておるわけでもなさそうですけれども、輸出割増し償却などのいわゆる直接的なやり方での輸出優遇ですね、これは国際的にいろいろ問題になりやすいわけですね。ところが、ガット加盟国の間でも、間接税制によるいわゆる戻し税のような形で輸出の優遇税制というのは、これはいわば目こぼしにあずかっていると言つても差しつかえないと思ひます。したがって、E.E.C諸国はすでに付加価値税制をとつて、その付加価値税の一環としての戻し税というふうな形で輸出の促進をはかつておるといふことは、これは周知のことだと思ひます。私は、E.E.Cのようになんたんと統一をしていくという方向を努力するということをやると否とにかかわらず、いまの激しい国

際競争戦の中に、国際的にいろいろな経済政策がいわば同一水準に漸次向かつていくという傾向は不可避的なものじゃないかという感じがするんですね。E.E.Cに加盟はしていないけれども、OECD加盟国などをとつてみますと、大国の中では、アメリカがすでにこの付加価値税制採用の方角で連邦議会で検討し始めておるというふうな実情です。イギリスと日本はまだその点では本格的な検討に移つていないという状況だと思ひますが、やがてはイギリスもそういう方向に向かうんじゃないか。日本もまたそういう方向に向かうんじゃないかという気がするわけです。いま、大臣は、そのときになつてもう少し慎重に検討するということの趣旨を含めながら、一応従来の輸出優遇税制は再検討というふうなことをおっしゃいましたが、これにかわるもの、あるいはまた、全然かわるかどうかは別にしまして、付加価値税制を採用しながら、しかもその一環としての戻し税のようなものが将来の日本の税制での一つの形として考えられるんじゃないかというふうに思ひますけれども、その点はどうでしょうか。

○国務大臣(福田赳夫) いま付加価値税制というものの具体的にお考えをしておられませんが、付加価値税を施行してそれに戻しをやつてそして輸出を援助しようというふうなことはいまのところは念頭にありません。

○渡辺武君 戸田委員にも同じようなお答えだったやうですけれども、この前の当委員会が私が御質問しまして、そのときの高木審議官の御答弁でしたか、来年度、四十六年度ですか、物品税制を根本的に洗い直すという趣旨の中には、売り上げ税ですね、あれがいわゆる肩がわりしているやうな形で含まれる。売り上げ税が含まれるという意味じゃないですよ。売り上げ税の肩がわりという趣旨が含まれるというやうな趣旨の御答弁があったと思ひます。こんなところを考慮してみますと、大臣がよく強調されておるやうに、直接税ではどうも負担感が強くて困るから、そこで負担感のない形で税収が確保できるやうな税制を考えたいと

いうふうに常々言つておられると思ひますが、そうしますと、売り上げ税、それからさらに先を考えてみますと、どうしても売り上げ税よりもっと負担感がなく、しかもなめらかに膨張する財政需要にこたえるやうに大増収をはかることのできる税制として付加価値税制というのが日程にのぼつてこなきゃならぬやうなやうな気がするんですが、重ねて伺いたいと思ひます。

○国務大臣(福田赳夫) 売り上げ税につきましては、先年苦い経験を持つておられますから、軽々にこれをやろうというやうなことは申し上げないことにいたしております。ただ、どういふやうに世界の税制の趣向が動いていくだろうか、そういうものを注目しなければならぬやうな、また、わが国といたしまして、経済事情が変化して財政事情も変わつていく、それに対応するかも、そういう意味において勉強はしていきたいと思ひますが、ここの当分の間、売り上げ税にいたしまして、また付加価値税にいたしまして、これを実施するという考え方は今日いたしておりません。

○成瀬精治君 ちょっと、前の問題に関連して伺ひますが、通産省はあやうや、大臣が。大蔵大臣はあまり賛成じゃないやうだ。いまお聞きしておりますと、大蔵大臣もどうも前段は賛成のやうだったけれども、廃止は検討してみようというやうなふうだった。大蔵大臣は、新聞紙上等、あるいは御意見を聞いておられます。輸出優遇策の問題については検討してみようというのだが、それはそれとして、通産省はそうではなくて、貿易の自由化のほう、いわゆる資本の自由化のほう、これが先じゃないかという見解を出しておられます。これが一つ。それからもう一つは、戻し税の話が出ましたが、これも一つ考えなくちゃならぬやうな。それから優遇策をとることによってドルがたまってくるといふ問題が一つあるわけです。ですから、どちらが先になるかという問題があると思ひます。いま、一ドル百円説というのがある。あるいは、三菱銀行の出した調査によれば、二百四円くらいがどうだろうか。そうすると、円の切り上げ等

も、将来これはどうなるかわかりませんが、切上げも頭のうちにに入れておかなきゃならぬ。そういうようないろいろなアクターを考へてやらないと、簡単に、はい廃止ですわということになると、しかも、いままでもやってきたのは、商社じゃなくて、中小企業の人が多いわけですね、輸出は。ですから、私は、なるほどいまの三つの優遇策は形を変えたようなことで何かの形で残っておかなければ、これはなかなか将来の国際競争の中ではそれこそ裸にされたらたいへんなことになるといふ考え方を持っているわけですね。まあ検討すると言われれば、私ももっといろいろなることを考へておやりになるだろうと思ひますけれども、そう簡単に、いま、はい、国会で質問がありましてから、この問題については廃止の方で検討しますというところは、ショックなことばだと思ふんです、実際輸出をやっている人たちにとってはですね。ですから、そういうショックな心配を与えないように、ほんとうに何を考へておみえになるのかもう少し真意というものが伺いたいと思ひます。

○国務大臣(福田赳夫君) これは、成瀬さんと同じ社会党の衆議院議員が衆議院の大蔵委員会に廃止論を出したんです。そこで、総理は、これに對して、趣旨は賛成です。しかし、これは税制調査会その他の意見を聞かなければならぬ問題でありますから、まあ聞くところによると四十六年三月に時限が来るそうだから、その際検討いたしますと、こういうふうに出ておる。きわめて慎重な発言なんです。ところが、これが新聞に出ますと、私は新聞の中身はよく読みませんけれども、表題を讀みますと、いまでも廃止する、この国会にも廃止法案が出るといふような空気の書き方になってゐるわけなんです。そこで、予算委員会でもまた重ねて質問が総理に對してありまして、私から、総理はこう考へたのだと、こうお答えをしておるのです。衆議院の大蔵委員会の質問では、税制調査会その他の各方面の意見を聞き、時限の来る来年三月の時点でどうするかということ

を考へておるということを示し上げた、こういうきわめて慎重なお答えをしたんですという趣旨のことを申し上げておるのです。この問題につきましては、社会党の平林議員とかあるいは広瀬議員とかが言われる趣旨はよくわかります。わかりませんが、いま時点で廃止の方で検討いたしますというお答えはいたさないのです。これはいづれ来年の三月に時限が来る問題ですから、その際の日本の貿易の力、それから国際収支の状態、そういうものをよく見きわめてそうして慎重に検討する、こういうふうに出し上げておるわけですから、どうかひとつよろしく……

○成瀬備治君 重ねて念を押す必要はないかもしれないが、税制調査会にどうせ諮問されることは当然なことですね、四十六年に期限が来ますから。しかし、その際、その場合には、廃止の方でじゃないんだと、で、諮問をするのじゃなくて、継続の方だと、逆に言う。そういうことになってもちよつとあなた言いくいかもしれないけれども、まあまあその辺のところの諮問の形になるだろうと、こう思つていいですか。

○国務大臣(福田赳夫君) 国会でもこういういろいろな意見があります。それからこういう国際収支の状況になっております、日本の経済はこういう状態だ、その二点のいろいろな要因をまあ添へまして、これはどういふふうにしたらいでしようかというふうな聞き方になるだろうと思ひます。いまこの時点では廃止するともあるいは継続するともきめておらぬというのが結論であります。

○渡辺武君 輸出輸入税制ですけれども、私どもこれは大企業優遇の税制でもあるので反対の立場で先ほど御質問したので、中小企業擁護についてはやっぱり別途考へる必要があると思つております。その点はひとつ誤解ないように申し上げておきます。

が昭和四十年以来所得税法からはずされまして、所得税法施行令の附則第十一条に経過措置として規定されて今日に至つておるわけですね。毎年、予算編成期になりますと、地方から上京してきて、この掛け金を、社会保険控除ですか、それに繰り入れてくれという陳情が来ていると思うのです。これはやはり昭和四十年までやってたことでありますし、現行所得税法第七十四条の社会保険控除に明確に規定したらどうだろうかというふうに思ひますけれども、その点はどうですか。

○政府委員(細見卓君) かなり込み入つたことか、いこととございますので、私どものほうからお答えしたいと思います。

この問題につきましては、家族療養費の自己負担分のはとんどが民間においては支払われておるという点を考へまして、この互助会と称されるものの給付の中に、あるいは入学祝いでありましか、あるいは結婚祝いでありましか、あるいはいろいろなものは、いわゆる社会保険控除の対象にするような給付ではないと考へますが、いま申し上げました家族療養費の自己負担分がほとんど民間においては給付されておるというふうな実情を考へまして、そういうふうなものに要するものを予定いたしましたし、そういう場合には社会保険料控除の対象にするというものを政令のほうで規定いたしましたし、なお、すぐといひましても、多数の組合員を相手の仕事でございますので、一年間とりあえず延長いたしましたし、その一年間以後は、いま申し上げましたように、家族療養費に限るといふ要件のもとに社会保険料控除の中に繰り入れるというふうな改正をいたしたいと考へております。これは政令事項でございます。

○渡辺武君 ちよつと語尾がよくはつきりしなかつたのですが、繰り入れることにしたわけですか。

○政府委員(細見卓君) 家族療養費に限り給付が行なわれるということをや件にいたしましたし繰り入れることにいたしましたというわけでございます。

○渡辺武君 そうしますと、家族療養費の分以外の共済制度または退職年金ですね、これらの掛け金についてはどうですか、それから退職一時金ですね。

○政府委員(細見卓君) それらにつきましては改正をしていただいて、家族療養費に限られるように改めていただくと、それらのものは別途の体系にしたいと、こういうふうになると思ひます。

○渡辺武君 別途の体系にして、社会保険控除の中に入れるということですか、それともどういふことですか。

○政府委員(細見卓君) 別途の体系にしたいだきまして、現在の互助会を家族療養費の自己負担分に限るような体系に改めていただまして、そういうふうな改まった互助会の掛け金は社会保険料控除の対象にいたしまして、それ以外の給付に充てられるいわば原資の払い込みにつきましては、これは社会保険料控除の対象にはならないというので取り扱いたいと思ふわけでございます。したがいて、一挙にそこまではまいらないで、こゝし一年につきましては家族療養費に充てられるものとそれ以外のものを区別せずに、こゝし一年は暫定的に社会保険料控除の対象にする、そういうふうなことをしたいということでございます。

○渡辺武君 そのことし一年暫定的というものが地方にいてる人たちに對しては非常に困つてゐることなんです。だから、毎年毎年陳情に來なければならぬといふことになつてゐるんですよ。ですから、これはよけいな費用をかけて、よけいな苦勞、よけいな心配をさせることですから、その辺はひとつ検討されて、こゝしは一年延長されるとして、来年度から、やはり、地方の人たちが切実に望んでおる額はそれ大きくない。あとからまたお聞きたいと思ふのですけれども、租税特別措置で大企業などにまけてゐる税金に比べてみればほんのささいなものです。しかし、地方の人たちの生活の実態からすればこれは非常に切実なものだと思ふのです。ですから、来年度からそう限定

しないで、いまの要望を全面的に組み入れて、そうして社会保険控除の中に組み入れてほしいと思うのですけれども、その点はどうか。

○政府委員(細見卓君) この点につきましては、関係の責任者との間に話し合いをつけまして、明年以降は、いま申し上げましたように、家族療養費の自己負担分に限るような給付にすると。したがって、ことし一年は暫定的にその移り変わりの期間として現状のままで控除を認めるということで十分お話し合いをいたしましたので、御了承を得ていると私も考えております。

○渡辺武君 そうすると、地方から上京してきた人たちはそれで納得したということですか。——

それでは、次に移ります。まず、最初に、配当控除の問題について質問したいと思いますが、今度の税制改正では、個人株主の配当控除率を昭和四十六年、四十七年には、課税所得金額一千万円以下の部分については現行の二五％から一五％に下げるとのことになりました。それ

から一千万円以上は現行の七・五％から六・二五％に引き下げるということになっております。それから昭和四十八年、四十九年には、一千万円以下の部分は一〇％、一千万円以上は五％というふうな引き下がることになっておりますけれども、なぜこのような改正が行なわれたのか、その目的はどこにあるのか、その点をお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(細見卓君) 今回の所得税法の改正によりまして、従来は基礎控除その他の諸控除の引き上げに終始しておいた税制改正であったわけでありまして、今回の改正は、御承知のように、税率を大幅に緩和いたしましたわけでありまして、正確に申せば昨年度と今年度の税制改正ということになります。その結果、配当控除率によりまして、つまり配当控除による税額緩和が行なわれることによりまして、所得税を払わなくてもいいいわゆる配当所得者の課税最低限が大幅に拡大するということのような思われるいわば付随的な効果が生ずること

になったわけでありまして、いろいろな感觸、各方面の意見を考えまして、この際はやはり配当控除率についてもある程度の引き下げを行なつて、この税率緩和が配当所得者だけに非常に大きくなるというような点について一応の手当てをいたしたというわけでございます。

○渡辺武君 そうしますと、負担の公平化というような趣旨ですか。

○政府委員(細見卓君) そのとおりであります。○渡辺武君 それでは、ちょっと伺いますけれども、昭和四十五年、初年度ですね、初年度の配当所得者の課税最低限、それから平年度の課税最低限ですね、これは幾らくらいになりますか。

○政府委員(細見卓君) 初年度でありますと三十四万六千九百九十九円、それから平年度にいたしますと三十四万九千九百九十九円になります。

○渡辺武君 その数字は正確ですか、初年度というのか。私どもの調べたところでは、初年度三百六十二万八千八百円、平年度は三百七十四万六千六百円ということですか。

○政府委員(細見卓君) いまのお話は、配当控除改正なしということで初年度の税率その他の見方が違ふのではないかと伺います。

○渡辺武君 もう一回ちょっとおっしゃってください、初年度と平年度ですね。

○政府委員(細見卓君) 改正がなければ平年度が三百七十四万九千円とおそらくお考えになっておられるのとおもいますが、改正いたしておりましたので四十五年初年度分は三百四十六万一千円というわけですね。それからそれがさらに軽減措置が行なわれて改正すれば三百四十九万九千円ということになるわけでございます。

○渡辺武君 そうしますと、いまの数字として申しますと、平年度の四十三年はどのくらいになりますか。

○政府委員(細見卓君) 二百三十六万四千円というところでございます。

○渡辺武君 そうしますと、給与所得の課税最低限ですね、これが四十三年は八十三万三千二百二

十五円、四十五年は百二万八千六百七十四円というところでございます。ところが、いまの配当所得者の課税最低限は、四十三年は二百三十六万三千八百六十六円、それから四十五年は三百四十六万九千九百九十九円、この数字からして見ましても、給与所得者の課税最低限とそれから配当所得者の課税最低限では、その差が拡大する傾向にあるというところになると思ひますが、どうですか。

○政府委員(細見卓君) 中間期間におきましてはそういう現象も起こりますが、一〇％の配当控除になりますと御承知のように二百四十万くらいになります。またその次に二百四十三万になります。この差は縮小するわけでありまして、その意味で配当控除率を経過的に控除されておりました、経過的な現象ということでございます。

○渡辺武君 四十三年度を見てみますと、給与所得者の課税最低限とそれから配当所得者の課税最低限の差額は約百五十三万円ですね。ところが、四十五年度になりますと、その差が二百三、四十万になるわけですね。つまり、課税最低限の開き

がだんだん年々大きくなる傾向になっている。ですから、いま負担の公平ということ趣旨にして今度の税率の引き下げをやったんだとおっしゃいますけれども、しかし、自分の腕で働いて給与をもらつておいて、人たちの課税最低限の差額がだんだん開いてきて、そうして個人株主は有利だとい

う方向がここ数年からはっきりあらわれている。これでは、私は、負担の公平化とは言えないと思ひますが、その点はどうか。

○政府委員(細見卓君) 同様な議論は全体の減税額についてもお話があるわけでありまして、減税により減税される金額が高額所得者ほど多い、低額所得者は少ないのに高額所得者のほうが多いという議論があるわけでありまして、やはり減税がどういふ効果を生じましたかという場合には、その場合でありますと負担率でありますし、この場合におきましても配当所得者と一般の

給与所得者の課税最低限のたとえば割合というふうなものを見てまいりますと、四十三年に二・八四であるわけですが、それが二百四十三万になった状態におきましては二・三六になり、それから四十五年度におきましてはほぼ横ばい程度の割合になつておるわけでありまして。

○渡辺武君 いや同じ所得者であつて、自分で働いて給与を取つておる人たちの払う税金の課税最低限と、そうして、働いておるが働いていないかは別にいたしまして、いずれにしてもこれは不労所得ですね、ひとの会社の株を持ってその配当で暮らしているという人たちが、その人たちのほうが課税最低限ははるかに高いし、そうして年々その差が開いてきているというこの傾向は、これは無視できないと思ひます。ですから、もし負担の公平ということ言うならば、やはり給与所得者の課税最低限をもっと引き上げるべきだといふふうに思ひます。これは、時間もないので、あまり詳しく議論できませんので次に移りますけれども。

ところで、四十五年一月の税制調査会の答申を見てみますと、配当控除制度について次のように言つております。「配当控除制度は、従来、法人を株主の集合体と観念し、法人税を個人株主の所得税の前払いとみる考え方を前提として、法人と個人株主を通ずる二重課税を調整するための措置として説明されてきていた」と、こういうふうに言

われているわけですね。ところが、今回の措置によりまして、個人株主の配当控除率は引き下げられた。それにもかかわらず、法人の支払う配当の法人税率はそのままに据え置かれていて、こういうことだと思ひます。これは、先ほども議論がありましたが、政府がいままでとってきたいわゆる法人擬制説の立場がこの部分でくずれたと見て差しつかえないのじゃないかというふうな思ひますが、その点はどうか。

○政府委員(細見卓君) 法人税と所得税とのいわば二重課税排除の方式につきましては、シャウプの勧告によりましてできたときにはまさに完全な

これを廃止するかどうかですね、ぜひ廃止していただきたいと思いますので、大臣に御答弁をいただきます。

○国務大臣(福田赳夫君) これは、各方面から御要請のあることは、よく承知しております。しかし、いま渡辺さんおっしゃる通りにこれは中小企業だからというのじゃないのです。中小企業でも、あるいは大企業でも、ひとしく同族会社でありますればこれは留保を否認する、こういうたてまえをとっておるわけです。必ずしもこれは中小企業にだけというふうなたてまえでございせん。同族であるというところに問題がある。同族会社が内部留保をして配当をしない、そういう際におきましては、これは個人の事業者との間に非常に大きなアンバランスを生ずる。そこで、まあ皆さん、同族会社の方から見れば、これはもうこの制度は廃止されたらどうか、こういうような意見になると思ひますが、税制の公平ということ期してお預かりいたしております。私どももいたしましては、この問題はそう簡単にはいかない、こういうふうにお考えおるわけでありまして、いろいろな人からいろいろな御意見が出ておる問題でございまして、検討はいたしますけれども、これはなかなかそう簡単にまいらない問題であるというふうにお考えおるものであります。

○渡辺武君 ブリジストンタイヤとその辺の小さな同族会社の中小企業とは、これは全く違うんですから。だから、同じ同族会社でも、それは確かに大企業はありますよ。普通法人ですよ、問題は。普通法人と比べてみれば、明らかに不当に重い税金がかかるような仕組みのもとに置かれておるわけですから、その点、ひとつ大臣、十分に考慮しながら、廃止の方向で検討していただきたいてと重ねて要望して、次の質問に移ります。もう、大臣、けっこうです。

次に、利子所得に対する課税の問題について質問したいと思います。四十三年七月の税制調査会の長期答申によりますと、現行の利子、配当に対する特例措置は基本的にはこれを廃止する方向で

対処すべきであるというふうに言っております。また、四十五年一月の税制調査会の答申でも、利子所得に対する課税の特例については、総合課税の本則に復帰することを基本的方向としつつ、制度の改正が国民の貯蓄態度に与える心理的影響をも配慮して、漸進的にその改善合理化を図ることが適当であると考へるといふふうに言っておりますが、一体いつまでに総合課税に復帰されるのか、どのような道筋を通過して復帰するのか、その点を伺いたいと思ひます。

○政府委員(細見卓君) 将来のことはなかなか予測しにくい現状でございまして、非常に経済の状況も変わつてまいりますし、国民の生活環境も変わつてまいりますので、一がいには予測できないと思ひますが、私どもは、いまお読み願つた長期答申の方針としての基本的な指針として、この方向で努力を今後とも続けてまいらなければならぬと、かように考えております。

○渡辺武君 基本的な指針とすることであるならば、なるべく早くやはりこういう方向は実行したらどうかというふうには私は思ふのですけれども、それにしても、今度の税制改正で政府は利子所得に対する優遇措置を今後五年間も続けるとしておりますね、その理由は一体何でしようか。

○政府委員(細見卓君) やはり利子配当に対する制度が二年くらの短期でたびたび変わるということ、ある程度長期の目標なり計算によつて資産の運用がなされることを考えますと、無用の混乱を引き起こすことになるので、ある程度将来の見通しをつけた資産の運用にあつたての計算といひますか考慮に入れ得る期間を考へまして、一応五年程度が望ましい安定的な税制としての期間ではないか、かように考えたわけでございます。

○渡辺武君 昭和三十六年の税制調査会の答申を見てみますと、利子所得に対する課税方式の変遷は必ずしも全体としての貯蓄の増加に影響しなかつた、ただ課税上有利な形態の方向へ増加の流れを変えるにすぎないという趣旨のことを言つ

ておりますね。ですから、この利子所得に対する課税方式で、このたびの措置、これも別に貯蓄増進というふうな趣旨ではないことは、これは確認できますか。

○政府委員(細見卓君) いまお読み願つたという、長期税制としてお読み願つた基本的方向を踏まえながら、しかし漸進的に進むことによつて、無用の金融資産選択の上での混乱を引き起こさないということを考へておるわけでありまして、税制が預貯金の動向と関係があるかないかにつきましては、あるという意見もあり、ないという意見もあり、先ほどの法人税の話と同様でありまして、なかなか確定的なこれだというふうな両方のコンセンサスといひますか、両方の意見の一致を見るというのが非常にむづかしいことであります。

で、大事をとつて金融資産の選択に無用の混乱が生じないように漸進的な措置をとつておるわけでありまして。

○渡辺武君 私は、別に、税制調査会の言つていことが一から十まで正しいんだなんて思つちやいませんけれども、しかし、少なくとも大蔵省が気が入りの税制調査会が、利子所得に対する特別な措置、これは別に貯蓄の増進に役立っていないのだということをきき言つてゐる。もう何らの名目もなくなつてしまつた。それにもかかわらず、今度の措置で五年間も延長する。これは全く理解できないのです。

そこで、基本的にそういう方向を目ざすとおつしやつておられるので、さらに伺ひますけれども、今度新しく源泉選択制度を創設しているわけですから、課税所得幾らから源泉分離課税を選んだほうが有利か、あるいは総合課税を選んだほうが有利なのか、分岐点は一体どこにあるのか、その点をまず伺ひたいと思ひます。

○政府委員(細見卓君) つまり、源泉選択を選んだほうが有利になることは、上積み税率が二%のところから境になるわけでありまして、したがひまして、課税所得で申せば百五十万円とい

うことになりまして。したがつて、給与所得者で見ますと、二百六十七万円程度の給与所得者から源泉選択を選んだほうが有利になるというわけでございます。

○渡辺武君 利子所得者のほうは……。

○政府委員(細見卓君) 利子所得だけで申し上げますと、利子所得だけで二百二十七万二千円という金額の収入のところから上積み税率がちょうど二%になりますので、それをこえる利子所得がある人については源泉分離が有利になるわけでありまして。

○渡辺武君 分岐点が二百二十何万円ですか。

○政府委員(細見卓君) 二百二十七万二千……約三十万円であります。

○渡辺武君 この所得税法の一部改正法律案の第八十九条の第二項ですね、これを見ますと、百二十万円をこえ百五十万円以下の金額の場合税率百分の十八、それから百五十万円をこえ二百万円以下の金額の場合税率百分の二十一と、こうなつていまして、これから申しますと、百五十万円が大体分岐点というふうにお考えられますけれども、その点、どうですか。

○政府委員(細見卓君) 先ほど申し上げましたように、課税所得は百五十万円でありまして、いま申し上げましたのは、所得者として夫婦三人の場合の所得者としての収入は二百二十七万三千円、つまり控除を合わせた金額でございます。

○渡辺武君 それでは、この課税所得で申し上げて、課税所得一千万、それから二千万、五千万というふうな段階をつけて、総合課税で利子所得に対する課税を納める場合と、それから分離課税で納める場合と、税金はどんなふうになりますか。

○政府委員(細見卓君) 計算をいたしてまいりましたのは、いま申しました夫婦三人の世帯としての利子所得を考へておりまして、それでしたら一千万、二千万というのは一応計算いたしております。それでよろしうございしますか。

○渡辺武君 ええ。

○政府委員(細見卓君) それでは、それを申し上げますと、一千万円の場合であります、総合課税の場合が三百二十万三千円になりまして、これが二〇%の分離でありますから、分離の場合、一千万の場合が二百万、したがって、差額が百二十万三千円で、軽減割合が約四割の三八%になります。

それから二千万の場合であります、総合にいたしますと八百六十八万四千円でありまして、これが分離の場合二千万の二〇%で四百万でありまして、軽減が四百六十八万四千円でありまして、五三・幾ら、約五四%くらいの軽減になります。

それから三千万になれば、当然この軽減割合がふえるわけであります、総合にすれば一千四百六十四万五千円でありまして、これが分離の場合六百万円でありまして、したがって、軽減割合は五九%、こういう数字になります。

○渡辺武君 そうしますと、所得額が大きければ大きなほど分離課税でいったほうが有利だということになっていきますね、大体課税所得百五十万円を分岐点として、そういうことになっていくとすれば、つまり大口の利子所得者の場合、制度的にも分離課税が有利だということになっていくわけですから、大口の利子所得者が総合課税でやるというようなことはどうも考えられないわけですね、そうでしょう、そうしますと、先ほどは基本的には総合課税の方向を目ざしたいといっているが、今回の措置では総合課税をまず分離課税の方向に追いやろうな措置になっていると思いませんか、この点、どうでしょう。

○政府委員(細見卓君) 現状は一切が分離課税になっているわけでありまして、一五%限りの税率でとまっておりますわけでありまして、その意味におきましては、源泉分離制度になっておるわけで、少なくともたてまえとしては申告であり、源泉分離という制度が入っております。ただ、

その場合に、おっしゃる通りに金額の多いほうが有利だということは事実であります、それは現在と比べればそれにしましても税負担が大きくなってきておることはお認め願いたいと思っております。

○渡辺武君 そういうことを伺っているわけじゃないんですよ。先ほど、あなたは、基本的には税制調査会の言っているように総合課税の方向を目ざしたいと言っておられる。ところが、現実には今の措置でやっておるものは総合課税を目ざしていないで、五年間期限を延長して、しかもどこが分岐点だと言ったら、大体課税所得百五十万円以上の所得を持つていた人たちは、これは総合課税どころか、分離でやっていたほうがはるかに有利だという税制になっちゃっている。これでは、口で総合課税を目ざしますといっても、事実上制度的にそれを打ち消しているということになるのじゃないかということですよ。

○政府委員(細見卓君) 考え方によるわけでありまして、一番完全なものは分離課税であり、一番完全なものは総合課税、その中に入りますのが総合課税をたてまえにした源泉分離ということであろうかと思っております。

○渡辺武君 御回答みたいな答弁をされましたが、まあ事実は事実ですから、次に移ります。租税特別措置法の一部を改正する法律案のほうですけれども、第三条の三の三項それから四項の規定ですね、これは架空名義の預金、元本の隠蔽などを防ぐための規定と思われましますけれども、その点、どうでしょうか。

○説明員(安井誠君) 私からお答えさせていただきます。三条の三の規定は、利子所得の源泉徴収税率の軽減を定めた規定でございます、総合課税の適用を受けます利子所得につきましては一五%の源泉徴収税率で済ませるというのがたてまえになっているわけでありまして、そういういたしますと、総合課税を受ける言いながら、実は本来であれば上積み税率が二〇%あるいは二五%以上の方が総合

課税を受けるのだと称しておきながら、あとで虚偽の氏名を言われたために総合ができない場合がある。その場合には、三項によりまして、それが税務署でわかりましたときには、銀行のほうに御連絡いたしまして、次の四項にございまして、源泉選択税率と通常の税率との差額に相当する税額だけその段階で納めてもらう。もちろん、これは納めてもらっただけでは済まないわけでございます、その虚偽の申告をしたことがわかりましたと、その人たちにとりましてはこれは総合課税でございます、たとえ上積み税率が五〇であろうと六〇であろうとそれは納めてもらう。それはあくまでも税務署のほうの問題だということでございます。

○渡辺武君 そうしますと、総合課税の場合は告知とか調書というのが必要になってくるわけですね。住所氏名を偽られちゃ困るわけですから、住所氏名をちゃんと告知しなければならぬことになるわけですね。そうしますと、源泉分離の場合にはそういうきびしい規定がついていないのはどういうわけですか。

○政府委員(細見卓君) 源泉選択は、制度としては源泉選択税率によって徴収しておけばいいわけでありまして、源泉選択制度そのものの要求する範囲にとどめておるわけでありまして。

○渡辺武君 その点に私は先ほど来問題にしている一つの問題点があると思ふんです。あなた方は、これは総合課税を基本的に目ざしたのだということを盛んに言っておられながら、先ほど私が明らかにしたとおり、実際上大口の利子所得者については源泉分離でいったほうが有利だということとで、総合課税のほうに移行できないように事実上仕組んでおるのです。ところが、いま質問した点でも同じようなことが言えると思う。総合課税のときは住所氏名についてはちゃんと告知しろと、もしそれを告知しなかったときにはこれこれという規定をちゃんとこでつくっておる。ところが、源泉分離についてはそういうことをやろうとしない。もしかりにあなた方が総合課税をほ

んと目ざしていくならば、現在の源泉分離の制度についてもその準備としてやはり住所氏名の告知その他は考えておかなければならぬというふうに思います。ところが、その点が全然ない。ですから、総合課税の方向を基本的に目ざすというのはいさだかの御答弁じゃなからうかという気がするのです。その点、どうでしょう。

○政府委員(細見卓君) 源泉選択の場合は御承知のように源泉選択申告書が提出されるわけでありまして、その意味で特にこの源泉選択を選択した人たちのだけをゆるくしておるということではないと思ふ。総合課税との関連におきましては、源泉選択の税率のいかにしようと思ふますが、その税率が引き上げられるなりあるいは大幅に改定されたときにおきましては総合課税を選んだほうが有利にもなると思います。総合課税の方向へより近づいていくわけでありまして、そういう意味で二〇、二五というふうな税率もできておるわけでありまして、私どもは総合課税の方向に向かっておる改正であると、かように考えております。

○渡辺武君 時間が来たのでこれで終わりますが、やはりいまの御答弁では私は納得できないと思ふんです。つまり、基本的に目ざすという立場、私どもはこういうものはよろしく総合課税にすべきだと思ふ。しかし、そういうことを一方で御答弁されながら、他方で高額の利子所得者に対しては源泉分離課税のほうに有利だという制度をすてにつくってしまった。しかも、租税特別措置法の一部を改正する法律案のいま言った三条の三の三、これをよく見てみますと、総合課税でやる人たちについては住所氏名をちゃんと告知しなきゃならぬし、そういうことを虚偽の申告をした場合の措置もちゃんととまっております。ところが、源泉分離課税でやる人たちは、住所氏名を虚偽の通告をしてもこれはかまわぬと、言ってみればですよ。架空名義の預金をするのもいわば自由自在、元本の隠蔽をやるのもいわば自由自在というふうな仕組みになっている。これは、高額所得

者を擁護する制度であると同時に、また、あなた方のみずから言われている総合課税を目ざすということ自身を否定する措置だと思ひます。大体、戦前から戦後、いままでを通じて、利子所得者に対して総合課税にしたというような例はありませんか。私は一回もないと思ひます。あつても例外措置だと思ひますね。ですから、利子所得者について総合課税を目ざすなんていうのは私はうそだと思ひます。その点、どうでしょうか。

○政府委員(細見卓君) かつてシャープによる税制改正におきまして総合課税になっております。しかし、まあ戦前のような日本の所得税制が比較的資本の蓄積も浅いし、あるいは日本独特の所得税制を生み出していく過程で一方では資本蓄積を進めなければならなかったような時代と、だんだん経済全体の様子も変わつてまいりますので、今後の方向としては、国民みんなが資産を持つて、その資産所得については勤労所得と同じように課税されていくというのは、日本にもだんだんそういう時代が来るのではないかと、そういう意味で総合課税というものも夢ではないと私は考へております。

○理事(沢田一精君) 三案の質疑は、本日はこの程度にとどめます。
本日はこれにて散会いたします。
午後五時五十分散会

四月十七日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は四月八日)

- 一、所得税法の一部を改正する法律案
- 一、法人税法の一部を改正する法律案
- 一、租税特別措置法の一部を改正する法律案

四月十七日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、支那事変国債償還に関する請願(第一八七三号)
- 一、商工業者に対する税制対策等に関する請願

(第一九二五号)

第一八七三号 昭和四十五年四月七日受理

支那事変国債償還に関する請願

請願者 青森県北津軽郡金木町字川倉 中

谷福一外二千四名

紹介議員 津島 文治君

この請願の趣旨は、第一二六四号と同じである。

第一九二五号 昭和四十五年四月八日受理

商工業者に対する税制対策等に関する請願

請願者 大阪市生野区猪飼野西四ノ五三

南大吉外一万二千四百六十五名

紹介議員 山本伊三郎君

商工業者の営業と生活を保障するため、左記事項の実現を図らう。

- 一、商工業者をはじめ働くものの所得税、事業税は、生活費に食ひこむ課税をやめ、四大家族で年所得百二十万円まで免税にし、大会社、大金持ちに対する一兆二千億(四十三年)に及ぶ税の減免制度を廃止し、さしあつて左記諸項目を即時実施すること。
- 1 教育費控除を新設すること。
- 2 住民税の諸控除を所得税と同額にすること。
- 3 個人事業税を撤廃すること。当面、事業主控除を三十五万円に引き上げること。
- 4 物価と税金を上げる固定資産の評価替えを行なわず、生活に必要な土地、家屋は免税にすること。
- 5 納税者の権利を抑える国税不服審判所をつくらぬこと。
- 二、中小業者を切り捨てて「中小企業近代化」、「構造改善」政策をやめ、業者の営業を守り、繁栄に役立つ国の政策の確立を図り、当面左記諸項目を即時実施すること。
- 1 無担保、無保証人の融資のわくを百万円まで引き上げること。

2 国民金融公庫、環境衛生金融公庫など中小企業向け融資の資金量を大幅に増し、貸出し条件をゆるめること。

3 外国資本、大資本のスーパ・百貨店の進出及び拡張を規制すること。

4 八時間労働で生活できるよう下請加工賃の単価を引き上げること。

5 大資本の下請代金は現金払いを原則とし、手形払いの期間は三箇月以内とするよう法制化すること。

昭和四十五年五月十二日印刷

昭和四十五年五月十三日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局